

# 第2期 貝塚市子ども・子育て支援事業計画

～地域とともに子育て・親育ち～

令和2年(2020年)3月

貝塚市

ごあいさつ

このたび、令和2年度からの5年間を計画期間とする、新たな子育て支援施策の指針「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市におきましては、平成17年度から「貝塚市次世代育成支援行動計画」とその後期計画により、子どもがいきいきと育つ地域社会、安心して子育てができる環境の実現に向け、子育て支援に関する施策を推進してまいりました。

一方で、我が国が抱える少子化の問題は年々深刻度を増し、急速に進行するなかで、国は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨で、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

本市におきましても平成27年3月に「貝塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育の充実をはかるため、平成29年度から4か所の公立保育所を認定こども園に移行、施設整備に取り組むとともに、地域子育て支援拠点事業の充実に取り組んでまいりました。

また、少子化による人口減少に歯止めをかけるべく、平成27年10月に策定した「貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、妊産婦全戸訪問相談事業や子育て応援券事業等により、妊娠から出産、子育て期に至る切れ目のない支援を実施することで、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指してまいりました。

第2期計画の理念は、「子どもがすこやかに育ち 子育てに喜びを感じるまち かいつか ～地域とともに子育て・親育ち～」とし、これまでの取り組みをさらに推進させる内容となっており、本計画期間中には、子どもの貧困対策や顕在化している児童虐待に対応するため、「貝塚市子ども家庭総合支援拠点」や「貝塚市子育て世代包括支援センター」の整備、子育て中の親子が悩みを共有し支えあい、子育てを楽しむ拠点となるための「子ども・子育て交流施設」の整備も盛り込んでおります。特に、子育て中の親子がつながる場である「子ども・子育て交流施設」は、民間活力を活用し運営することで、本計画の理念である“地域とともに”を実現する、新たなまちの力となることを期待しております。

今後も、第5次貝塚市総合計画の推進方策である「市民とともに紡ぐまちづくり」を念頭に、本計画の推進に取り組むとともに、ますます多様化する子育て支援のニーズに速やかに対応してまいります。

最後になりますが、この計画策定にご尽力いただきました貝塚市子ども・子育て会議の皆さま、アンケート調査や意見募集にご協力いただきました市民の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から熱く御礼申し上げます。

令和2年3月



貝塚市長 藤原 龍男

# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	1
第1節 策定の趣旨と背景.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 策定の背景.....	1
3. 国・大阪府の経過.....	2
第2節 計画の法的根拠と目的.....	4
第3節 計画の位置づけと期間.....	4
第4節 計画策定の体制.....	6
1. 子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズの把握.....	6
2. 貝塚市子ども・子育て会議での協議.....	6
3. パブリックコメントの実施.....	6
<b>第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況</b> .....	7
第1節 人口の動向.....	7
1. 人口の動向.....	7
2. 人口動態.....	10
第2節 世帯の動向.....	13
1. 世帯数と平均世帯人員の推移.....	13
2. 家族構成.....	14
第3節 就労の動向.....	15
1. 就業人口.....	15
2. 女性の年齢階級別労働力率.....	15
第4節 ニーズ調査結果からみた主な子育て支援ニーズ.....	18
1. 保育サービス.....	18
2. 仕事と子育ての両立について.....	25
3. 子育てを実践して感じることについて.....	28
4. 地域での子育て支援活動の状況.....	30
5. 子育て家庭の経済的な状況.....	38
第5節 第1期計画における取組みの総括.....	43
1. 第1期計画の基本目標ごとの主な取組みの状況と課題.....	43
第6節 第2期計画における取組み課題.....	62
<b>第3章 計画の基本構想</b> .....	65
第1節 計画の基本理念.....	65
第2節 計画推進にあたっての基本的視点.....	66
第3節 子ども・子育て支援に向けた基本目標.....	68
基本目標Ⅰ 親と子の健やかな成長を支援します.....	68

基本目標Ⅱ 家庭や地域における子育てを支援します	69
基本目標Ⅲ 子育てと多様な活動の両立を支援します	70
基本目標Ⅳ 子どもの権利を守り、安全・安心にさせるまちをつくります	71
第5節 施策の体系	72
<b>第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開</b>	<b>74</b>
第1節 親と子の健やかな成長を支援します	74
1. 親と子への切れ目のない健康支援	74
2. 人間性を輝かせる教育の充実	77
第2節 家庭や地域における子育てを支援します	82
1. 家庭における子育て支援	82
2. 地域で支えあう子育ての推進	85
第3節 子育てと多様な活動の両立を支援します	87
1. 多様なニーズに応じた保育サービスの提供	87
2. 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実	88
第4節 子どもの権利を守り、安全・安心にさせるまちをつくります	89
1. 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進	89
2. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進	93
3. 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実	96
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策</b>	<b>98</b>
第1節 量の見込み算出及び確保方策の概要	98
1. 趣旨	98
2. 教育・保育提供区域の設定	98
3. 量の見込み算出手順	99
第2節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策	102
1. 推計児童数	102
2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容、実施時期	104
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容、実施時期	109
<b>第6章 計画の推進</b>	<b>125</b>
第1節 計画の推進方法	125
第2節 市民、関係機関・団体との連携の推進	125
<b>参考資料</b>	<b>126</b>
1. 貝塚市子ども・子育て会議規則	126
2. 貝塚市子ども・子育て会議委員名簿	128
3. 計画策定経過	129

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 策定の趣旨と背景

### 1. 策定の趣旨

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度(2015年度)に「貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、次世代育成支援対策を含め、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。

第1期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、第1期計画での取り組みの成果と課題をはじめ、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズ、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請などを踏まえ、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とした「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

### 2. 策定の背景

わが国が抱える少子化の問題は年々深刻度を増し、急速に進行しています。

厚生労働省が公表した人口動態統計では、平成30年(2018年)のわが国の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの数)は1.42と、平成29年(2017年)の1.43から0.01下がり、3年連続で低下しています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況を踏まえ、国では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るため、平成24年(2012年)8月に、子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」)が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかし、子ども・子育て関連3法等の施行以降、都市部を中心に保育所待機児童は依然増加を続けるとともに、児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正を行っています。また、平成25年(2013年)に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年(2019年)6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保

育の重要性や幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年(2019年)10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

### 3. 国・大阪府の経過

#### 〔1〕国の動き

##### ■子ども・子育て関連3法の成立（平成24年（2012年）8月）

国では、従来の子育て支援施策の考え方から一歩進め、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進する趣旨で「子ども・子育て関連3法」を發布し、この3法の成立に伴い、各行政での地域施策を計画するように定めています。

##### ■「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行（平成26年（2014年）4月）

「次世代育成支援対策推進法」は、平成26年度末(2014年度末)までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。引き続き、子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（令和7年(2025年)3月31日まで）しています。

##### ■「児童福祉法」の改正（平成28年（2016年）6月3日公布）

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念が明確化されました。また、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるよう定められました。

##### ■「子育て安心プラン」（平成29年（2017年）6月）

このプランは、待機児童解消に必要な受け皿を整備するため、約22万人分の予算を平成30年度(2018年度)から令和元年度末(2019年度)までに確保し、遅くとも令和2年度末(2020年度末)までに全国の待機児童の解消を目標とすること、また、「M字カーブ」(注1)を解消するため、平成30年度(2018年度)～令和4年度末(2022年度末)までの5年間で女性就業率を80%にすることを目標としています。これらを柱として「6つの支援パッケージ」(保育の受け皿の拡大、保育の人材の確保、保護者への育児支援、保育の質の確保等)を設定し、全ての人が無理なく子育てと仕事を両立できる社会を目指すこととしています。

注1：「M字カーブ」は、女性の労働力率を年齢階級別にみた際に表れる「M字」型の線をいい、出産・子育て期にあたる30歳代で就業率が落ちることをいいます。

## ■「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

(令和元年(2019年)6月)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、議員立法の法律案として提案され、衆・参両院の全ての政党の賛成のもとに、平成25年(2013年)6月に成立、平成26年(2014年)1月から施行されています。その後、令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として改正・公布され、貧困対策が子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することなどが明記されています。

## ■「幼児教育・保育の無償化」の施行(令和元年(2019年)10月1日から)

保育所や幼稚園、認定こども園等に通う3～5歳の全ての子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無料とする制度が令和元年(2019年)10月1日から開始されました。令和2年(2020年)4月からは高等教育を含めて全面実施される予定となっています。

## 〔2〕大阪府の動き

大阪府では、次世代育成支援対策推進法や大阪府子ども条例などに基づく、子ども施策の総合的な計画として、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5か年を計画期間とする「こども・未来プラン(大阪府次世代育成支援行動計画)後期計画」を策定しました。その後、後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年(2015年)3月に「大阪府子ども総合計画」(平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)の10年間)を策定しています。

## 第2節 計画の法的根拠と目的

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定しています。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を継承し、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策を含む計画です。

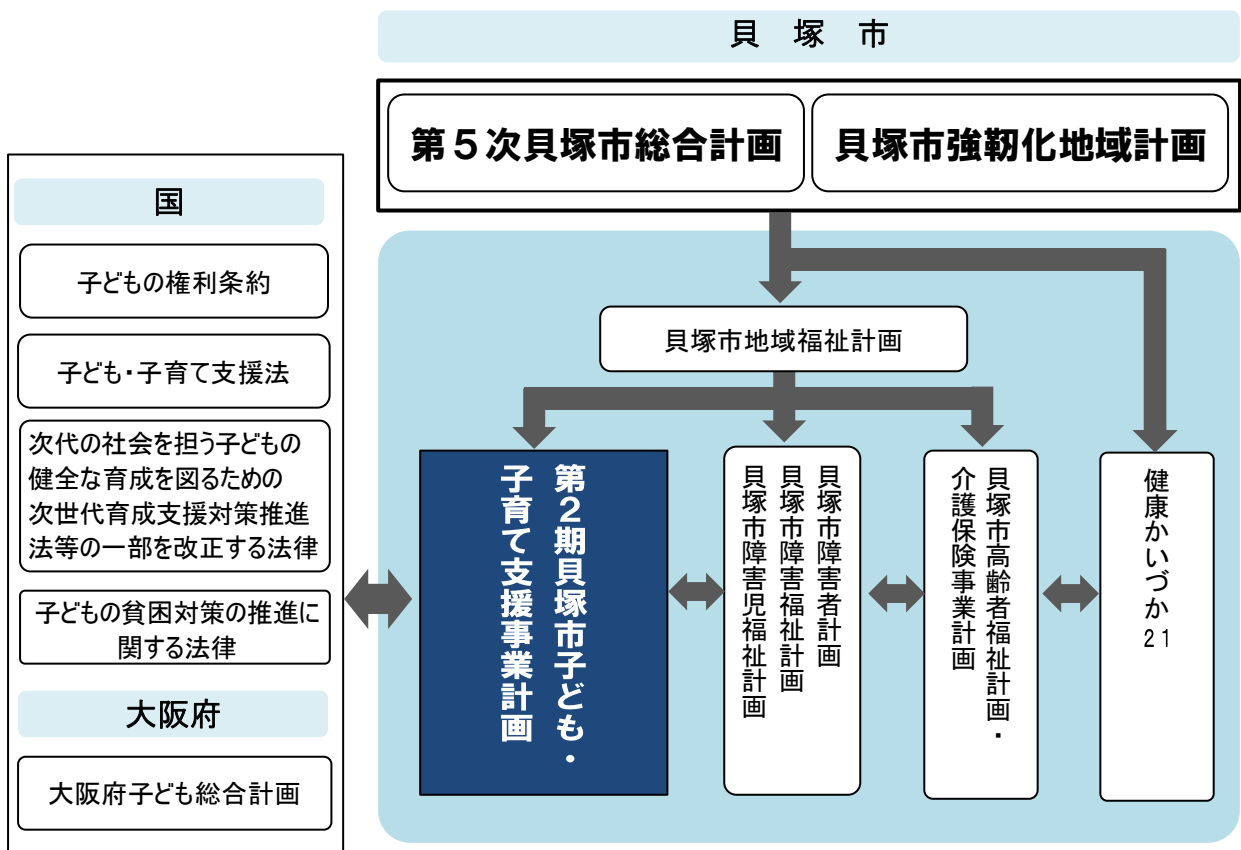
子ども・子育て支援事業計画は、今後5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）を求め、その確保の内容及び方策について定めたもので、年度ごとに数値を示した計画です。

## 第3節 計画の位置づけと期間

本計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、「第5次貝塚市総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域で支え合い、子どもの心身の健全な育成を図る環境整備を推進するための部門別計画となるものです。

また、大阪府の「大阪府子ども総合計画（本体計画）」における次世代育成支援の取組みの考え方を踏まえながら、平成19年（2007年）4月に制定された「大阪府子ども条例」に基づく計画として位置づけ、「第3次貝塚市地域福祉計画」等関連計画との調和を図り策定します。

### ■関連法・計画等との関係図





本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

【計画の期間】

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2026年度)	
貝塚市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画)										評価 次期計画策定	次期計画 (令和7年度以降)		
					貝塚市子ども・子育て支援事業計画 (本計画) (第2期計画)								

## 第4節 計画策定の体制

### 1. 子育て家庭の幼児期の教育・保育ニーズの把握

就学前児童及び小学生を養育する保護者を対象に「貝塚市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

#### ■貝塚市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施概要

- 調査対象：市内在住の就学前児童の保護者 2,002人  
市内在住の小学生の保護者 2,004人
- 調査方法：郵送による配付及び回収
- 調査期間：平成31年(2019年)2月25日(月)～平成31年(2019年)3月11日(月)
- 回収結果：

区分	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	2,002件	813件	40.6%
就学児童(小学生)	2,004件	804件	40.1%

### 2. 貝塚市子ども・子育て会議での協議

貝塚市子ども・子育て会議規則に基づき、「貝塚市子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査の検討をはじめ、本市の子ども・子育て支援の現状と課題を把握し、各委員の意見を聴取し、計画策定に努めました。

### 3. パブリックコメントの実施

市ホームページや市内の公共施設等で本計画(素案)を公開し、素案に対する市民の意見を募集するパブリックコメント(意見公募)の実施を通じ、本計画への反映に努めました。

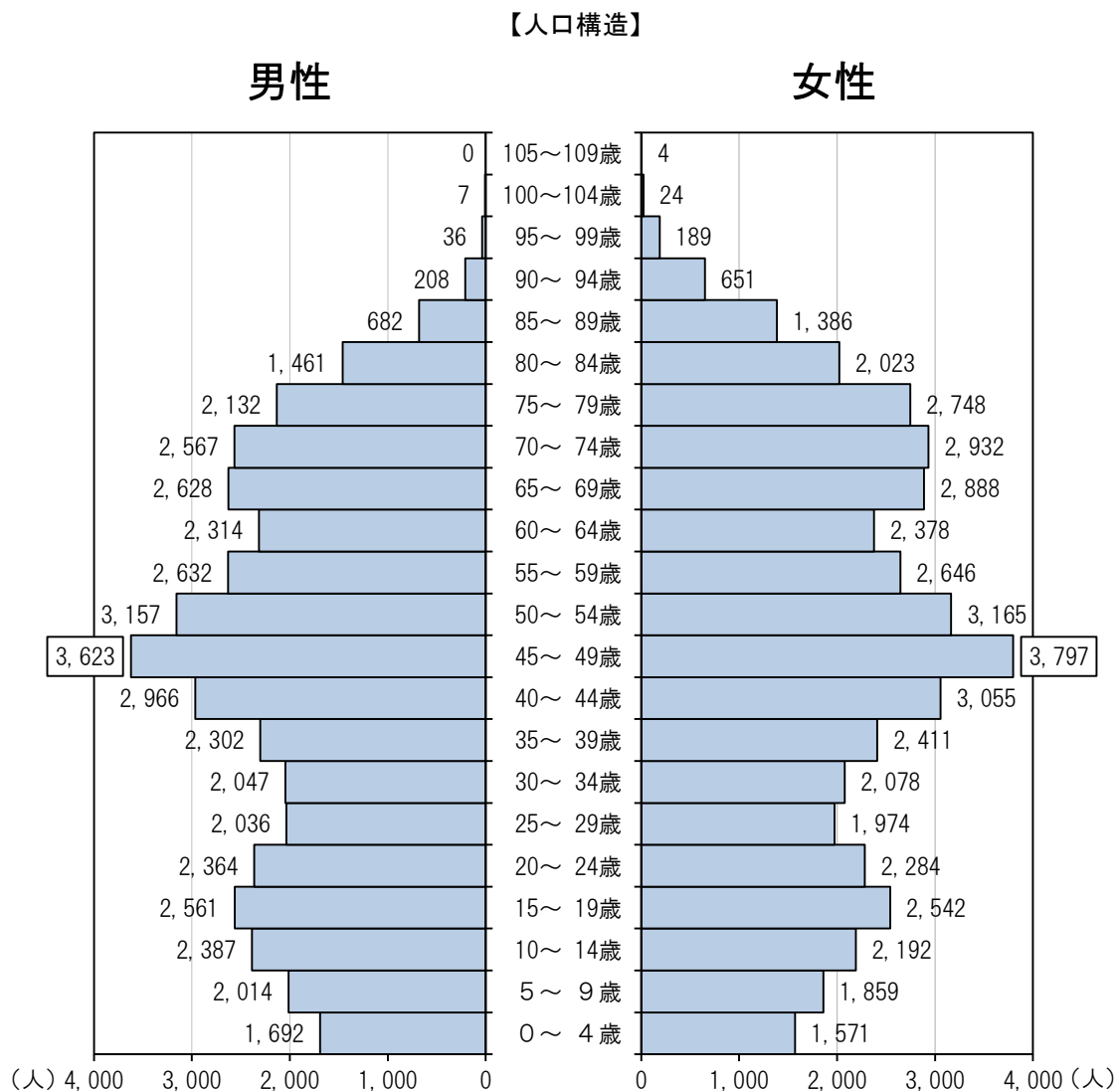
## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

### 第1節 人口の動向

#### 1. 人口の動向

##### 〔1〕人口構造

本市の平成31年(2019年)4月1日現在の人口構造を人口ピラミッドで表すと、男女とも45～49歳をピークにそれ以下の若年層の人口が少なくなっており、“つぼ型”に近い形になっています。



資料：住民基本台帳（平成31年(2019年)4月1日現在）

## 〔2〕 総人口の推移

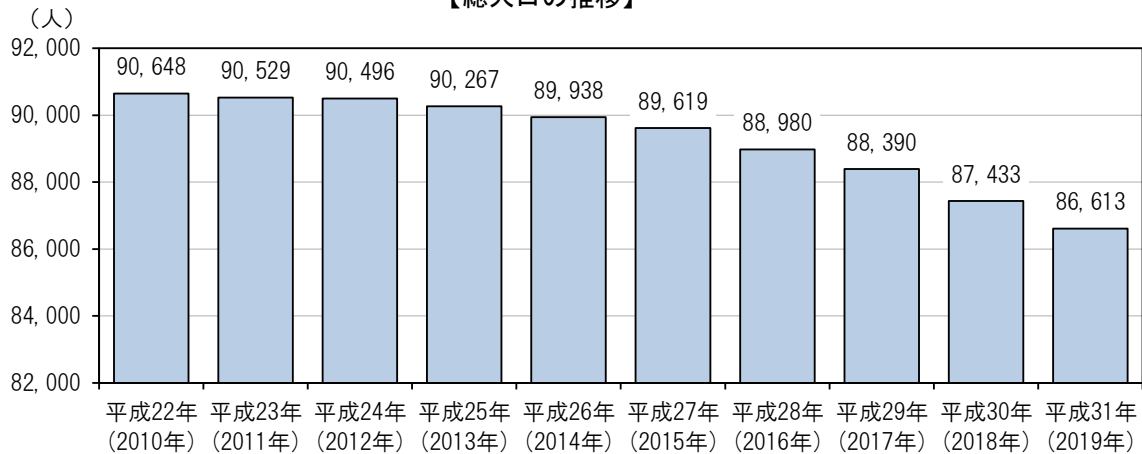
本市の人口は、緩やかに減少しており、平成31年(2019年)4月1日現在86,613人となっています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
総人口	90,648	90,529	90,496	90,267	89,938	89,619	88,980	88,390	87,433	86,613
0～14歳	14,637	14,505	14,358	14,102	13,786	13,381	13,044	12,630	12,199	11,715
15～64歳	57,233	57,038	56,671	56,003	55,291	54,749	54,043	53,541	52,826	52,332
65歳以上	18,778	18,986	19,467	20,162	20,861	21,489	21,893	22,219	22,408	22,566

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

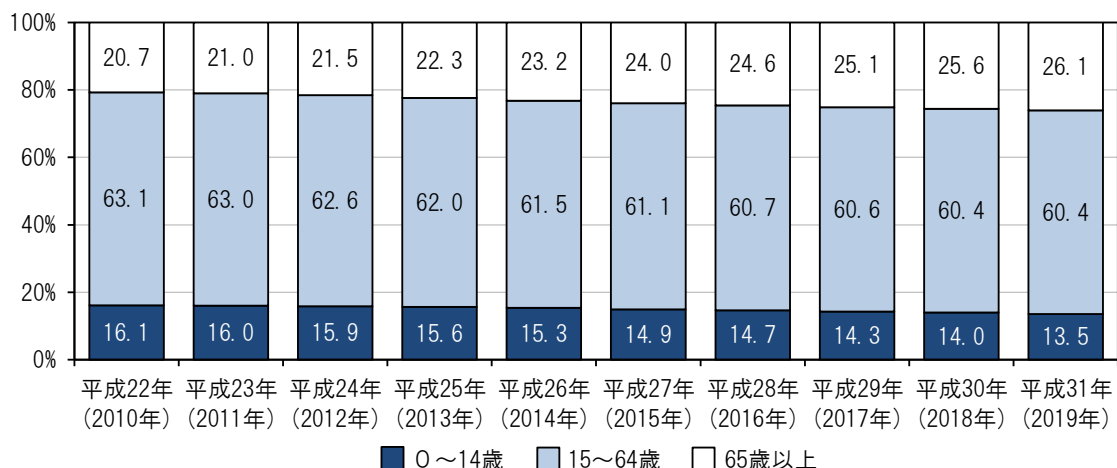
【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢3区分別に人口構成の推移をみると、「65歳以上」の老年人口比率は徐々に増加傾向にあり、「15～64歳」の生産年齢人口比率は少しずつ減少しています。さらに、「0～14歳」の年少人口の比率も減少しており、少子高齢化が進んでいる状況となっています。

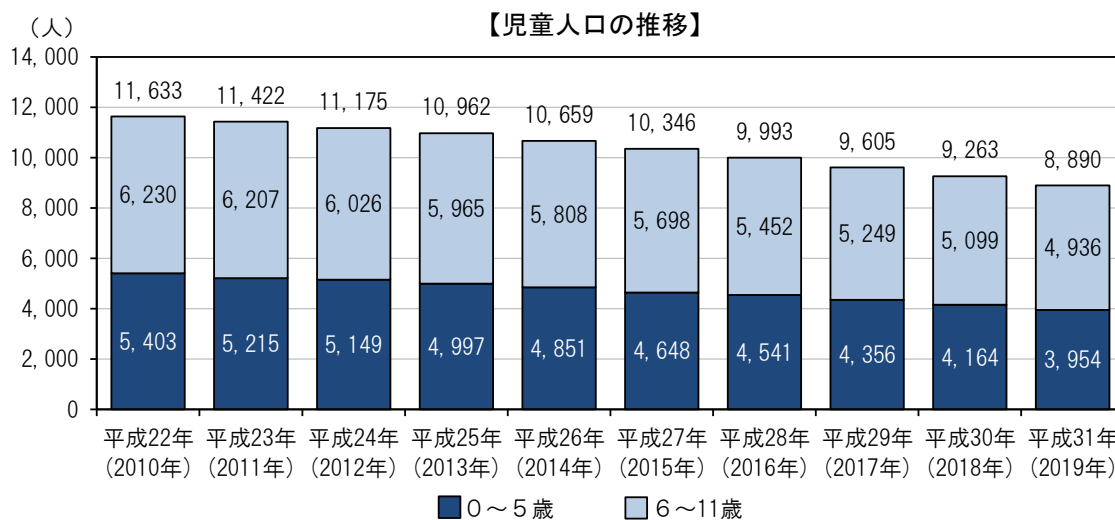
【年齢3区分別人口比率の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 〔3〕 児童人口の推移

児童人口（0～11歳）の推移をみると、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）とも緩やかな減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

計画期間の本市における0～11歳までの児童人口について、住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法<sup>(※)</sup>により推計した令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までの結果は、下記のとおりとなっています（平成31年(2019年)4月1日時点における推計値）。

今後、0～11歳までの児童人口は減少し、平成31年(2019年)の8,890人から令和6年(2024年)には7,520人へと減少するものと見込まれます。

年齢別の内訳では、0～5歳児までの就学前児童、6～11歳児までの小学生ともに減少するものと見込まれます。

#### 【推計児童人口】

区分	平成27年(2015年) (国勢調査)			平成31年(2019年) (住基実績)			将来人口						
	全体	男	女	全体	男	女	令和2年(2020年)			令和6年(2024年)			
就学前	0歳	676	335	341	564	279	285	568	288	280	524	266	258
	1歳	689	362	327	630	339	291	574	286	288	543	278	265
	2歳	727	393	334	650	327	323	637	343	294	560	287	273
	3歳	822	440	382	717	376	341	656	330	326	578	294	284
	4歳	818	414	404	702	371	331	708	370	338	587	298	289
	5歳	821	417	404	691	371	320	703	373	330	587	292	295
	0～5歳小計	4,553	2,361	2,192	3,954	2,063	1,891	3,846	1,990	1,856	3,379	1,715	1,664
小学生	6歳	853	436	417	788	424	364	688	365	323	640	340	300
	7歳	856	422	434	785	399	386	786	419	367	651	321	330
	8歳	896	447	449	809	408	401	785	400	385	706	364	342
	9歳	941	505	436	800	412	388	803	404	399	694	361	333
	10歳	947	504	443	887	471	416	798	410	388	681	358	323
	11歳	1026	515	511	867	430	437	876	464	412	769	409	360
	6～11歳小計	5,519	2,829	2,690	4,936	2,544	2,392	4,736	2,462	2,274	4,141	2,153	1,988
合計	10,072	5,190	4,882	8,890	4,607	4,283	8,582	4,452	4,130	7,520	3,868	3,652	

※平成31年(2019年)の数値は4月1日現在 ※将来人口の数値は住民基本台帳により推計

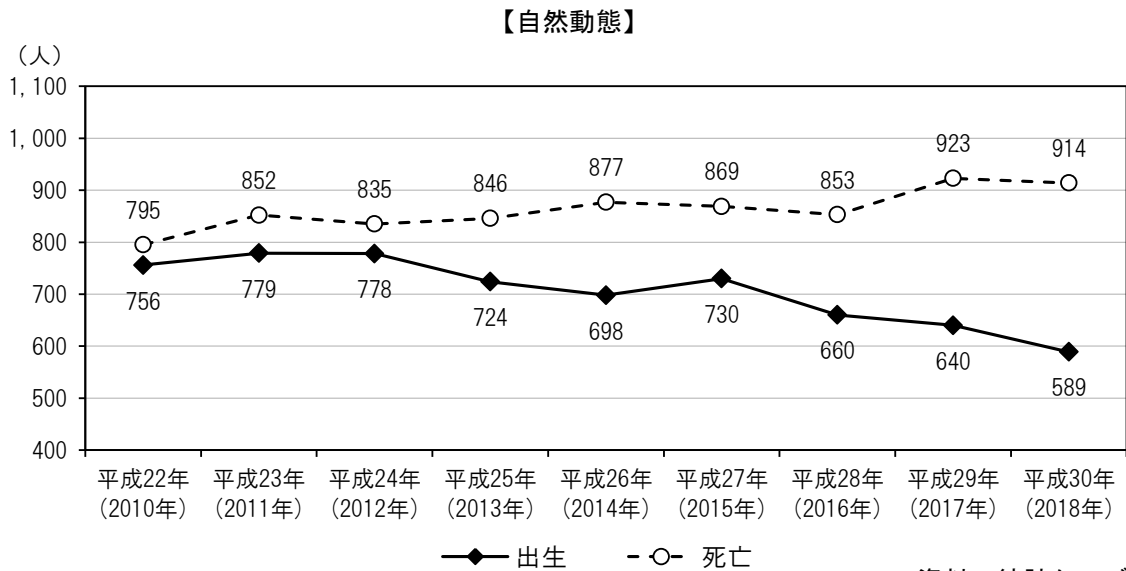
(※) コーホート変化率法

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいう。その各コーホートについて、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 2. 人口動態

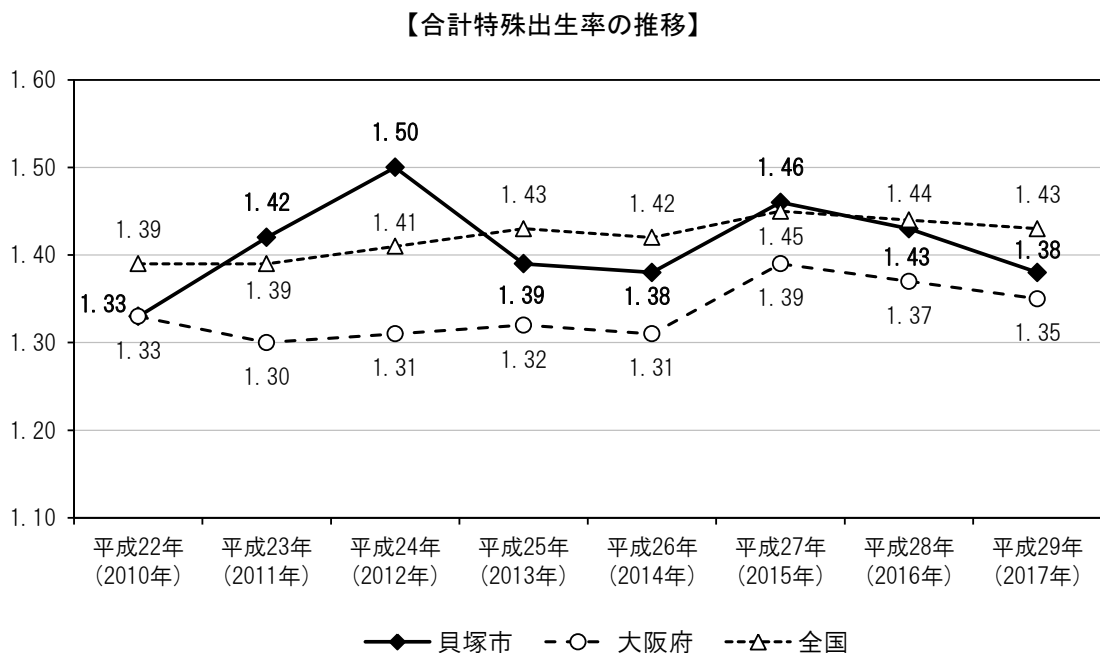
### 〔1〕自然動態（出生数・死亡数）

平成30年(2018年)の出生数は589人、死亡数は914人となっており、出生数は減少傾向にあります。死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。



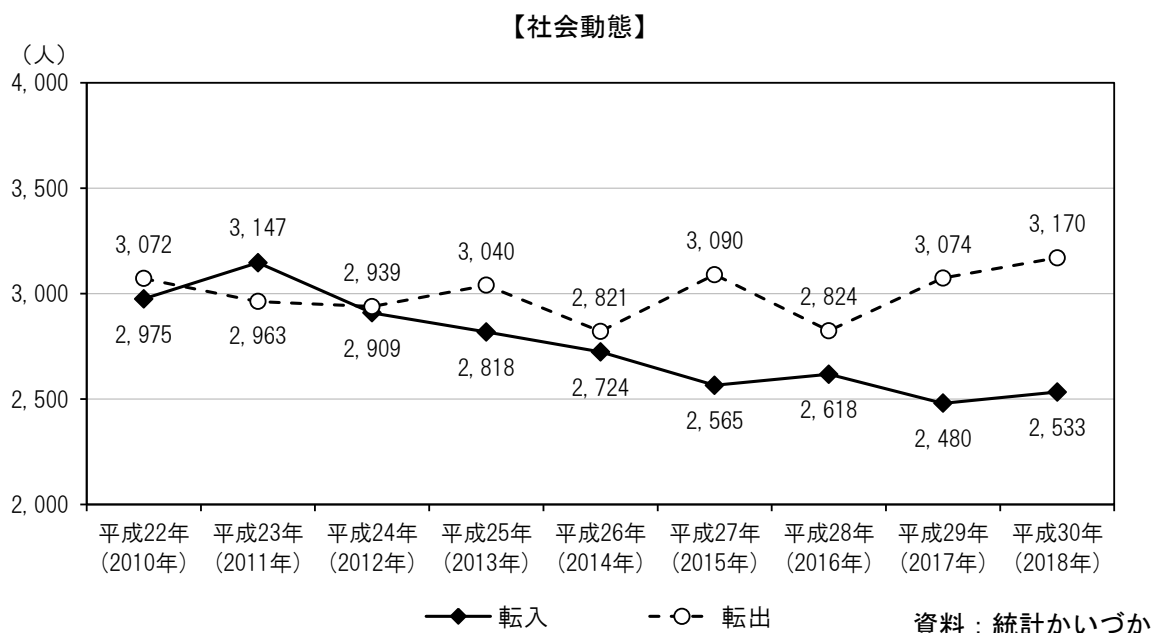
### 〔2〕合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成29年(2017年)で1.38となっており、全国より低いものの、大阪府とは同程度となっています。しかし、人口の維持に必要とされる2.08を大きく下回っており、出生率が上昇に転じなければ、さらに人口の減少が進むものと見込まれます。



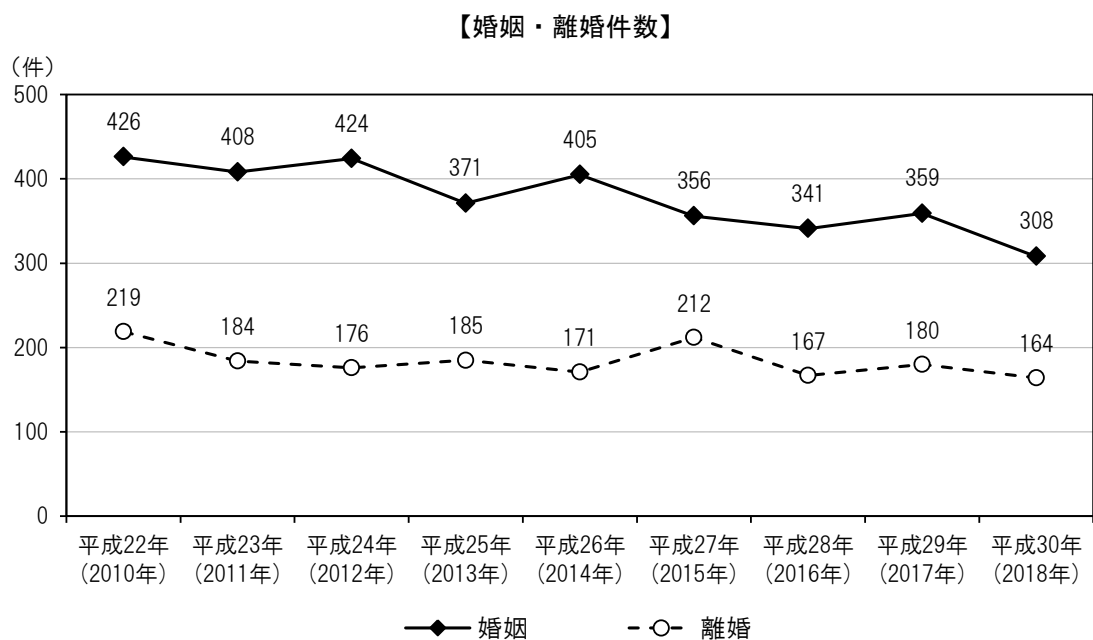
### 〔3〕社会動態（転入数・転出数）

平成30年(2018年)の転入数は2,533人、転出数は3,170人で、転出数が転入数を上回っています。経年でみると、転入の数が徐々に減少傾向にあります。

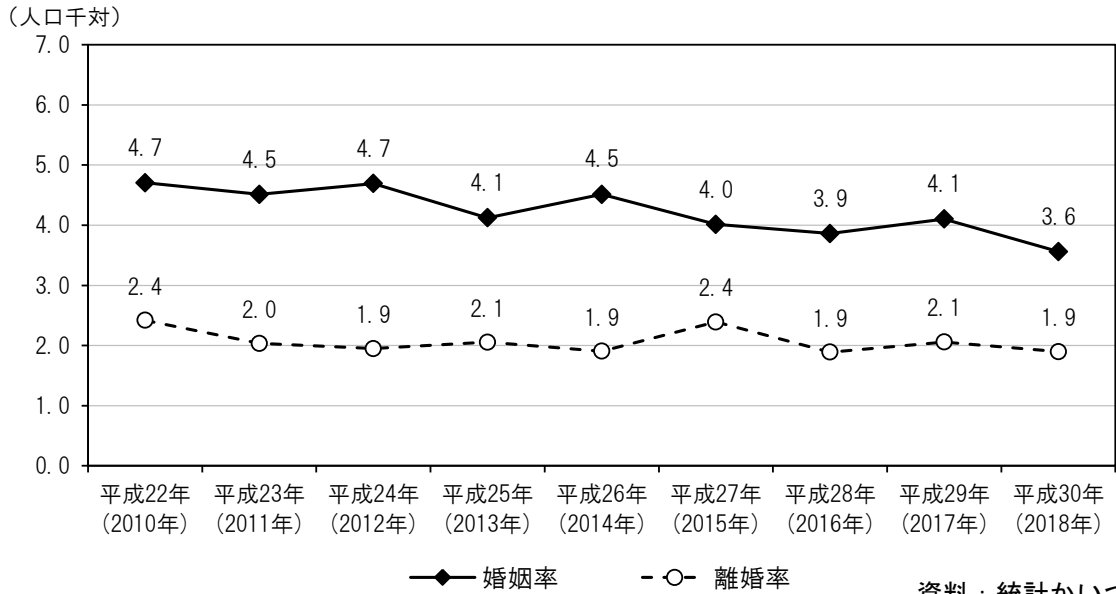


### 〔4〕婚姻・離婚件数

婚姻・離婚とも、件数は増減を繰り返しながら推移しています。平成30年(2018年)の婚姻件数は308件で8年前に比べ118件減少、離婚件数は164件で55件減少となっており、いずれも減少傾向となっています。



【<参考>婚姻・離婚率（人口千人当たり）】



資料：統計かいつか

※算出に用いた人口は、各年10月1日現在の推計人口

未婚率の推移をみると、男女とも各年代のいずれにおいても未婚率は上昇しており、なかでも25～29歳の半数以上が未婚者となっています。

平成27年(2015年)の数値について全国・大阪府と比較すると、本市は、男女とも20～24歳を除く年代で、全国水準を下回っていますが、20～24歳は男女とも全国・大阪府に比べて高い未婚率となっています。

【未婚率の推移】

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年 (2000年)	全 国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	大阪府	93.3	88.9	69.1	55.2	42.0	29.1	24.5	16.2
	貝塚市	88.0	83.9	61.8	46.4	34.7	21.7	21.1	11.5
平成17年 (2005年)	全 国	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4
	大阪府	94.1	90.1	72.1	61.9	46.8	34.5	29.1	20.9
	貝塚市	89.9	83.6	60.3	50.7	38.1	24.2	23.9	15.7
平成22年 (2010年)	全 国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	大阪府	90.8	87.6	68.7	61.4	45.6	36.8	34.6	25.3
	貝塚市	90.8	86.7	65.6	54.5	39.4	29.3	30.0	17.5
平成27年 (2015年)	全 国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	大阪府	87.9	85.7	63.7	58.1	41.3	35.0	31.2	25.3
	貝塚市	93.0	88.3	68.6	58.6	43.0	31.7	28.3	20.6

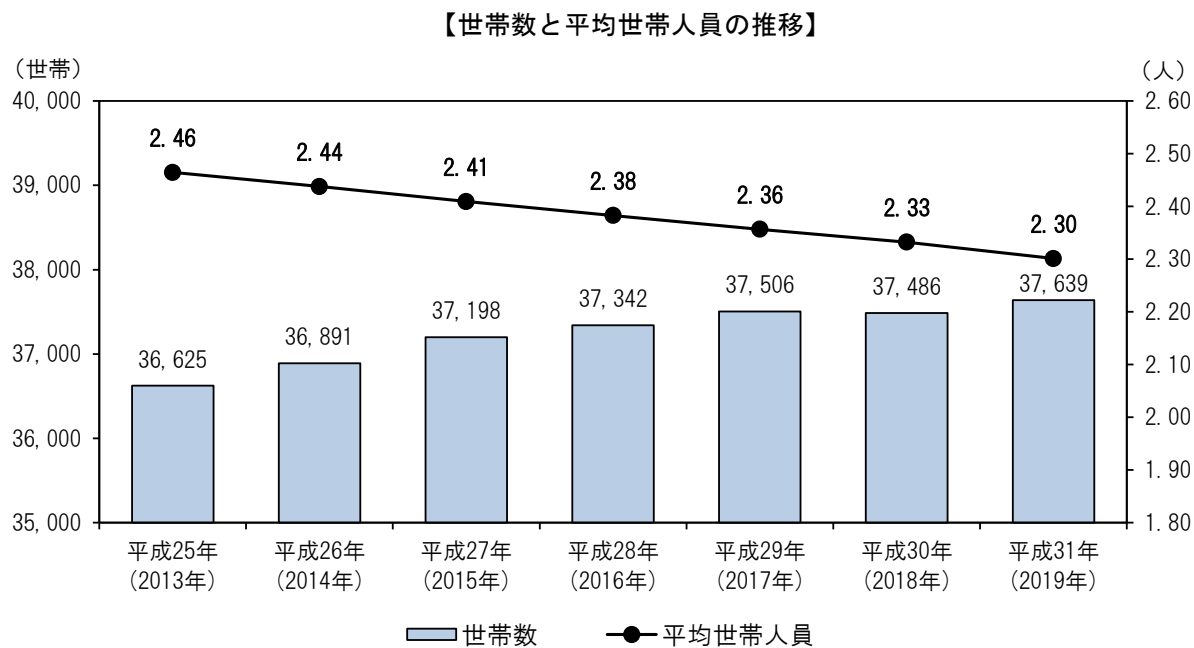
資料：国勢調査



## 第2節 世帯の動向

### 1. 世帯数と平均世帯人員の推移

世帯数の推移をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成25年(2013年)では36,625世帯ですが、平成31年(2019年)には37,639世帯となり、1,014世帯増となっています。しかし、1世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成31年(2019年)は2.30人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2. 家族構成

世帯構成をみると、一般世帯のうち核家族世帯（夫婦のみ世帯や夫婦と子どものみの世帯等）が、いずれの年次も7割近くを占めています。一方、単身世帯も増加傾向にあり、家族の小規模化は単身世帯の増加が大きく影響しているものと考えられます。

【家族構成の推移】

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	世帯数（世帯）	26,887	29,585	31,500	32,938	33,289
	割合（％）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
核家族世帯	世帯数（世帯）	18,163	19,990	20,936	21,766	21,935
	割合（％）	67.6%	67.6%	66.5%	66.1%	65.9%
その他親族世帯	世帯数（世帯）	4,027	3,858	3,622	3,067	2,583
	割合（％）	15.0%	13.0%	11.5%	9.3%	7.8%
非親族世帯	世帯数（世帯）	51	79	115	192	204
	割合（％）	0.2%	0.3%	0.4%	0.6%	0.6%
単身世帯	世帯数（世帯）	4,646	5,658	6,827	7,913	8,560
	割合（％）	17.3%	19.1%	21.7%	24.0%	25.7%

資料：国勢調査

また、ひとり親世帯（母子・父子世帯）の状況を見ると、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年(2015年)で2.7%となっています。

【ひとり親世帯の推移】

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	世帯数（世帯）	26,887	29,585	31,500	32,938	33,289
	割合（％）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり親世帯 計	世帯数（世帯）	445	569	792	884	908
	割合（％）	1.7%	1.9%	2.5%	2.7%	2.7%
（うち）母子世帯	世帯数（世帯）	383	503	716	814	835
	割合（％）	1.4%	1.7%	2.3%	2.5%	2.5%
（うち）父子世帯	世帯数（世帯）	62	66	76	70	73
	割合（％）	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

※母(父)子世帯とは、未婚、死別または離別の女(男)親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯をいいます。

資料：国勢調査

### 第3節 就労の動向

#### 1. 就業人口

就業人口をみると、第1次及び第2次産業の就業人口は減少しているのに対し、第3次産業は増加しています。就業者の3人に2人以上は第3次産業に従事しています。また、就業人口に占める女性の割合は、いずれの年次も4割を占めており、上昇傾向にあります。

【就業人口構造】

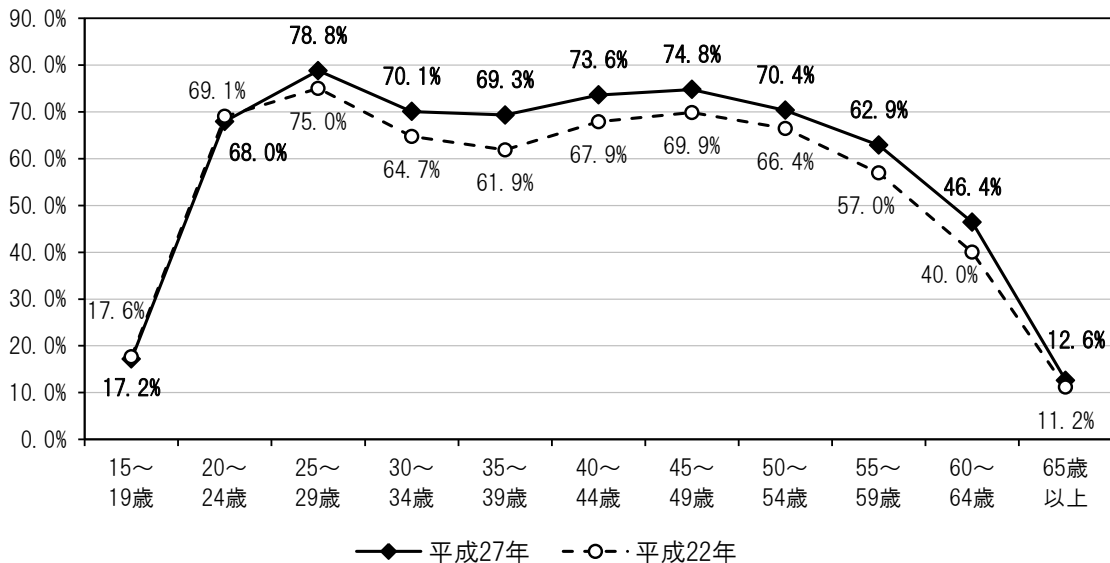
		合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	就業人口に占める女性の割合
平成7年 (1995年)	就業人口(人)	40,111	752	14,398	24,556	405	38.6%
	割合(%)	100.0%	1.9%	35.9%	61.2%	1.0%	
平成12年 (2000年)	就業人口(人)	39,880	659	12,694	25,813	714	39.4%
	割合(%)	100.0%	1.7%	31.8%	64.7%	1.8%	
平成17年 (2005年)	就業人口(人)	39,501	642	10,804	27,054	1,001	40.8%
	割合(%)	100.0%	1.6%	27.4%	68.5%	2.5%	
平成22年 (2010年)	就業人口(人)	39,597	584	9,742	26,731	2,540	42.2%
	割合(%)	100.0%	1.5%	24.6%	67.5%	6.4%	
平成27年 (2015年)	就業人口(人)	39,632	605	9,697	27,558	1,772	44.0%
	割合(%)	100.0%	1.5%	24.5%	69.5%	4.5%	

資料：国勢調査

#### 2. 女性の年齢階級別労働力率

平成27年(2015年)の女性の年齢別労働力率をみると、20歳代後半は8割近くまで就労していますが、子育て期と思われる30～39歳で労働力率は低下し、子育てが落ち着く頃であると思われる40歳以降から労働力率は上昇し、45～49歳では74.8%を占めています。平成22年(2010年)に比べると、子育て期の労働力率が上昇しています。

【年齢別労働力率(女性)】



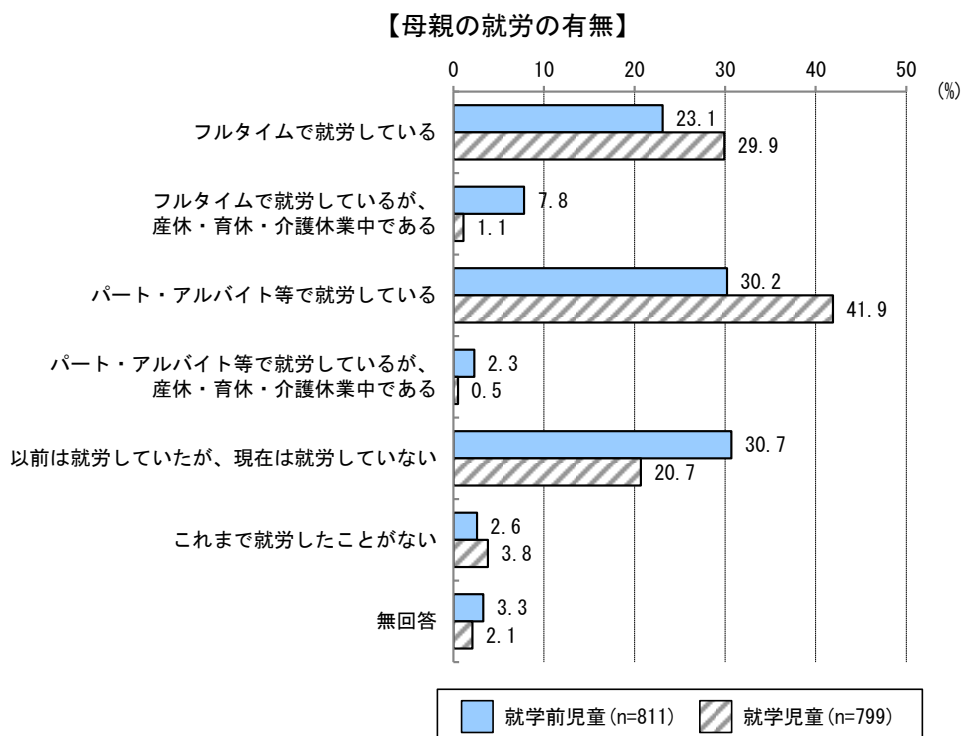
資料：国勢調査

〔平成30年度(2018年度)ニーズ調査の結果から〕

①母親の就労の有無

平成30年度(2018年度)に実施したニーズ調査によると、就学前児童の就労している母親の割合は63.4%を占めており、そのうち「パート・アルバイト等で就労している」が30.2%、「フルタイムで就労している」が23.1%となっています。

就学児童の就労している母親の割合は73.4%を占めており、そのうち「パート・アルバイト等で就労している」が41.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労している」が29.9%となっています。

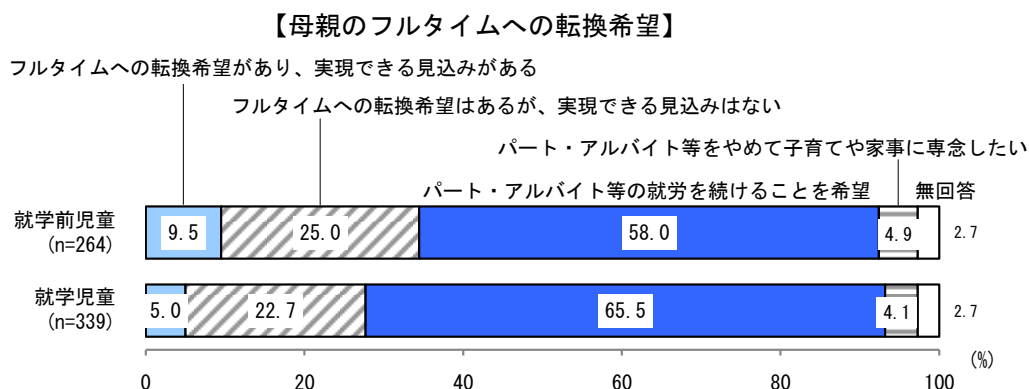


資料：平成30年度(2018年度)ニーズ調査

※グラフ中の「n」は当該質問の回答者数(以下同様)

②フルタイムへの転換希望

パート・アルバイトで就労している母親に、フルタイムへの転換希望をたずねると、就学前児童・就学児童の母親とも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多く、60%前後を占めています。次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が続いています。



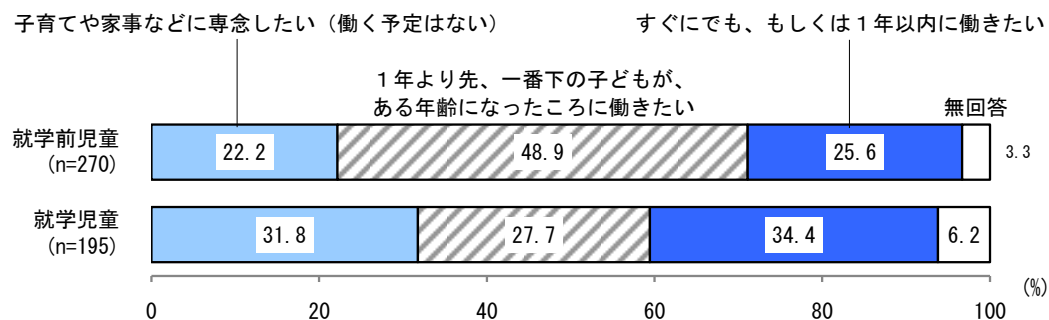
資料：平成30年度(2018年度)ニーズ調査

### ③就労していない母親の就労の希望

就労していない就学前児童の母親に、就労希望をたずねると、「1年より先、一番下の子どもが、ある年齢になったところに働きたい」が48.9%で最も多く、そのうち一番下の子どもが“3歳になったころ”が最も多くなっています。

就学児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が34.4%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が31.8%となっています。

【就労していない母親の就労希望】



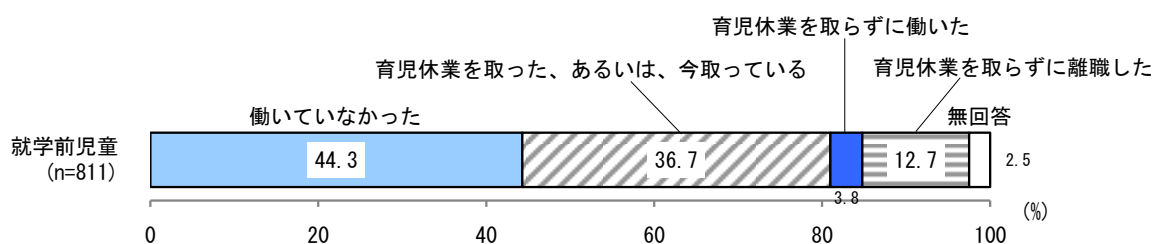
資料：平成30年度(2018年度)ニーズ調査

### ④育児休業の取得状況

就学前児童の母親の育児休業の取得状況については、働いている母親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が36.7%で最も多く、次いで「育児休業を取らずに離職した」が12.7%となっています。

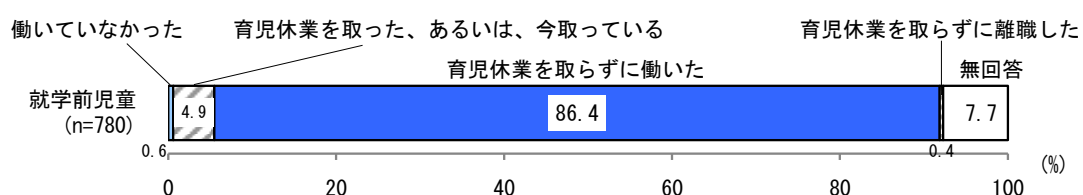
育児休業を取らずに離職したと回答した母親に、その理由をたずねると、「子育てや家事に専念するため」が29.1%で最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が26.2%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が21.4%となっています。

【母親の育児休業の取得状況】



父親の育児休業の取得状況については、「育児休業を取らずに働いた」が86.4%で最も多く、次いで、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が4.9%となっています。

【父親の育児休業の取得状況】



資料：平成30年度(2018年度)ニーズ調査

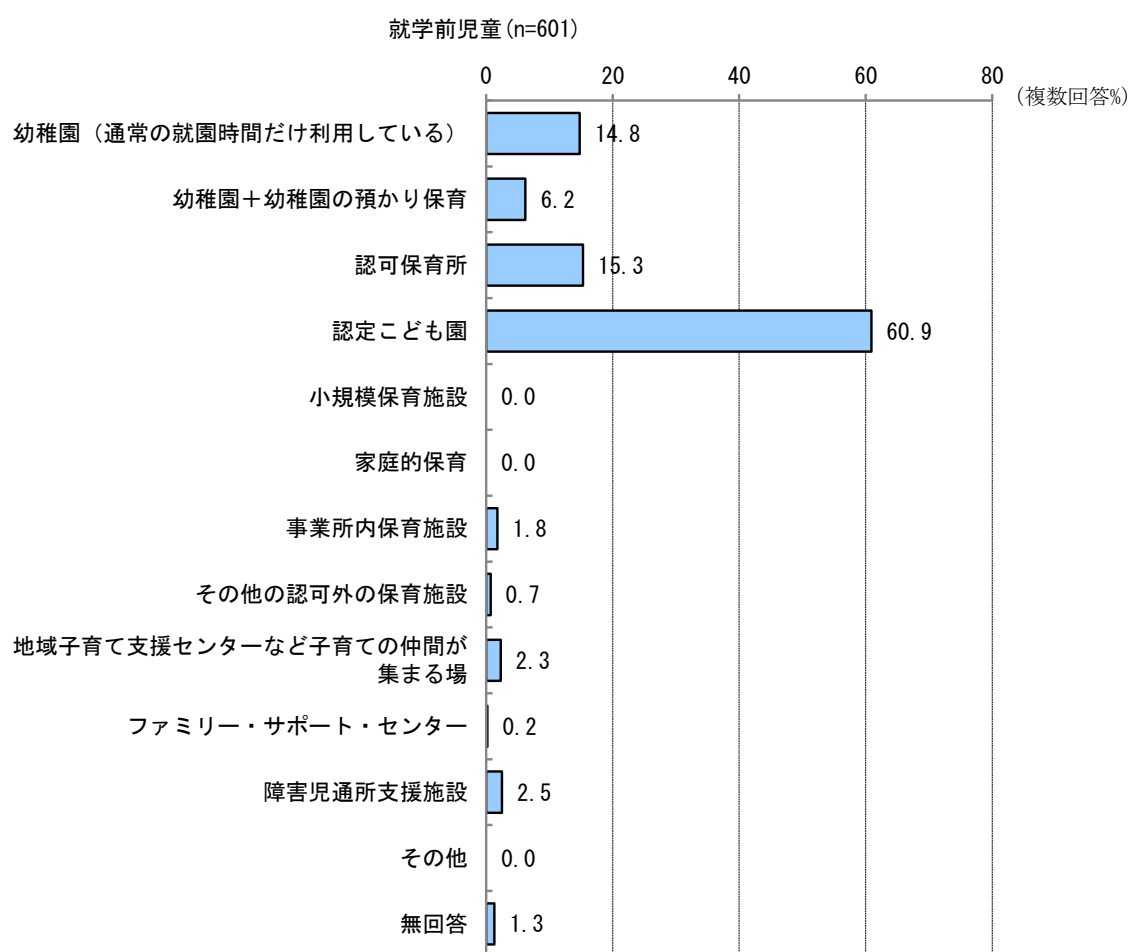
## 第4節 ニーズ調査結果からみた主な子育て支援ニーズ

### 1. 保育サービス

#### ① 平日に定期的に利用している施設やサービス

平日に施設やサービスを利用していると回答した保護者に、利用している施設やサービスをたずねると、「認定こども園」が60.9%で最も多く、次いで「認可保育所」が15.3%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」が14.8%となっています。

【平日に定期的に利用している施設やサービス】

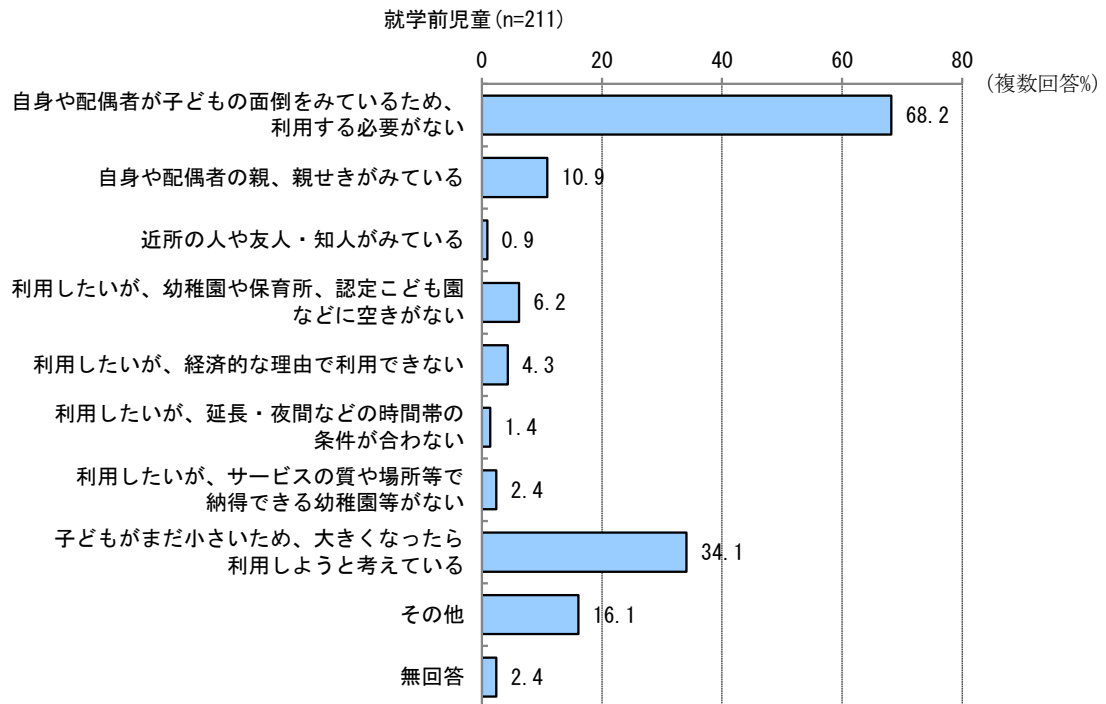


※グラフ中の「n」は当該質問の回答者数（以下同様）

## ②子どもを預かる施設やサービスを利用していない理由

施設やサービスを利用していない人に、その理由をたずねると、「自分や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が68.2%で最も多くなっています。

### 【子どもを預かる施設やサービスを利用していない理由】



### ③保育に対するニーズ

保育サービスの利用希望がある保護者のうち、「認定こども園」へのニーズが最も高く、特に0・1・5歳児の保護者では6割以上を占めています。また、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」では1・3・4歳児の保護者で、「認可保育所」では0・1歳児の保護者で3割以上を占めています。

平成25年度(2013年度)に実施した前回調査の結果では、0・1・5歳児の保護者では「認可保育所」の割合が約半数を占め最も高くなっていましたが、今回の調査結果では「認定こども園」が最も高くなっています。これは、子ども・子育て支援新制度の開始により、認可保育所14施設の内、11施設が認定こども園へ移行したことが大きな要因となっています。また、「幼稚園」や「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合は、前回調査の結果に比べ低くなっています。

【利用したい保育サービスの種類】

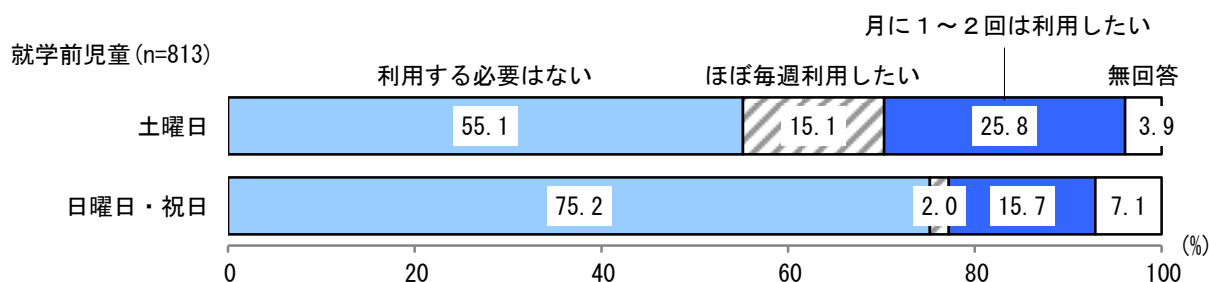
(上段：件 下段：%)

	合計	幼稚園	育 幼稚園+幼稚園の預かり保	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ど地域子育て支援センターが集まる場	ファミリー・サポート・センター	障害児通所支援施設	その他	特にな	無回答
全体	813	198	234	209	465	32	16	55	12	22	137	41	16	4	60	23
	100.0	24.4	28.8	25.7	57.2	3.9	2.0	6.8	1.5	2.7	16.9	5.0	2.0	0.5	7.4	2.8
0歳	136	27	34	50	82	15	5	9	3	7	45	13	2	-	10	6
	100.0	19.9	25.0	36.8	60.3	11.0	3.7	6.6	2.2	5.1	33.1	9.6	1.5	-	7.4	4.4
1歳	131	29	41	42	81	4	2	12	3	3	26	7	2	1	9	3
	100.0	22.1	31.3	32.1	61.8	3.1	1.5	9.2	2.3	2.3	19.8	5.3	1.5	0.8	6.9	2.3
2歳	123	26	26	29	59	5	3	7	2	5	24	2	5	2	9	5
	100.0	21.1	21.1	23.6	48.0	4.1	2.4	5.7	1.6	4.1	19.5	1.6	4.1	1.6	7.3	4.1
3歳	144	42	51	31	83	1	1	6	2	2	13	6	2	-	8	4
	100.0	29.2	35.4	21.5	57.6	0.7	0.7	4.2	1.4	1.4	9.0	4.2	1.4	-	5.6	2.8
4歳	133	38	45	30	73	4	5	13	1	4	12	9	2	-	9	1
	100.0	28.6	33.8	22.6	54.9	3.0	3.8	9.8	0.8	3.0	9.0	6.8	1.5	-	6.8	0.8
5歳	125	31	33	25	75	3	-	7	1	1	11	4	3	1	12	3
	100.0	24.8	26.4	20.0	60.0	2.4	-	5.6	0.8	0.8	8.8	3.2	2.4	0.8	9.6	2.4

土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望をみると、利用したいという保護者のうち「ほぼ毎週利用したい」は土曜日が15.1%、「月1～2回利用したい」は土曜日が25.8%、日曜日・祝日が15.7%となっています。

平成25年度(2013年度)に実施した前回調査の結果に比べ、利用したいという保護者は土曜日、日曜日・祝日にかかわらず多くなっています。

【土曜日、日曜日・祝日の保育サービスの利用希望】





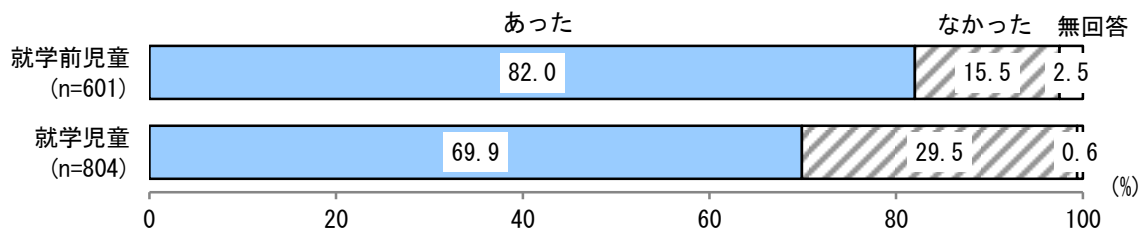
#### ④一時預かりに対するニーズ

##### 【病児・病後児保育に関する潜在ニーズ】

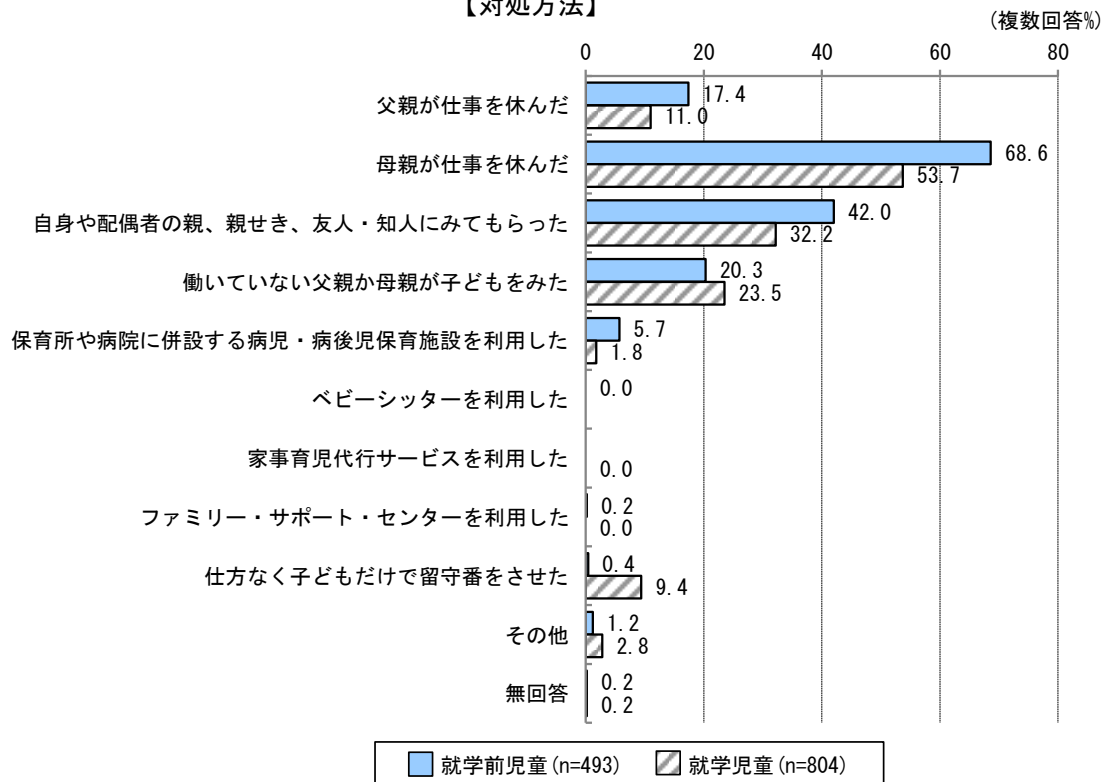
ニーズ調査によると、病気を理由に保育施設（保育所や幼稚園、認定こども園等）を休んだ経験がある児童は7～8割に上ります。

その場合の対応として、就学前児童の保護者では父親が仕事を休んで対処した世帯が17.4%、母親が仕事を休んで対処した世帯が68.6%、親族や知人に預けて対処した世帯が42.0%となっています。

##### 【子どもが病気で施設やサービスを利用できなかった経験の有無】



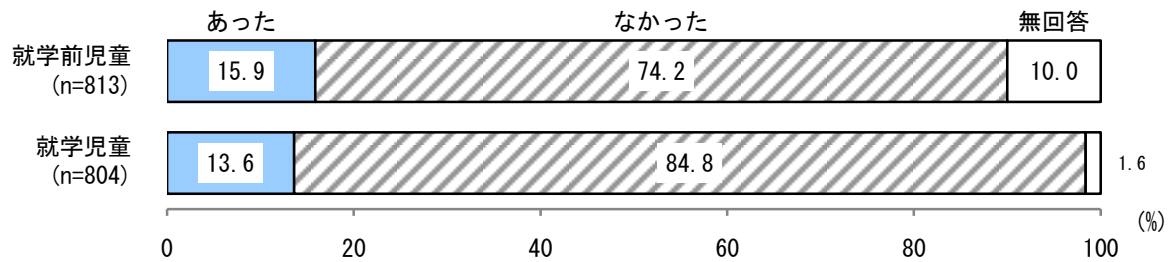
##### 【対処方法】



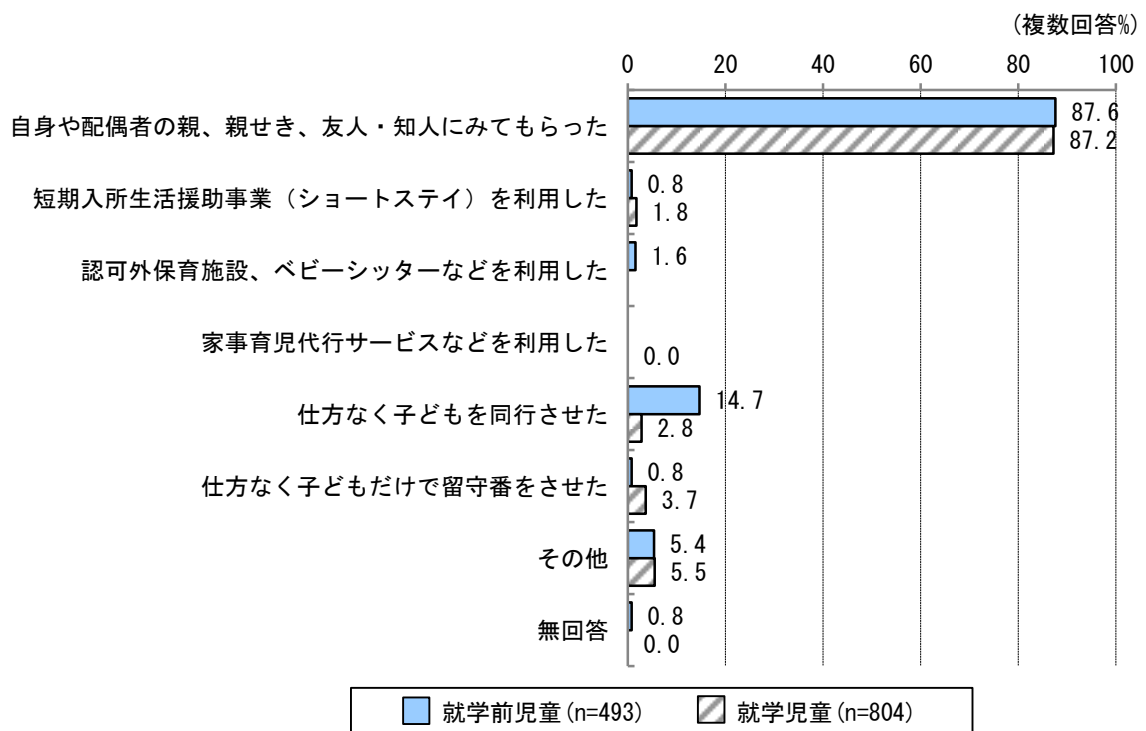
### 【緊急一時保育に対する潜在ニーズ】

子どもを泊りがけで一時的に預けた経験の有無についてみると、「あった」が就学前児童で15.9%、就学児童で13.6%となっており、その場合の対処方法として「親や親せき・知人に預けた」が9割近くを占めています。

#### 【子どもを泊りがけで家族以外に預けた経験の有無】



#### 【対処方法】

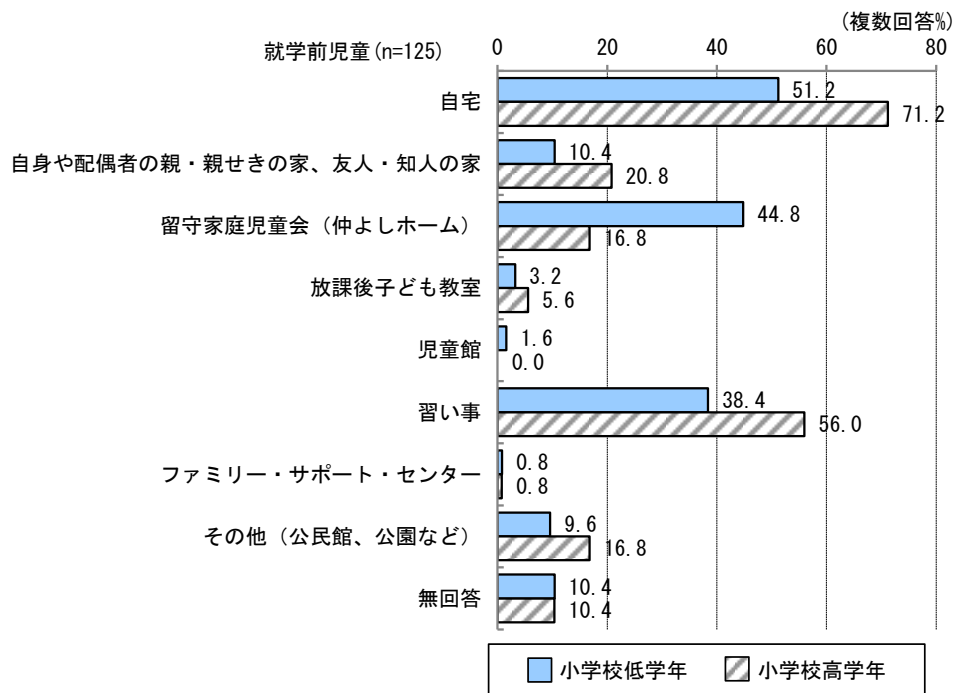


### ⑤留守家庭児童会（仲よしホーム）に対するニーズ

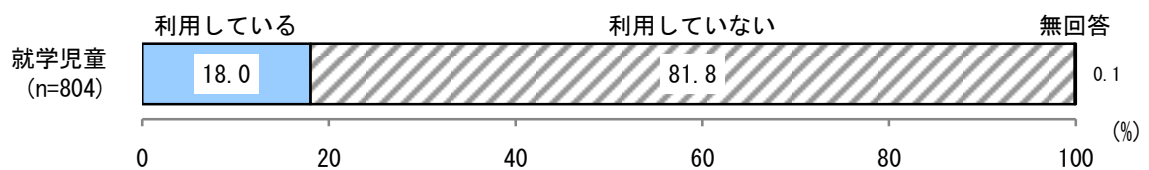
就学前児童に対するニーズ調査の結果では、低学年での過ごし方として平日の留守家庭児童会（仲よしホーム）に対する利用希望は、全体では44.8%の保護者に利用希望がありました。

就学児童で現在利用されている方は全体の18.0%あり、利用されていない児童の5.9%が今後の利用を希望されています。

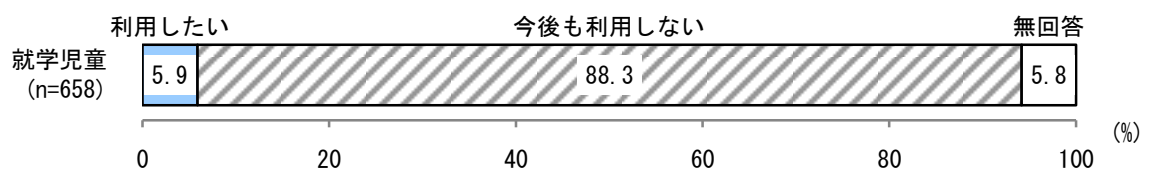
【希望の放課後の過ごし方】



【平日の留守家庭児童会（仲よしホーム）の利用状況と利用希望】



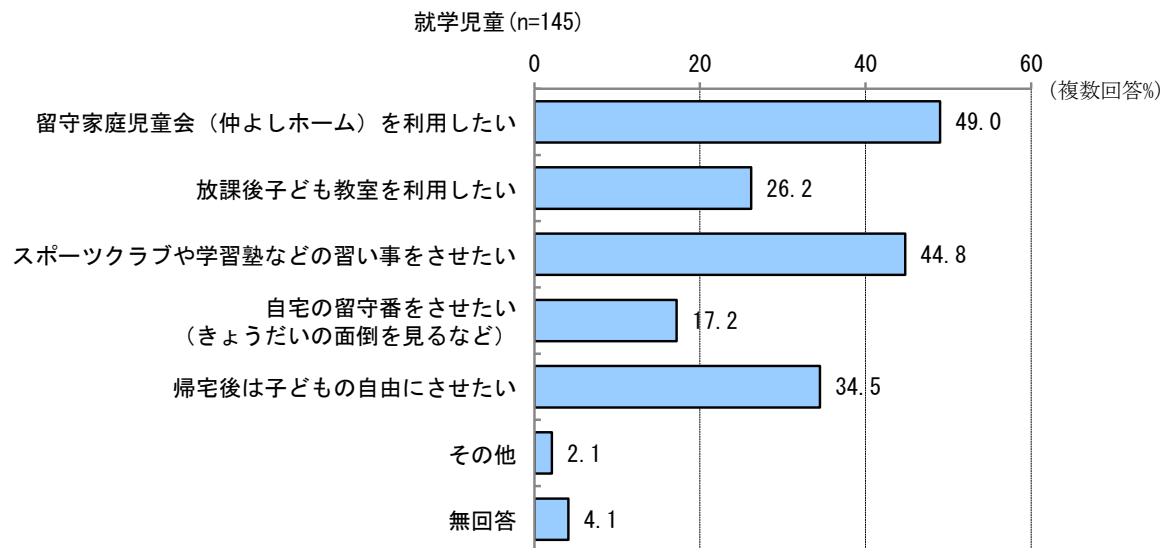
#### ※留守家庭児童会（仲よしホーム）を「利用していない」と答えた方のみ



## ⑥小学4年生以降の放課後の過ごし方での希望

留守家庭児童会（仲よしホーム）を利用している人に、小学4年生以降の放課後の過ごし方での希望をたずねると、「留守家庭児童会（仲よしホーム）を利用したい」が49.0%で最も多くなっており、そのうち“6年生まで利用したい”が多くなっています。これに次いで、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が44.8%、「帰宅後は子どもの自由にさせたい」が34.5%となっています。

【小学4年生以降の放課後の過ごし方での希望】



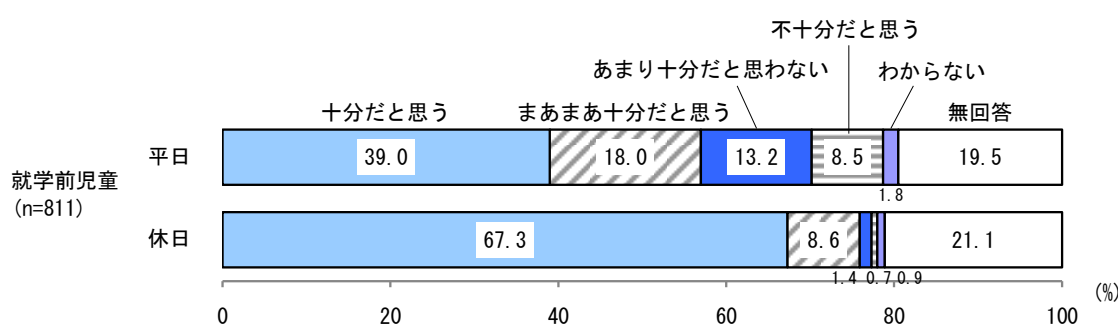
## 2. 仕事と子育ての両立について

### ①子どもと一緒に過ごす時間の満足度

就学前児童の母親が、子どもと一緒に過ごす時間の満足度について、平日では「十分だと思う」が39.0%で最も多く、次いで「まあまあ十分だと思う」が18.0%となっており、両者を合わせた『十分』の割合は57.0%を占めています。一方、「あまり十分だと思わない」が13.2%、「不十分だと思う」が8.5%となっており、両者を合わせた『不十分』の割合は21.7%となっています。

休日では『十分』の割合は75.9%で、平日と比べると18.9ポイント高い割合になっています。

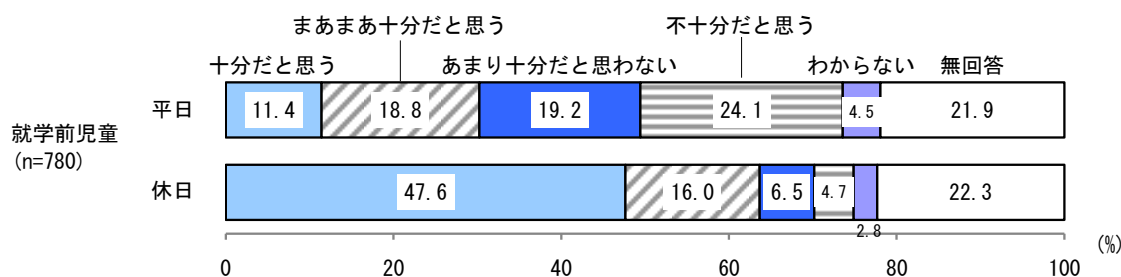
【母親が子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学前児童）】



就学前児童の父親が、子どもと一緒に過ごす時間の満足度について、平日では「不十分だと思う」が24.1%で最も多く、次いで「あまり十分だと思わない」が19.2%となっており、『不十分』の割合が43.3%を占めています。一方、『十分』の割合は30.2%となっています。

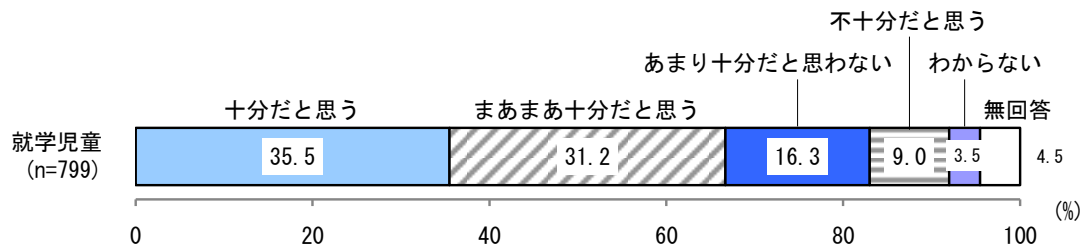
休日では『十分』の割合が63.6%で、平日と比べると33.4ポイント高い割合になっています。

【父親が子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学前児童）】



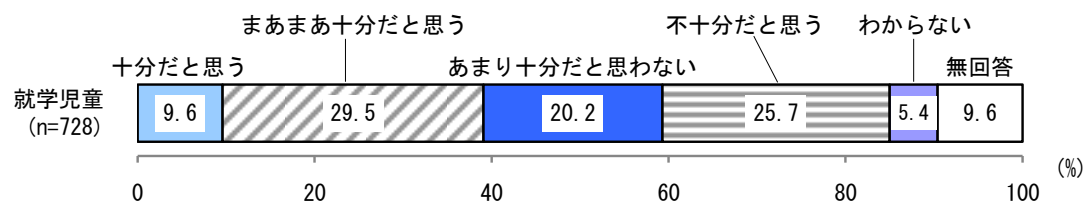
就学児童の母親が、子どもと一緒に過ごす時間の満足度では、「十分だと思う」が35.5%で最も多く、次いで「まあまあ十分だと思う」が31.2%となっており、『十分』の割合は66.7%を占めています。一方、『不十分』の割合は25.3%となっています。

【母親が子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学児童）】



就学児童の父親が、子どもと一緒に過ごす時間の満足度では、「まあまあ十分だと思う」が29.5%で最も多く、次いで「不十分だと思う」が25.7%で、『十分』の割合は39.1%、『不十分』の割合は45.9%と、『不十分』と思っている父親のほうが多くなっています。

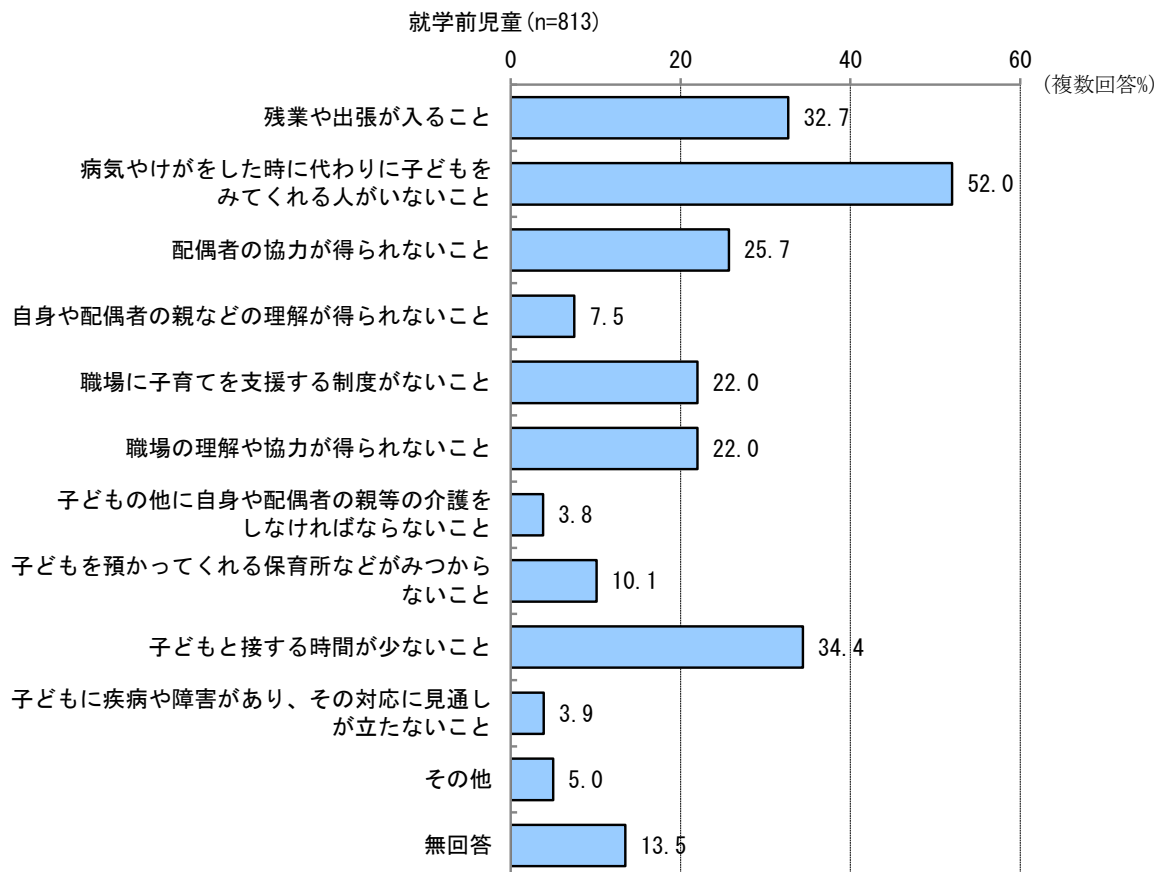
【父親が子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学児童）】



## ②仕事と子育てを両立させる上での課題（大変だと思うこと）

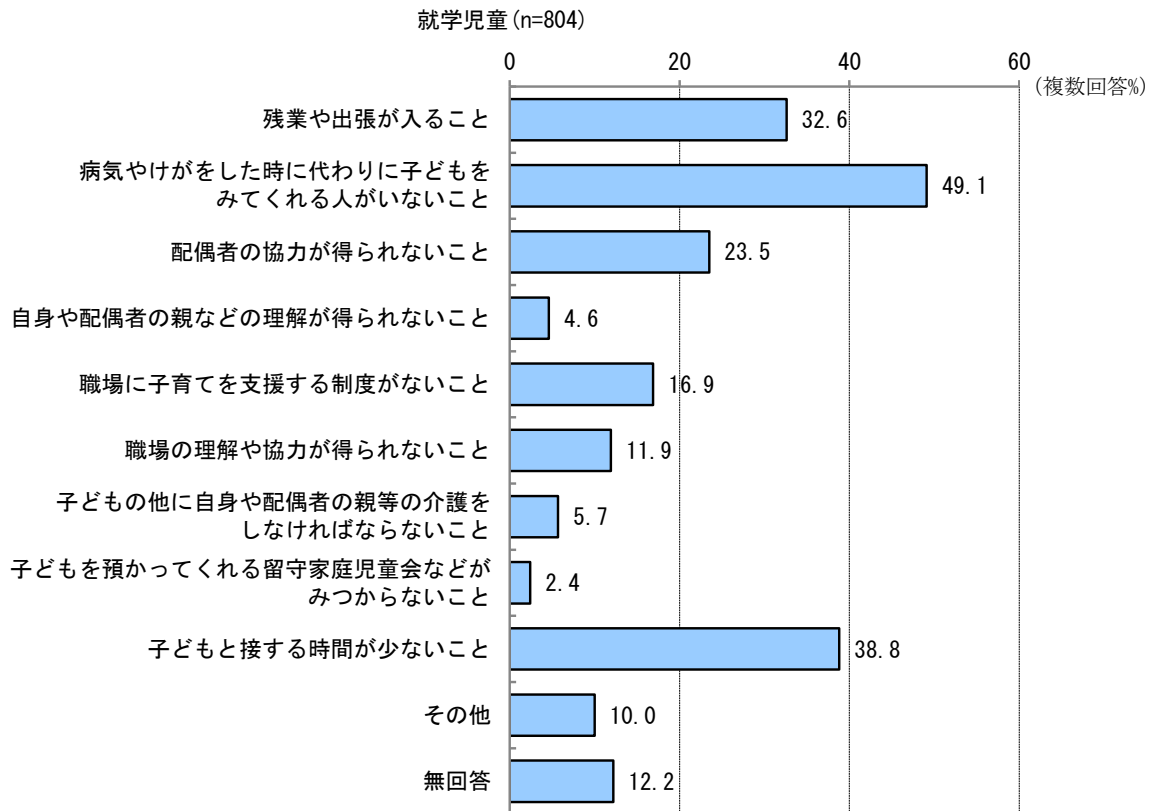
就学前児童の保護者の仕事と子育てを両立させる上での課題について、「病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が52.0%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が34.4%、「残業や出張が入ること」が32.7%となっています。

### 【仕事と子育てを両立させる上での課題（就学前児童）】



就学児童の保護者の仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは、「病気やけがをした時に代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が49.1%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ないこと」が38.8%、「残業や出張が入ること」が32.6%となっています。

【仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと（就学児童）】

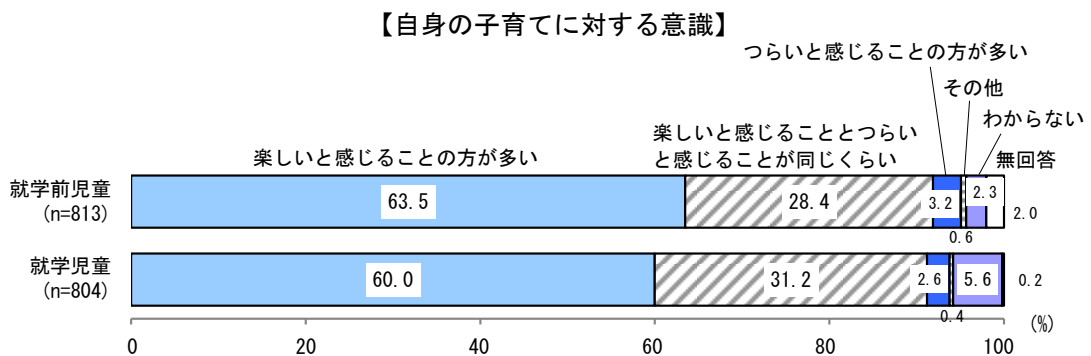


3. 子育てを実践して感じることにについて

① 自身の子育てに対する意識

核家族化や都市化が進行するなかで地域の子育て機能の低下など、出産や育児に不安を感じたり負担に思う保護者は少なくありません。

ニーズ調査の結果をみると、約6割の保護者は子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答している一方、何らかの不安を抱えている保護者も3割を超えています。



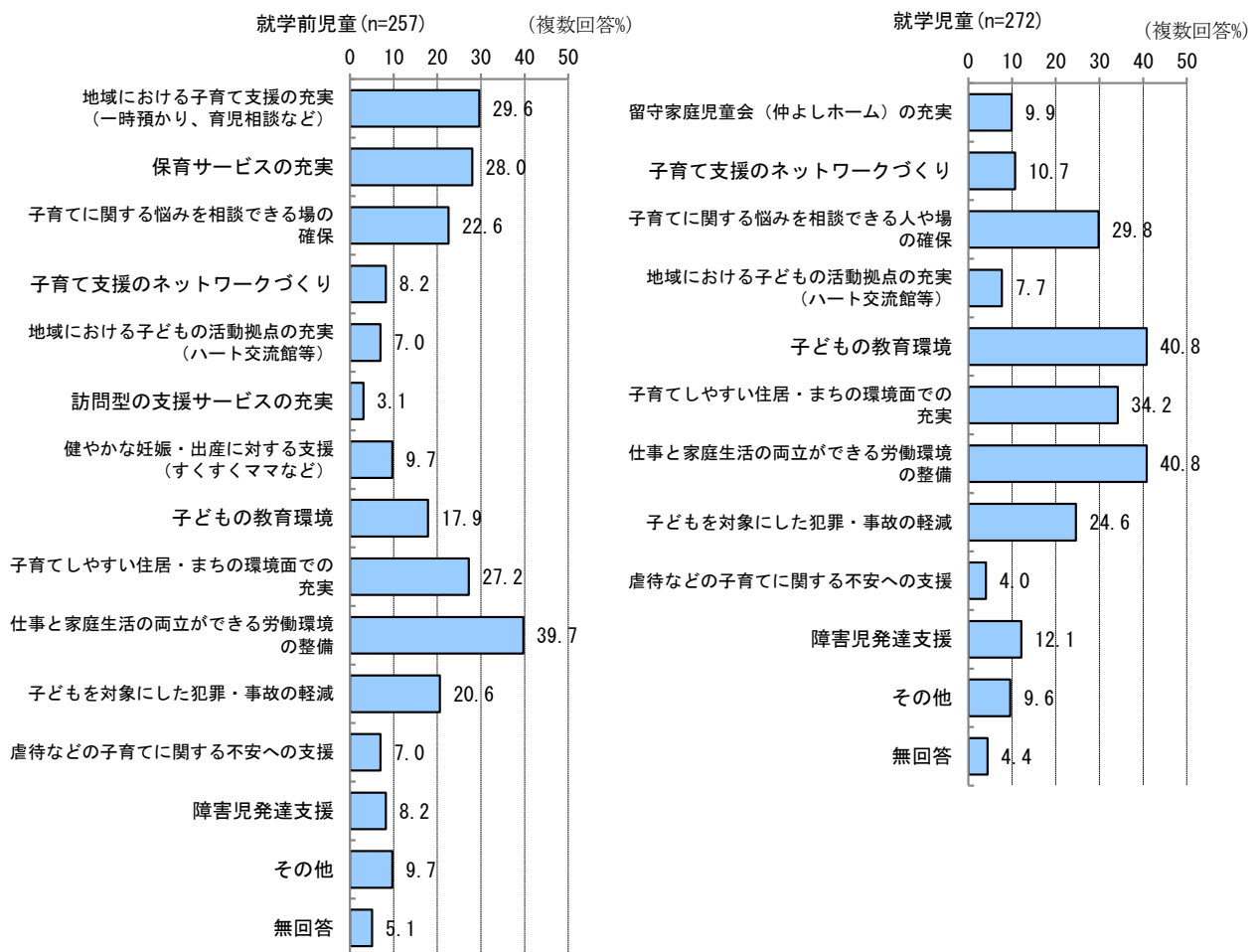


## ②子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策については、就学前児童の保護者では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が39.7%で最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が29.6%、「保育サービスの充実」が28.0%となっています。

就学児童の保護者では「子どもの教育環境」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」がともに40.8%で最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が34.2%となっています。

【子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策】

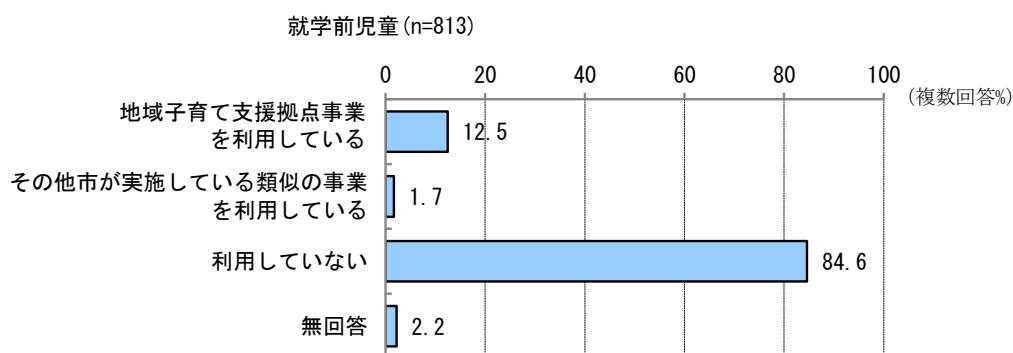


## 4. 地域での子育て支援活動の状況

### ①地域子育て支援拠点事業の利用状況

就学前児童の地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が84.6%となっています。一方、利用している人では、「地域子育て支援拠点事業を利用している」が12.5%となっており、1ヶ月当たりの平均利用回数は3.8回となっています。

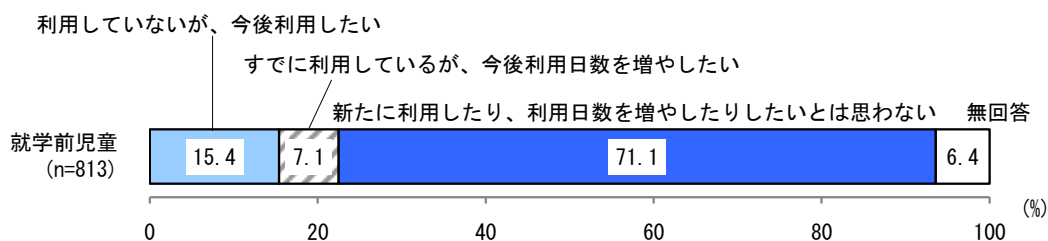
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



### ②地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が71.1%となっています。一方、利用意向のある人では、「利用していないが、今後利用したい」が15.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が7.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が7.1%となっています。

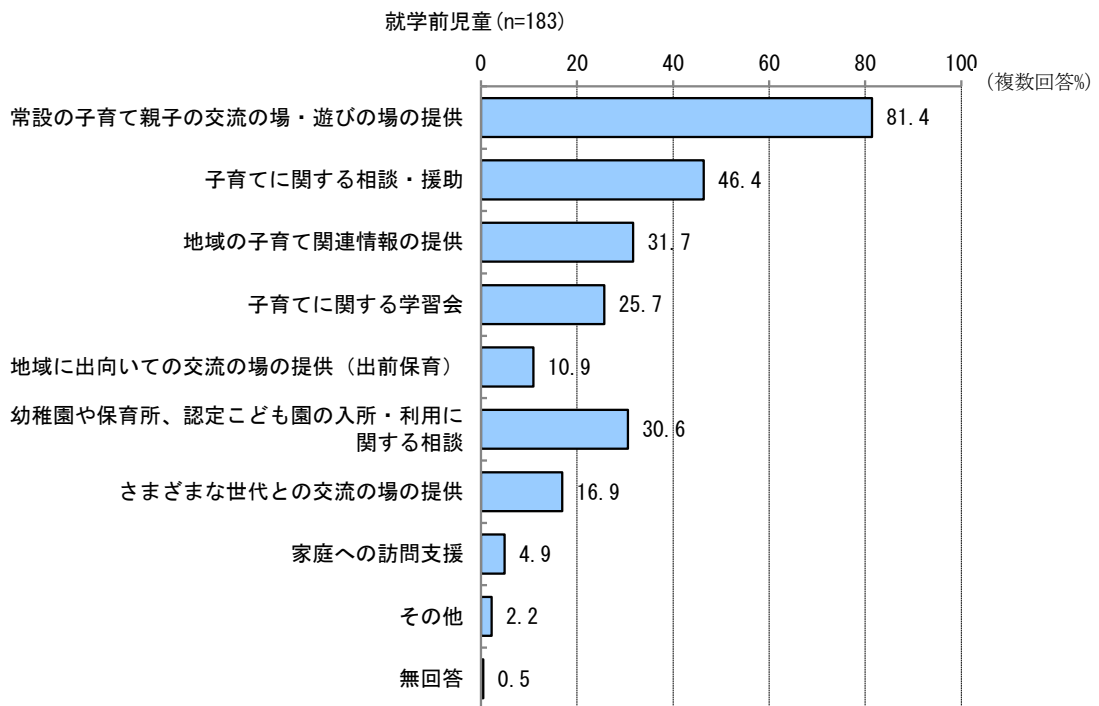
【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】



### ③地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス

地域子育て支援拠点事業の利用意向がある人に、利用したいサービスをたずねると、「常設の子育て親子の交流の場・遊び場の提供」が81.4%で最も多く、次いで「子育てに関する相談・援助」が46.4%、「地域の子育て関連情報の提供」が31.7%、「幼稚園や保育所、認定こども園の入所・利用に関する相談」が30.6%となっています。

【地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス】

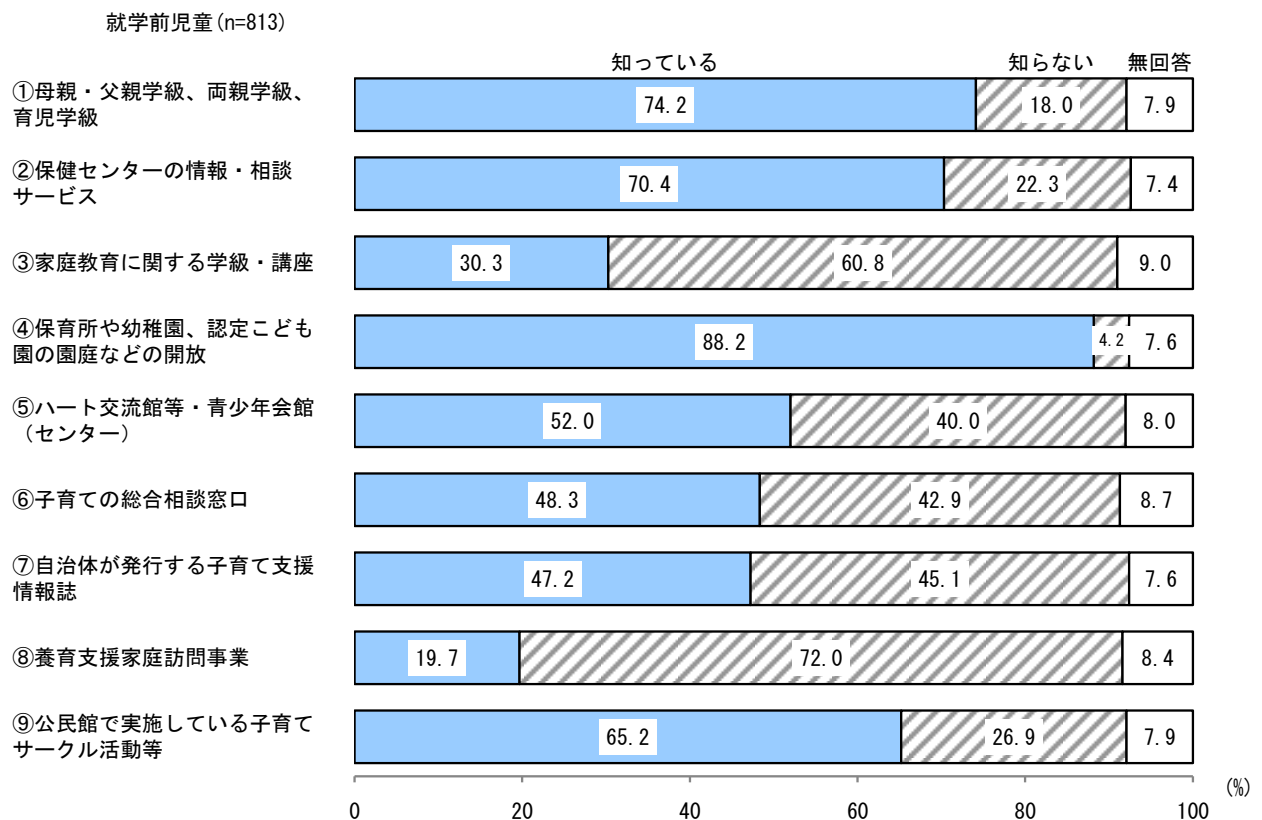


#### ④子育て支援サービスの認知度

就学前児童の保護者の子育て支援サービスの認知度について、「知っている」割合は、「④保育所や幼稚園、認定こども園の園庭などの開放」が88.2%で最も高くなっており、「①母親・父親学級、両親学級、育児学級」(74.2%)と「②保健センターの情報・相談サービス」(70.4%)は7割台、「⑨公民館で実施している子育てサークル活動等」は65.2%となっています。

一方、「知らない」割合では、「⑧養育支援家庭訪問事業」が72.0%、「③家庭教育に関する学級・講座」が60.8%と過半数を占めています。

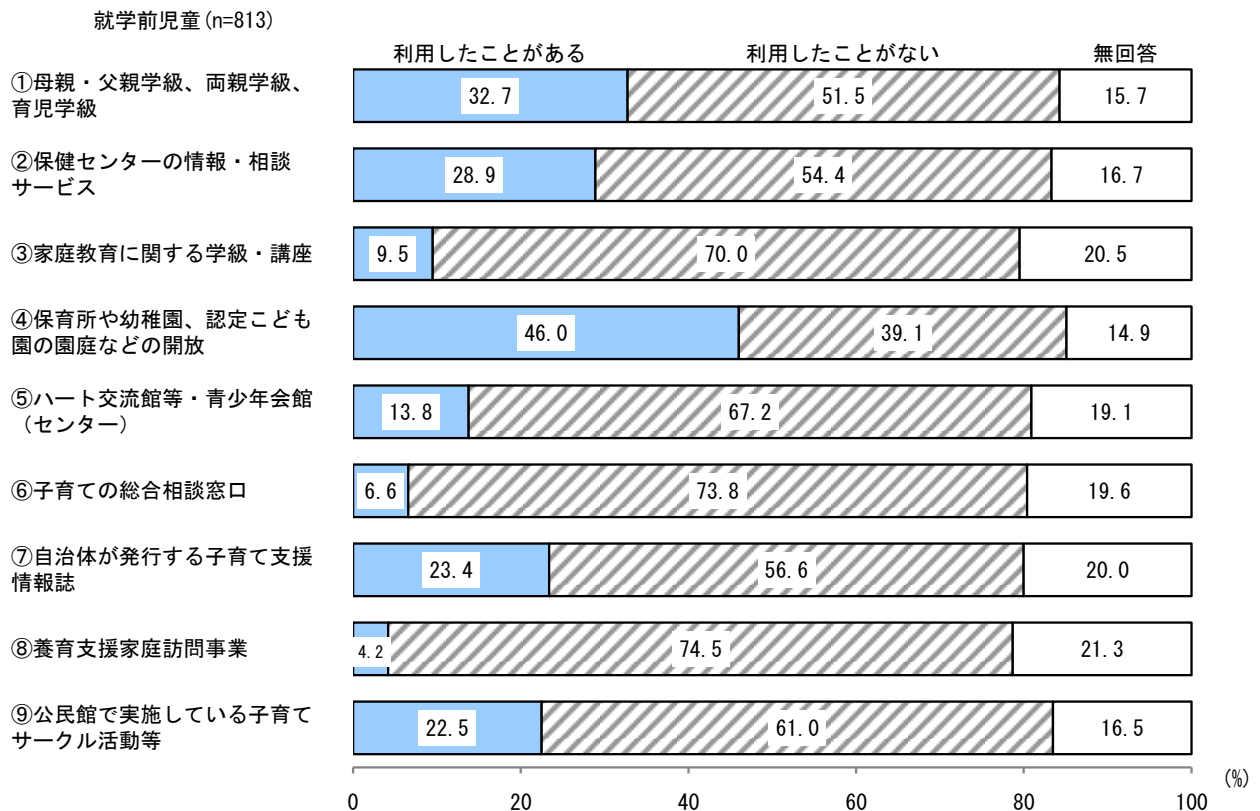
【子育て支援サービスの認知度】



### ⑤子育て支援サービスの利用度

就学前児童の保護者の子育て支援サービスの利用度について、「利用したことがある」割合は、「④保育所や幼稚園、認定こども園の園庭などの開放」が46.0%で最も高く、次いで「①母親・父親学級、両親学級、育児学級」が32.7%、「②保健センターの情報・相談サービス」が28.9%、「⑦自治体が発行する子育て支援情報誌」が23.4%、「⑨公民館で実施している子育てサークル活動等」が22.5%と続いています。

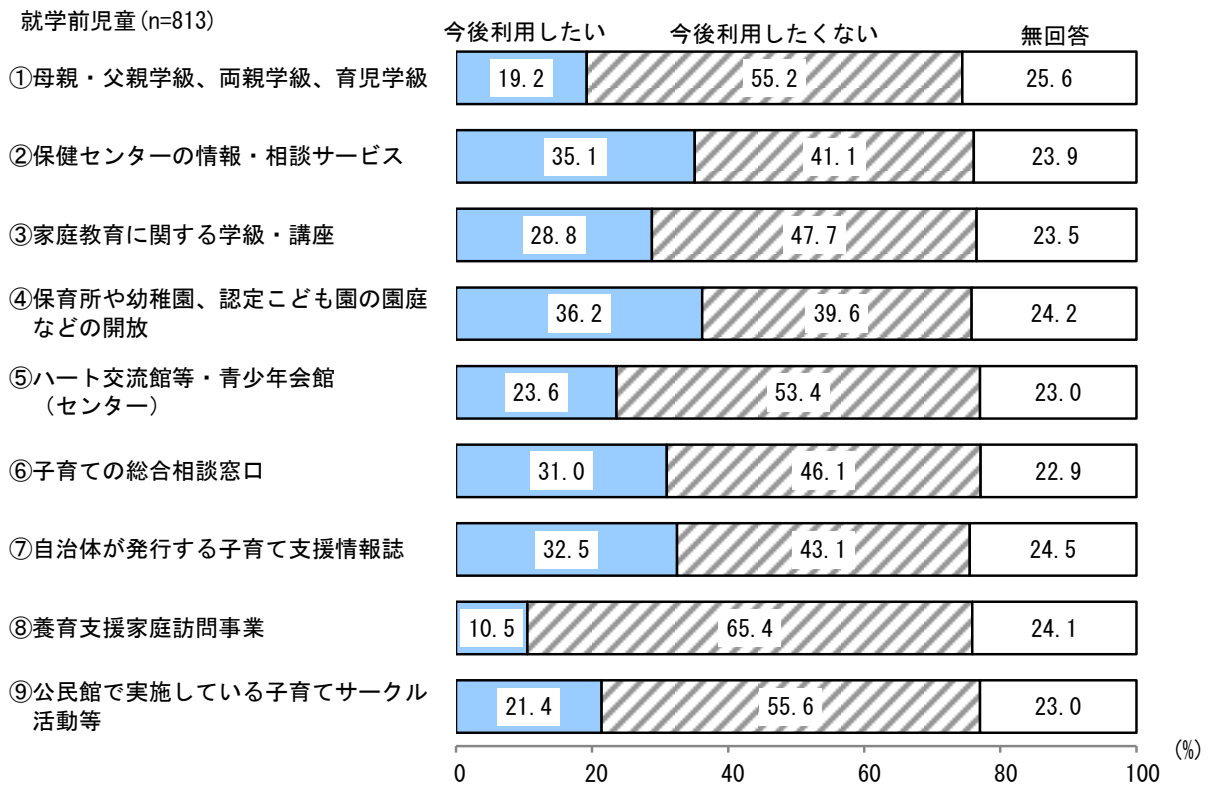
【子育て支援サービスの利用度】



## ⑥子育て支援サービスの利用意向

就学前児童の保護者の「今後利用したい」割合は、「④保育所や幼稚園、認定こども園の園庭などの開放」が36.2%で最も高く、その他、「②保健センターの情報・相談サービス」、「⑦自治体が発行する子育て支援情報誌」、「⑥子育て総合相談窓口」で3割を超えています。

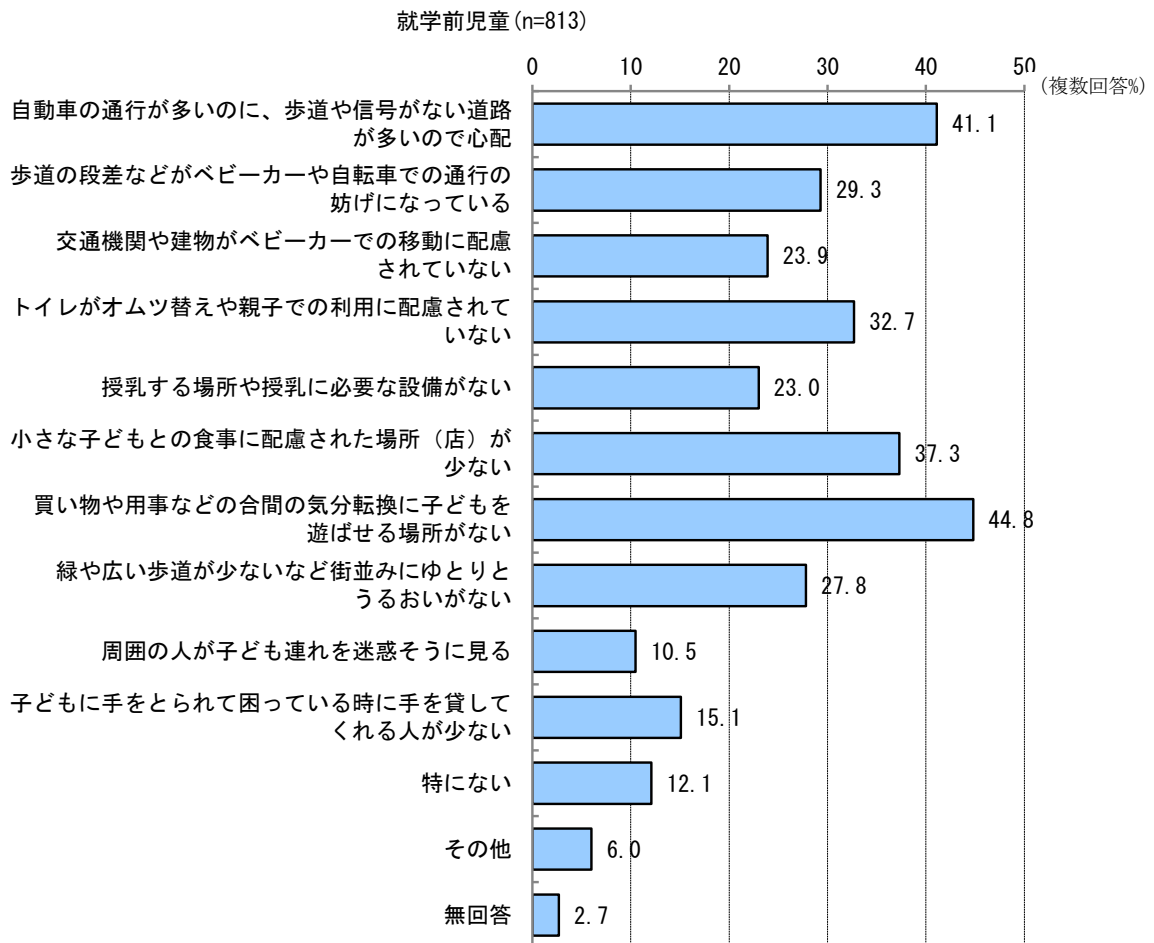
【子育て支援サービスの利用意向】



### ⑦子どもと外出するときに困ること、困ったこと

就学前児童の保護者が子どもと外出するときに困ること、困ったことについて、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が44.8%で最も多く、次いで「自動車の通行が多いのに、歩道や信号がない道路が多いので心配」が41.1%、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」が37.3%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」が32.7%となっています。

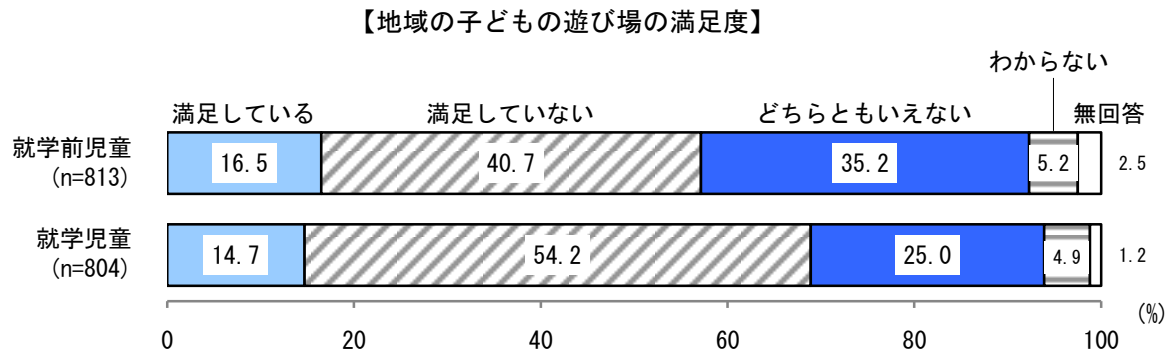
【子どもと外出するときに困ること、困ったこと（就学前児童）】



### ⑧地域の子どもの遊び場の満足度

地域の遊び場に対する感想として、就学前児童・就学児童とも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多くなっています。

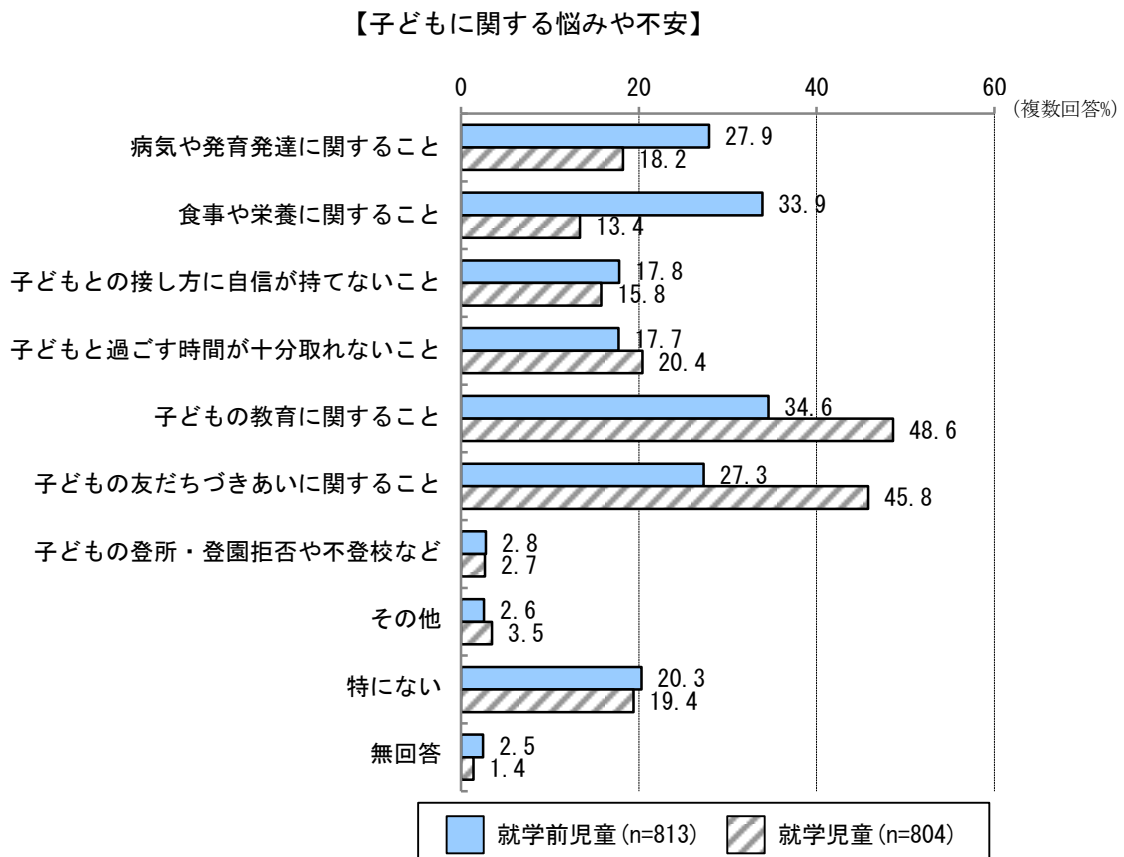
また、遊び場については「満足していない」と答えられた方は就学前児童で40.7%、就学児童で54.2%と、どちらも最も多くなっています。



### ⑨子どもに関して日常悩んでいること

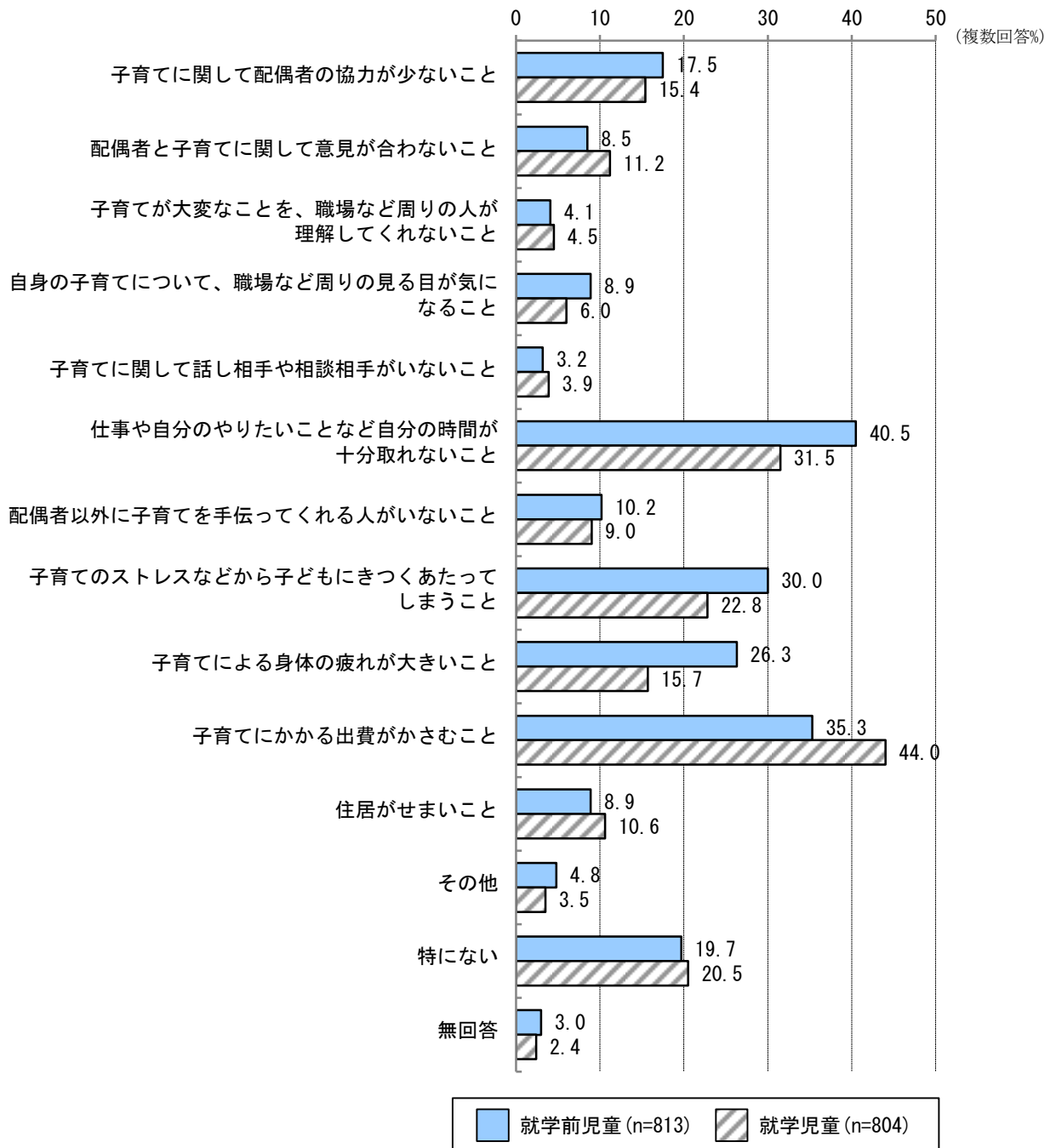
子どもに関する悩みや不安は、就学前児童・就学児童とも「子どもの教育に関すること」が最も多く、次いで就学前児童は「食事や栄養に関すること」、就学児童は「子どもの友達づきあいに関すること」が多くなっています。

また、保護者に関する悩みや不安では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前児童、就学児童とも上位となっています。





【保護者に関する悩みや不安】



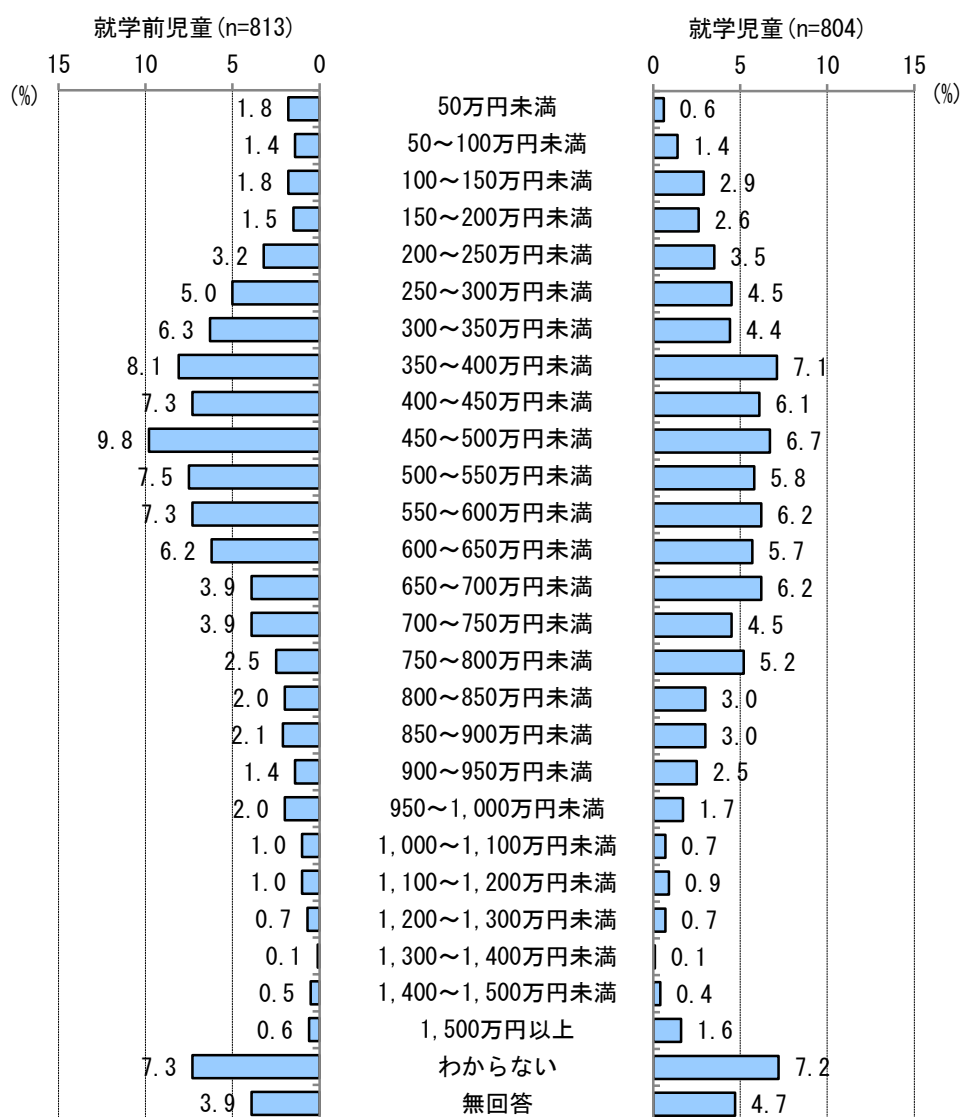
## 5. 子育て家庭の経済的な状況

### ①世帯収入の合計額

世帯収入の合計額については、就学前児童は「450～500万円未満」が9.8%で最も多く、次いで「350～400万円未満」が8.1%、「500～550万円未満」が7.5%となっています。また、300万円未満の割合は14.7%となっています。

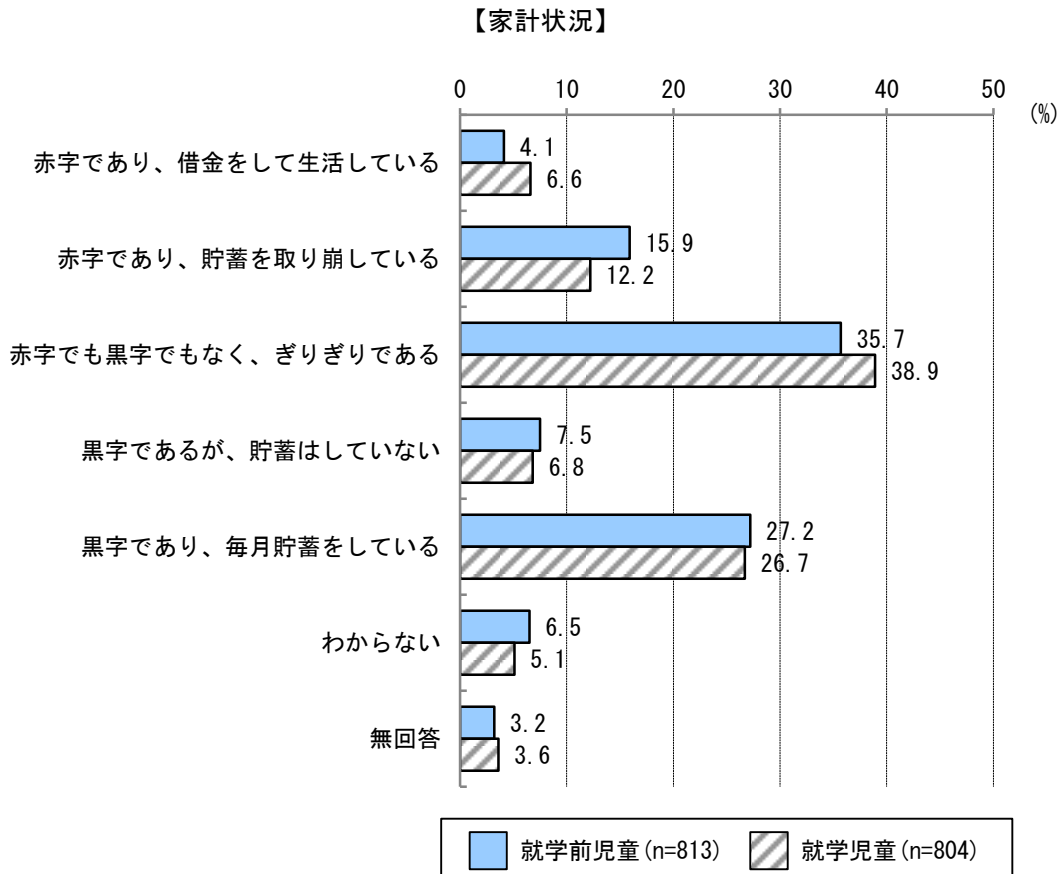
就学児童は「350～400万円未満」が7.1%で最も多く、次いで「450～500万円未満」が6.7%、「550～600万円未満」と「650～700万円未満」が同率で6.2%となっています。また、300万円未満の割合は15.5%となっています。

【世帯収入の合計額】



## ②家計状況

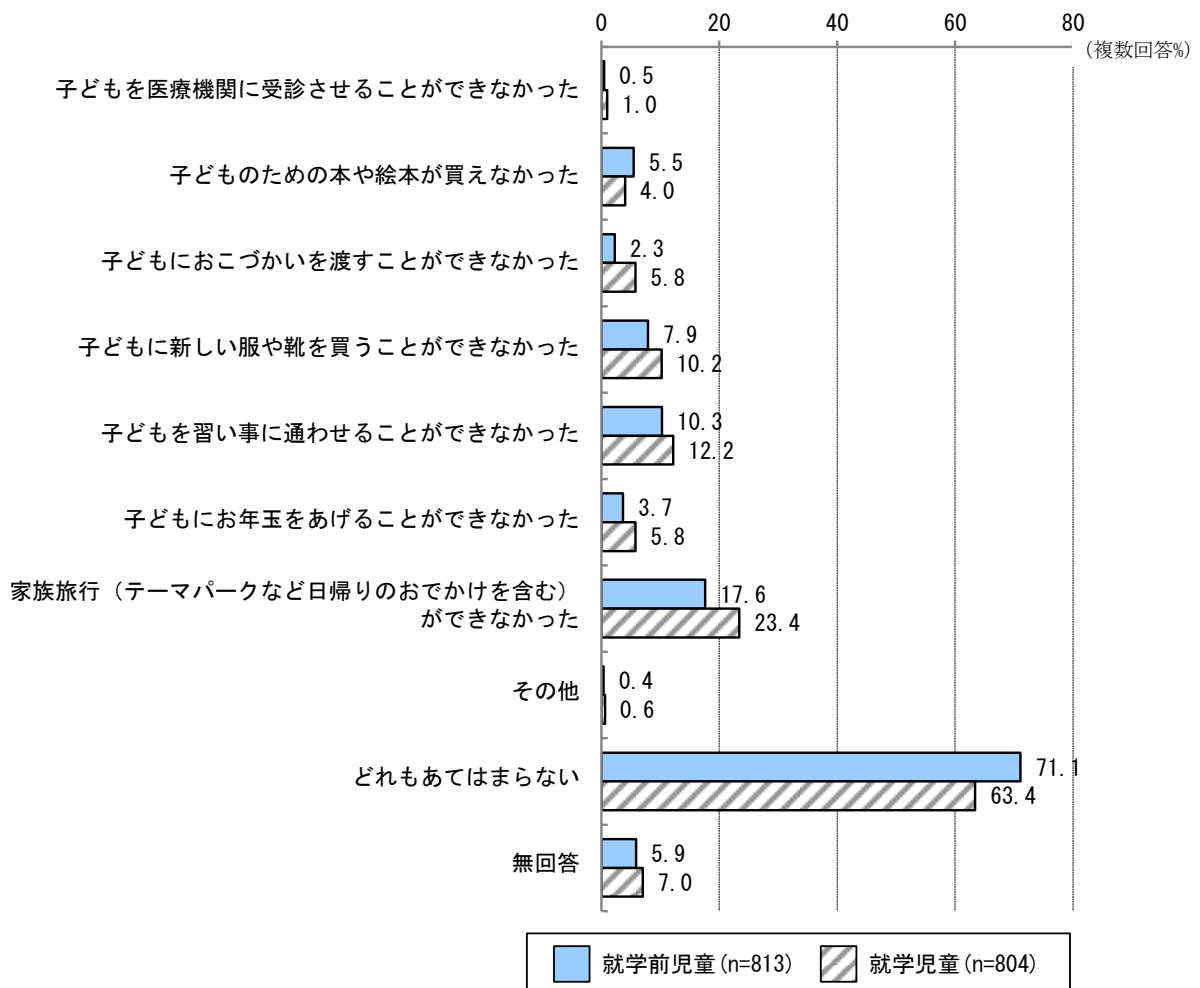
家計状況については、就学前児童・就学児童とも「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が最も多く、就学前児童35.7%、就学児童38.9%となっています。次いで「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が就学前児童27.2%、就学児童26.7%で、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が就学前児童15.9%、就学児童12.2%となっています。



### ③経済的な理由で子どもに対してできなかったこと

経済的な理由で子どもに対してできなかったことは就学前児童・就学児童とも「どれもあてはまらない」が最も多いが、「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」と「子どもを習い事に通わせることができなかった」という回答が多くなっています。

【経済的な理由で子どもに対してできなかったこと】



#### ④等価可処分所得に基づく困窮度

ニーズ調査で質問した「世帯収入」及び「世帯人員」の回答を用い、回答世帯の困窮度を大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書での計算方法に準じ算出しました。

その結果、本市における困窮度の分類基準となる等価可処分所得の中央値は、次のとおりです。(計算方法等は次ページ参照)

本市の所得額の中央値は255.1万円で、大阪府とほぼ同額となっています。

#### ■世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

【貝塚市】      【(参考)大阪府】

	等価可処分所得最大値		
中央値以上	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)	255.1万円	255万円
困窮度Ⅲ	中央値の60%のライン	153.1万円	153万円
困窮度Ⅱ	中央値の50%のライン	127.6万円	127.5万円
困窮度Ⅰ	等価可処分所得最小値		

\* 大阪府は43市町村の所得額の中央値（「大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書（平成28年度(2016年度)）」から）

上記の分類基準により集計した困窮度別の人数と割合は下表のとおりとなっています。

国の定める基準では、本市の相対的貧困率（この表では困窮度Ⅰ）は12.0%で、大阪府は14.9%となっています。また、ひとり親世帯では、本市が53.3%、大阪府が44.0%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

#### ■等価可処分所得に基づく困窮度の分類

□全体

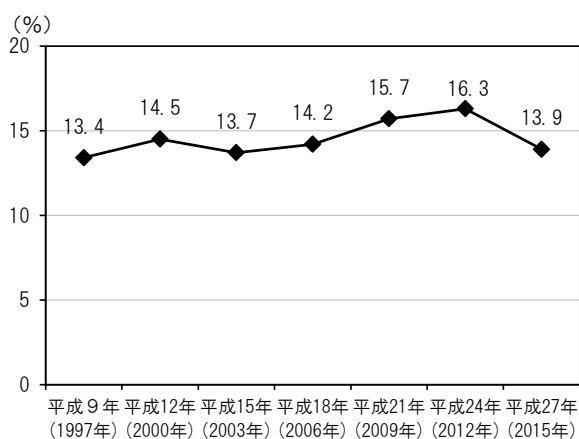
困窮度分類	人数	%	大阪府(%)
中央値以上	714	50.3	50.2
困窮度Ⅲ	467	32.9	29.4
困窮度Ⅱ	68	4.8	5.5
困窮度Ⅰ	171	12.0	14.9
合計	1,420	100.0	100.0

□ひとり親世帯

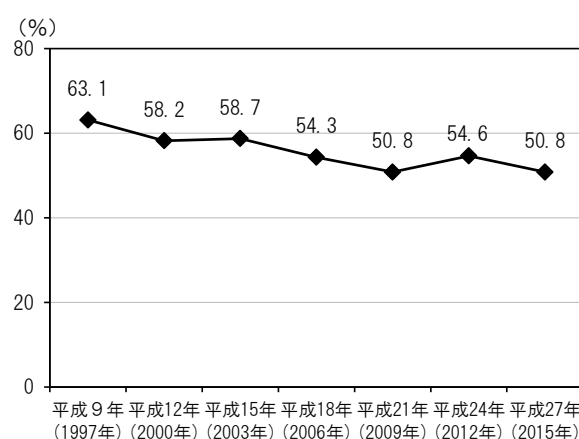
困窮度分類	人数	%	大阪府(%)
中央値以上	5	6.7	19.9
困窮度Ⅲ	21	28.0	26.9
困窮度Ⅱ	9	12.0	9.2
困窮度Ⅰ	40	53.3	44.0
合計	75	100.0	100.0

\* 大阪府の数値は参考値。「大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書（平成28年度(2016年度)）」による。

【参考】子どもの貧困率（全国）



【参考】子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）



資料：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

【参考】相対的貧困率と子どもの貧困率

国が公表している国民生活基礎調査における「相対的貧困率」は、所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合をいい、また、「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

今回、本市が実施したニーズ調査において「世帯収入」をたずねていますが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできません。大阪府の子どもに関する実態調査の計算方法に準じ、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得\*」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

\*等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があり、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

## 第5節 第1期計画における取組みの総括

### 1. 第1期計画の基本目標ごとの主な取組みの状況と課題

〔1〕親と子の健やかな成長を支援します（基本目標Ⅰ）

（1）親と子のこころとからだの健康支援

#### ① 安心感のもてる妊娠・出産の支援

「母子健康手帳」の交付時に保健師等が全ての妊婦と面接し、支援の必要な妊婦を早期に把握するとともに、「すくすくママ訪問」と連携した「妊婦訪問指導」の実施、また「妊婦健診」を通じ継続的な支援を実施するなど切れ目のない支援を行っています。

#### ■妊婦訪問指導の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指導人数（延べ）	人	16	16	5	11	19

平成28年度から、子どもを望み特定不妊治療を行っているかたに対し、保険外診療に要した治療費のうち、府の助成金を控除した自己負担額の一部について助成し、経済的負担の軽減を図り、次世代の育成を支援しています。

#### ■特定不妊治療助成の助成状況（健康推進課）

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成者数	人	36	58	40

平成28年度から、1・2歳児の保護者に対し、育児の疲れをリフレッシュすることで、子育てに前向きに取り組めるよう、一時預かりサービスに利用できる子育て応援券を配布しました。その後、対象者の拡大や利用できるサービスを増やし、平成30年度からは、0歳児の保護者と妊娠7か月の妊婦にも対象を広げ、家事援助サービスやファミリー・サポート・センターなどにも利用できるようにし、多様なニーズに対応できるよう努めています。

#### ■子育て応援券の配布状況（子育て支援課）

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～2歳児時※	枚	23,462	21,560	32,837
妊娠7か月時	枚	-	-	10,560

※平成28・29年度は1・2歳児の保護者が対象

「ママパパ教室」は、土日にも開催することで父親の参加促進につながっています。参加率の一層の向上を図るため、開催曜日や教室の内容を創意工夫する必要があります。

#### ■ママパパ教室の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	回	15	15	12	15	15
母親の参加人数（延べ）	人	169	135	94	95	107
父親等の参加人数（延べ）	人	63	52	27	45	38

## ② 子どもの成長と発達への支援

平成28年度から妊娠中期の妊婦を訪問する「すくすくママ訪問」と、生後3週間～2か月ごろの赤ちゃんのいる家庭を訪問する「すくすくベビー訪問」を実施し、発育相談や子育て情報の提供などを行っています。

すくすくベビー訪問と連携した「産婦・新生児訪問指導」を実施し、早期の訪問により、育児困難家庭などを把握し、必要に応じて養育支援訪問につなげるなど妊娠・出産期の切れ目のない支援を行っています。

### ■すくすく訪問（ママ・ベビー）の実施状況（子育て支援課）

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
すくすくママ訪問	件	108 (H29. 1～)	471	487
すくすくベビー訪問	件	529 (H28. 6～)	533	485

### ■産婦・新生児訪問指導の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問人数（延べ）	人	306	343	233	250	211

「乳児一般健診、乳児後期健診」「乳幼児健診」「すこやか健診」を実施し、対象児の健康状態の把握とともに、発育・発達の遅れや疾病を早期に発見し、必要な支援につなげています。また、1歳7か月児健診・2歳6か月児歯科健診では、フッ素塗布を実施し、むし歯予防に努めています。

### ■乳児一般健診、乳児後期健診の受診状況（健康推進課）

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般健診	受診者数	人	622	661	589	576	552
	要フォロー率	%	13.5	13.8	17.3	20.7	22.6
後期健診	受診者数	人	610	620	615	544	553
	要フォロー率	%	50.2	62.2	56.3	55.5	50.8

### ■乳幼児健診の受診状況（健康推進課）

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児	対象者数	人	708	716	661	652	605
	受診者数	人	697	696	661	634	594
	受診率	%	98.4	97.2	100.0	97.2	98.2
1歳7か月児	対象者数	人	770	706	719	656	648
	受診者数	人	742	697	700	648	630
	受診率	%	96.4	98.7	97.4	98.8	97.2
3歳6か月児	対象者数	人	835	824	759	711	701
	受診者数	人	767	769	722	684	679
	受診率	%	91.9	93.3	95.1	96.2	96.9

### ■すこやか健診の受診状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診者数（延べ）	人	309	315	311	295	265



発育・発達の確認や育児・母乳・栄養等に関する相談の場として、「乳幼児健康相談（赤ちゃん相談）」を設け、「乳児・幼児家庭訪問・電話相談・面接」「乳幼児健診等を通じた情報提供」などを行うことで、育児不安の軽減に努めました。また、平成30年度からは、赤ちゃん相談において、1歳未満児を対象に歯科の相談を取り入れ内容の充実を図っています。精神的な不安等を抱える母親は少なくなく、育児困難な家庭も増えています。

■乳幼児健康相談（赤ちゃん相談）の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	12	12	12	12	12
参加人数（延べ）	人	656	704	592	592	529

③ 思春期における健康づくりの推進

小・中学校において専門的な見地から相談活動が行えるよう、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」等の相談員を配置し、保護者・児童生徒からの相談に対応することで不登校や暴力行為の減少に努めています。

そのほか、各校区では、青少年の健全育成関係機関・団体による研修会や講演会を開催したり、青少年指導員に、最新の青少年問題についての情報を提供するなどにより、青少年の健全育成に取り組んでいます。

④ 「食」を通じた健康づくりの推進

離乳期の乳児をもつ保護者を対象に「離乳食講習会」を、また幼児とその保護者を対象に「幼児食講習会」を開催しています。今後も体験型の講習会の実施継続や保護者が楽しんで参加できるように内容を工夫するなどして、乳幼児期の望ましい食生活が広がるよう努めます。

■離乳食講習会の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	回	18	18	17	18	18
参加実人数	人	247	239	234	208	194

■幼児食講座の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	回	6	6	6	6	6
参加人数（延べ）	人	90	111	104	61	90

小・中学校の学校給食では、給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣や食に関する人々への感謝の気持ちの育成に努めました。また、食物アレルギーをもつ児童生徒の情報を共有することで、安全な給食の提供に努めています。

公立認定こども園では、毎月の献立や「えいようだより」、試食会等を通じて、保護者も含めた食育活動に取り組んでいます。

小学生を対象に、調理実習や共食を通じて食の大切さや協調性の育成などを行う「キッズキッチン」を実施しています。毎年夏休み期間中に開催し、人気の高い講座で、地元の農産物を献立に取り入れ、食への関心を高めることにつながっています。引き続き、衛生面や調理実習時の子どもの安全確保に配慮し事業を実施します。

■キッズキッチンの実施状況（中央公民館、青少年教育課、健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	回	3	3	3	3	4
参加人数（延べ）	人	90	88	90	90	96

そのほか、保護者の食に関する不安や困りごと等に対して相談に応じており、子どもの個性や家庭の状況等を考慮しながら、一人ひとりの発育・発達に応じた支援を行っています。

⑤ 小児保健医療体制の充実

小児救急医療体制については、土曜日・日曜日・祝日・年末年始の受診の機会を確保し、医療を必要とする児童が適切な処置を受けることができるように努めています。

「子ども医療助成事業」は、医療費の一部を助成することによって児童の健全な育成に寄与することを目的に実施しています。その目的のもと、対象年齢を平成27年度には小学校卒業まで、平成29年度には中学校卒業まで拡大しました。

■泉州北部小児初期救急広域センター患者数（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
患者数（延べ）	人	1,996	1,859	1,726	1,681	1,585

(2) 人間性を輝かせる教育の充実

① 就学前教育の充実

就学前期は、子どもたちが成長していくなかで重要な力である「非認知能力」を育成する教育を行う上で大切な時期です。今後も、幼小中の円滑な接続に向け、縦のつながりを見通した取組みや教職員への研修の充実を図っていくことが必要です。

「3歳児保育」は、公私立すべての幼稚園で実施しています。市立幼稚園では、遊びを通じた豊かな体験から、子どもたちを丁寧に観察し、子どもの理解に努めました。そこから、教職員の教育力の振り返り、活動の充実を図っています。

「預かり保育」は、市内のすべての私立幼稚園で実施しており、公立幼稚園でも、平成29年度から実施しています。

■公立幼稚園の園児数（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立幼稚園数	園	8	8	8	6	6	6
園児数	人	338	302	293	317	248	233
（うち）3歳児	人				85	50	68
（うち）4歳児	人	151	152	141	100	96	66
（うち）5歳児	人	187	150	152	132	102	99

（各年5月1日現在）※休園中の園は含みません

## ② 生きる力を育む学校教育の充実

「英語指導助手」は、平成27年～29年に4名、平成30年に8名を配置し、小学校外国語科・外国語活動、中学校英語科において児童生徒の話す・聞く能力の向上を図っています。また、令和2年度からの小学校における外国語科・外国語活動の本格実施に向け、市内小学校で英語指導助手を講師とした研修会を複数回実施しました。今後は、英語指導助手の効果的な活用の検討、担任や外国語指導担当者と英語指導助手との連携を深め、役割分担を明確にしながら授業改善を図っていくことが必要です。

日本語指導が必要な児童については、西小学校において個別に日本語指導を実施するとともに、他校でも日本語の巡回指導を実施しています。また、グローバル化の進展により、日本語指導が必要な児童の転入も続いており、通訳派遣などの支援も実施していますが、さらなる充実が求められます。

「まなび舎事業」は、中学校において、生徒の学力向上をめざし、「放課後学習支援アドバイザー」の協力を得ながら自主学習を行う事業です。各校では学習面に課題のある生徒を対象をしばって参加者を募っていることから参加生徒は減少しているものの、本事業に対するニーズは依然として高くなっています。中学校区により放課後学習支援アドバイザーの登録数に差があるため、アドバイザーの確保に努めるとともに、生徒の学力向上に向けた取組みの充実を図ることが必要です。

### ■まなび舎事業の実施状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	224	167	136	124	108
参加生徒数（延べ）	人	2,289	1,813	1,332	916	1,072

障害など特別な配慮の必要がある児童生徒に対しては、教育支援委員会や巡回教育相談等により適切な就学を支援しています。また、全教職員を対象とした研修を実施し、特別支援教育に関する理解を深める取組みをすすめるとともに、各校においても特別支援教育、障害理解教育が推進されるよう、支援教育に関わる研修を行っています。今後は、保幼小連携や中高連携、支援学校との連携など、各所属のコーディネーター同士が連携した就学相談を実施していただくことが求められます。

### ■特別支援教育の実施状況（学校教育課）

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	学校数	校	11	11	11	11	11	11
	学級数	学級	182	178	169	160	156	152
	支援学級数	学級	44	46	43	44	47	49
	児童数	人	5,783	5,633	5,414	5,190	5,032	4,872
	（うち）支援学級	人	223	224	224	253	267	276
	教職員数	人	338	336	322	310	308	338
	教職員一人当たり児童数	人	17	17	17	17	16	15
中学校	学校数	校	5	5	5	5	5	5
	学級数	学級	77	75	76	75	72	69
	支援学級数	学級	16	16	19	21	22	22
	児童数	人	2,889	2,811	2,820	2,807	2,703	2,598
	（うち）支援学級	人	73	81	101	118	114	111
	教職員数	人	193	190	196	195	196	193
	教職員一人当たり児童数	人	15	15	14	14	14	14

（各年5月1日現在）

不登校児童生徒への対応については、教育相談室での悩み相談・不登校カウンセリング・ホースセラピーを行うとともに、学校の指導以外の場で指導援助する教育支援センターにおいて、不登校児童生徒に対し集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援しています。引き続き個に応じた対応を図っていきます。

■教育相談の実施状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育相談	件	2,302	2,340	2,365	3,074	2,957
スクールカウンセラー	件	1,351	1,470	832	1,286	1,622
不登校カウンセラー	件	71	86	66	52	51
スクールソーシャルワーカー会議	件	366	583	815	1,085	789

■教育支援センター事業の実施状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
不登校児童生徒数	人	76	69	80	100	142
	小学校	13	12	24	23	51
	中学校	63	57	56	77	91
教育支援センター入室児童数	人	20	17	19	10	11
学校復帰児童生徒数	人	20	17	19	10	12
(うち)教育支援センター入室児童	人	5	6	5	2	2

教職員の資質向上については、教育研究センターにおいてさまざまな研修を企画・実施し、教職員の資質向上を進めました。学校現場の課題は多様化しているため、課題に対応できるよう資質向上のための研修を企画運営していくことが必要です。

学校と地域の連携を図る「市PTA協議会」は、公立幼稚園、小・中学校のPTA代表で組織し、子どもの健全育成のため、学校・家庭・地域環境の向上を図るとともに、会員相互の連帯と資質向上に努めています。近年、PTA活動への理解不足や役員のなり手がいないなど運営上の課題が生じています。役員の負担軽減など市PTA協議会の運営内容について見直しを図る必要があります。

③ 社会性を育む多様な体験活動と遊び環境の充実

青少年の活動を応援する事業として、「レッツTRY」、「プレイパーク支援事業」を実施しています。少子化を背景に、それぞれの登録数や参加者数は減少しており、事業の周知とともに活動内容の充実を図る必要があります。

■プレイパーク支援事業の実施状況（中央公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	4	4	4	4	4
参加者数(延べ)	人	2,540	2,662	1,875	1,768	1,490

「放課後子ども教室」は、公民館などの社会教育施設や地域の施設で、ものづくりや絵画・英会話などの文化活動を含めた“あそび”を主体とする教室と、各小学校で子どもの学習支援を行う「まなび舎kids」を実施しています。活動を担うボランティアの高齢化への対応のほか、“あそび”を主体とする教室と学習支援を行う教室について、将来

的には両者を一体的に運営できるよう連携体制を検討し、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保することが必要です。

■放課後子ども教室の実施状況（社会教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	箇所	22	24	24	24	23
参加児童数(延べ)	人	14,067	14,313	16,665	15,668	18,575
指導員数	人	2,835	2,882	3,089	2,962	3,643

小学校低学年の児童を対象に「低学年育成事業」を実施し、集団遊びやスポーツ等を通じて、思いやりの心を育み、社会性や協調性をもった子どもを育成することに努めています。また、参加・体験型の活動を通じて、子どもたちにさまざまな経験を提供する「土曜日等事業」、放課後や土曜日、長期休みに、小学生、中学生、高校生の居場所の提供と、高学年対象の活動を実施する「高学年活動」などに取り組んでいます。今後も青少年が自主的に活動し、参加しやすい事業の充実に努めるとともに、安全・安心に過ごせる居場所の確保を図る必要があります。

■低学年育成事業の実施状況（青少年人権教育交流館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	234	237	233	230	221
参加人数(延べ)	人	10,524	13,608	13,841	13,800	12,490

■土曜日等事業の実施状況（青少年人権教育交流館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	7	6	6	6	5
参加人数(延べ)	人	2,484	2,679	1,960	2,294	2,334

■高学年活動の実施状況（青少年人権教育交流館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	36	40	38	39	39
参加人数(延べ)	人	434	435	417	372	402

学校教育では、「環境教育」として、自然観察や地球温暖化対策などに理解を深めるための学習を実施しています。児童生徒が環境保護に興味・関心をもって取り組んでいけるよう学校教育の限られたカリキュラムのなかで効果的に学習を実施できる方策を検討することが必要です。

子どもを対象としたスポーツ教室は、親子体操をはじめ、リズム体操やマット運動など幼児に必要な運動機能の発育を促したり、小学生にスポーツの楽しさを体験してもらうことなどを目的に実施しています。またスポーツ少年団活動への支援を行い、子どもたちがスポーツを楽しみ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心の育成を図っています。

■子ども対象スポーツ教室事業の実施状況（スポーツ振興課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催教室数	教室	13	13	13	13	13
参加人数(延べ)	人	2,985	2,203	3,195	2,947	2,637

そのほか生涯学習活動として、「親子天文教室」をはじめ、昆虫や海の生きものに関する出前講座、里山での観察会、他校や異年齢・異世代間の交流も含めた学習・体験活動、おはなし会・おたのしみ会・映画会・夏休み工作教室、青少年活動などの体験活動や交流活動などを実施し、青少年の健全育成を図っています。

#### ④ 次代を担う親の育成

中学2年生の職業体験として、幼稚園・認定こども園での保育体験を行っています。乳幼児とふれあうことを通じて、子どもを生み育てることの意義への理解、子どもや家庭の大切さなどを理解するきっかけとなっています。

##### ■中学生の保育体験の実施状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	10	10	10	10	10

「キャリア教育」として、各中学校では、小・中学校9年間を見通して作成した全体指導計画をもとに、勤労観や職業観を育てるとともに、生きる力を身につけさせ、自立できる子どもたちを育成する教育に取り組んでいます。社会経済情勢の変化にふさわしいキャリア教育をめざし、指導計画を見直し、取組みを充実させることが必要です。

## 〔2〕家庭や地域における子育てを支援します（基本目標Ⅱ）

### （1）家庭における子育て支援

#### ① 子育て情報の提供と相談窓口の充実

市のホームページや「子育てナビゲーション」「子育てガイドブック」を通じ、子育てに関する市の施策の情報提供を行っています。「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」では、民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、これらガイドブック等の配布を行うとともに、育児不安に関する相談に応じています。子育て支援センターでは、フェイスブックを使って子育てに関する情報の発信を行っています。引き続き、子育て家庭のニーズに応じた情報発信を行っていく必要があります。

そのほか、子育てに関する情報提供として、各公民館で発行する夏タイムズでの夏行事の周知、赤ちゃんルーム、まめっ子ルーム、かばさんルーム、子育てサロン・すくすくサロンなどの相談・情報交換の場の提供などを行っています。

子育てに関する相談窓口として「家庭児童相談室」を設置し、多様化する相談に対応しています。就学前から就学後の切れ目のない対応、多様化する相談への対応が行えるよう、相談体制の充実と関係機関との連携の強化が必要です。

■家庭児童相談室での相談状況（子ども福祉課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待に関すること	件	188	206	208	247	289
家族関係に関すること	件	214	325	406	414	393
障害に関すること	件	65	15	17	23	23
非行に関すること	件	1	0	14	16	9
性格行動に関すること	件	49	29	29	41	23
不登校に関すること	件	9	14	15	31	8
適性に関すること	件	0	10	2	3	2
育児・しつけに関すること	件	105	72	50	68	73
その他	件	10	29	86	17	38
合計	件	641	700	827	860	858

そのほか、子育て支援センターでの子育てに関する相談、市内3施設（認定こども園2園、保育所1園）に配置した家庭支援担当職員が支援を要する保育所等入所児童や在宅児童への家庭訪問や育児相談などを行う「家庭支援推進保育事業」などを実施しています。

■子育て支援センターでの相談状況（子育て支援課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児相談(延べ)	件	84	94	207	148	132
栄養相談(延べ)	件	84	75	66	50	54

小・中学生の保護者に対する相談では、学校心理士が、子育てや学校生活の悩みの相談に応じる「教育相談」、奨学金制度の相談や情報提供を行う「進路選択支援相談」などを実施しています。

■教育相談での相談状況（青少年人権教育交流館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数(延べ)	件	179	181	184	180	221
相談者数	人	22	19	20	31	32

■進路選択支援相談の状況（青少年人権教育交流館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数(延べ)	件	9	15	15	10	13

② 家庭の教育力の向上

公民館では、子育て世代のさまざまな疑問や悩みに応える学習機会として、保育つき講座「おや子教室」を開催しており、青少年人権教育交流館・子育て支援センターでは、家庭教育に関する学習の機会を提供しています。子育て支援センターの「親子教室」は、参加者が日頃の生活、子育てについて話すこと、聞くことで知識を得、考える機会になるとともに参加者同士の交流を深める場となっています。受講者が減少しているため、周知に努めるとともに講座内容の充実を図ることが必要です。

市内の全小学校に「家庭教育学級」を開設し、保護者の自主的な学習活動を支援しています。共働き家庭の増加に伴い参加者数が減少しており、周知とともに参加しやすい内容の検討が必要です。

### ③ 男性の子育て参加の促進

男性の子育てへの参加を阻んでいる性別役割分担意識の解消のため、「女と男のフォーラム」の開催のほか、「女と男のコスモスネット」の発行、パネル展示など、さまざまな媒体を活用して意識啓発に努めています。また、小・中学校においては、男女共生教育推進委員会と連携し、情報を提供しています。

公民館では、子育ての楽しさを実感し気軽に子育てに参加できるように、父親と子どもが遊びを通して交流する場を提供しています。さらに、父親が気軽に参加できるプログラムの検討を行っていきます。

#### ■父親の子育て交流の場づくりの実施状況（浜手地区公民館・山手地区公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	回	6	10	11	11	14
参加親子数(延べ)	人	20	23	64	56	140

そのほか、「ママパパ教室」をはじめ、「子育て講座(保育つき)」「家庭教育学級」などを通じて男性の子育て参加に関する意識啓発に努めています。

### ④ 子育て家庭の経済的負担の軽減

中学校修了前の児童を養育している世帯には「児童手当」を支給し、また、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者には、「就学援助事業」で就学に要する経費の一部を支給し、義務教育を円滑に受けることができるよう支援しています。

#### ■就学援助の支給状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給人数	人	1,831	1,762	1,733	1,654	1,585

※特別支援教育就学奨励費を含む

そのほか、所得に応じた負担（応能負担）に基づいた保育料の軽減や子ども医療助成事業により、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めています。また、経済的に困窮する妊産婦を対象に、出産費用の一部を助成しています。

#### ■出産費用の助成状況（子ども福祉課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数	件	26	31	19	15	13

ひとり親家庭に対しては、「ひとり親家庭医療助成事業」による医療費の一部助成をはじめ、「児童扶養手当」の支給、「大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度」などにより経済的負担の軽減に努め、障害のある子どもがいる世帯に対しては、「障害児福祉手当」や「特別児童扶養手当」の支給、また重度の障害がある場合には「重度障害者医療費助成制度」に基づく医療費の一部助成など、経済的負担の軽減を図っています。



## (2) 地域で支えあう子育ての推進

### ① 子育てに対する市民の関心の喚起

葛城小学校区では、地域のボランティアによる英語学習や校区探検を行い、地域で子どもたちを育むよう努めています。

また、子どもたちが安心してのびのびと活動できる地域づくりのため、青少年指導員連絡協議会と連携して、パトロールや啓発活動を行い、子どもポスターコンクールにより子どもたちが環境について考え、環境に対する意識を高める機会をつくっています。

### ② 地域の支えあい・助けあいによる子育て支援の充実

地域の助け合いによる子育て支援活動である「ファミリー・サポート・センター事業」では、利用会員・協力会員あわせて600人を超え、500件を超える利用件数となっています。さらに安定的な利用が保たれるよう、本事業について周知を図り、会員登録者数を増やしていくことが必要です。

#### ■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況（子育て支援課）

(利用・登録者数)

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用会員数	人	419	437	403	390	411
協力会員数	人	133	115	149	192	196
両方会員数	人	67	71	63	37	32
合計会員数	人	619	623	615	619	639

(利用内容別児童数)

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり	人	102	61	26	74	25
保育所等への送迎 及び預かり	人	701	655	495	339	476
その他	人	162	111	126	107	163
合計	人	965	827	647	520	664

山手地区公民館では、毎年保育ボランティア養成講座を行っていますが、年々ボランティアは減少しています。また、地域で乳幼児をもつ親の交流を図る取組みである「おさんぽかばさん」を行っていますが、年々参加者は減少しています。しかしながら、「地域で子育てを支えていくためのつながりづくり」が重要であるため、その機会を提供していくことが必要です。

#### ■保育ボランティア養成の状況（山手地区公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座開催回数	回	1	1	1	1	1
ボランティア育成数	人	23	15	14	14	14

#### ■子どもを見守り支え合う地域づくり（おさんぽかばさん）の実施状況（山手地区公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	15	13	10	10	10
参加人数(延べ)	人	600	495	240	114	108

そのほか、民生委員・児童委員、主任児童委員によるこんには赤ちゃん事業や相談活動、小学校区における子ども広場事業や中学校区における地域教育協議会の活動への支援、まちのすぐれものの登録者を活用する「出前事業」、赤ちゃん専用のつどいのひろばの開催などに取り組んでいます。また、平成30年度から、地域ぐるみで子どもを見守る「子ども食堂」に対して、補助金を交付しています。

### ③ 子育てに関するネットワークづくりの充実

中央公民館では、子どもの成長に応じた各年代の悩みや疑問に答え、一緒に考える講座を貝塚子育てネットワークの会と共催しています。後継者の育成と新たな担い手を発掘していくことが課題となっています。

親子教室の参加者による子育てサークルの育成や、子育てサークル同士の交流を図るなどのネットワークづくりを支援しています。子育てサークルの数と会員数ともに減少傾向にあり、対応策を検討する必要があります。

#### ■貝塚子育てネットワークの会との共催事業の状況（中央公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
共催講座開催回数	回	32	26	26	25	27
レクリエーション実施回数	回	2	1	1	1	1

#### ■子育てサークルの状況（各公民館）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サークル数	サークル	9	9	9	7	5

## 〔3〕仕事と子育ての両立を支援します（基本目標Ⅲ）

### （1）働く家庭のための子育て支援の充実

#### ① 多様なニーズに応じた保育サービスの実施

公立幼稚園では、平成29年度から通常保育終了後、預かり保育を実施しています。預かり保育の利用希望者は増える一方、預かり保育に対応する人材が不足している状況のため、人材確保が急務です。

#### ■公立幼稚園での預かり保育事業の実施状況（学校教育課）

	単位	平成29年度	平成30年度
実施幼稚園数	園	6	6
利用児童数（延べ）	人	2,246	2,443

共働き家庭の増加に伴う保育ニーズに対応するため、通常保育時間における適切な利用調整に努めるとともに、通常の保育時間を超えて子どもを預かる「延長保育」を実施しています。保護者の仕事・出産・冠婚葬祭などの緊急の用事等を理由に一時的に児童を預かる「一時預かり事業」や保護者が日曜・祝日に就労し、家庭で保育できない場合に預かる「休日保育」を実施しています。さらに子どもの病気を理由に仕事を休めない保護者のニーズに対応するために「病児・病後児保育事業」を行っています。引き続き保護者の保育ニーズの多様化に対応できるよう各種保育サービスの充実に努めることが必要です。

■教育・保育の実施状況（保育こども園課）

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
公立認定こども園		4園	4園	4園	4園	4園	
	1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	人	-	-	35	35	28
	2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	人	237	233	229	221	217
	3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	人	41	38	27	25	14
	3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	人	125	129	120	129	118
民間認定こども園		1園	6園	9園	13園	13園	
	1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	人	148	182	233	373	312
	2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	人	14	484	652	811	817
	3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	人	-	60	91	105	63
	3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	人	5	244	362	451	481
民間保育所		14園	9園	6園	3園	3園	
	1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	人	-	-	-	-	-
	2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	人	1,040	566	335	183	186
	3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	人	145	88	56	30	22
	3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	人	519	283	213	115	105

平成27～30年度：各年3/1日現在入所児童数

令和元年度：5/1日現在入所児童数

※公立認定こども園は、平成29年度に公立保育所から移行しました

保育所や幼稚園、認定こども園では、各園の個性に合わせたメニューで園庭の開放などを行い、子育て世帯への支援と、通所児童との交流を図っています。また、保育教諭による「すくすく子育て応援隊」が、子どもの養育に関する保護者からの相談に応じています。引き続き子育て家庭が園庭開放などに参加しやすい工夫をし、すくすく子育て応援隊の相談機能の充実により、安心して子育てができる環境づくりを図ることが必要です。

多様な保育ニーズに対応できるよう保育教諭に対する研修を実施しています。今後も保育教諭の資質向上に効果的な研修を研究し取り組むことが必要です。

■園庭開放の実施状況（公立認定こども園）（保育こども園課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	園	4	4	4	4	4
参加者数（延べ）	人	1,075	928	1,230	1,413	1,176

障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所や認定こども園と連携し集団保育を通じて発達の促進を図る「障害児保育事業」を実施しています。引き続き園児の発達支援を図るとともに、保護者や関係機関等と連携しやすい環境をつくっていくことが必要です。

■障害児保育事業の実施状況（子育て支援課、保育こども園課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入れ障害児数	人	103	88	91	90	81

そのほか、児童を養育することが一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童を預かる「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」、平日の夜間、または休日において、仕事等の事情で児童の保護者が不在となった場合に施設において児童を保護し、生活指導等を行う「夜間養護等事業（トワイライト）」を実施しています。

■施設の利用状況（子ども福祉課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
短期入所生活援助事業（ショートステイ）(延べ)	人	2	4	5	3	3
夜間養護等事業（トワイライト）(延べ)	人	2	0	0	0	0

② 放課後児童対策の充実

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象に放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を実施しています。市内11校区で21クラスを開設し、児童を安全に保育し、共働き家庭等の就労支援に努めていますが、待機児童が発生しておりその解消に取り組むことが必要です。

■放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の実施状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置クラス数	クラス数	19	20	20	20	21
利用児童数	人	797	907	912	891	921
（うち）1年生	人	292	324	305	321	317
（うち）2年生	人	274	264	280	261	279
（うち）3年生	人	173	212	201	200	200
計1～3年生	人	739	800	786	782	796
（うち）4年生	人	52	87	108	82	99
（うち）5年生	人	3	18	20	23	17
（うち）6年生	人	3	2	7	4	9
計4～6年生	人	58	107	135	109	125

各年5月1日現在

※平成26年度は、高学年は試験的实施です。

留守家庭児童会以外にも、公民館などの社会教育施設や地域の施設において「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもの居場所の提供と健全育成に取り組んでいます。

## (2) 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

### ① 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの推進

育児・介護休業法の改正に関するチラシの配架やそれをテーマとした労働問題講座を実施し、仕事と子育ての両立に対する意識啓発に努めました。

引き続き、育児・介護休業法の周知・広報を行うとともに、労働問題講座のメインテーマとして取扱いを検討することが必要です。

### ② 子育て中の家庭への再就職支援

子育てをしている女性を含む再就職を希望する女性等の就労困難者を対象に、パソコン講座や介護職員初任者研修の開催など、職業能力開発への支援に努めています。

#### ■就労支援事業の実施状況（市民相談室）

実施内容	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就労支援講座受講者数（延べ）	人	57	56	39	22	25
就労支援講座受講者数（延べ） （再就職を希望する女性）	人	38	21	22	19	24
就労相談件数	件	475	353	301	252	246
就労相談人数 （再就職を希望する女性）	人	59	49	52	49	34

## 〔4〕子どもの権利を大切に守り、発展させます（基本目標Ⅳ）

### (1) 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

#### ① 児童虐待防止の推進

児童虐待防止対策として、関係機関と連携を図るため「要保護児童対策地域協議会」を組織し、要保護児童、要支援児童（家庭）の把握・支援を行っています。年々児童虐待への対応が増加するなか、一時保護が必要な高リスクなケースも増え、情報共有をはじめとする関係機関の連携がますます重要となっており、個々のリスクアセスメントを丁寧に行うよう努めています。虐待事例は増加しており、関係機関による要保護児童に対する適切な見守りとしっかりとした情報共有が求められます。

また、子育て不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、指導助言を行う「養育支援訪問事業」を推進し、児童虐待の兆候の早期発見と早期対応を図っています。こんにちは赤ちゃん事業やすくすく訪問（ママ・ベビー）で継続的な支援が必要なケースを把握した場合は、早期に養育支援訪問を行うことで、切れ目のない支援に努めているところです。

児童虐待防止に向けた啓発は、虐待もしくは虐待と疑われる行為を発見した場合の通報義務などについての周知を、11月の「児童虐待防止推進月間」やコスモス市民講座などを通じて行っています。市の広報紙だけでなく、他機関の会議、集会など有効な機会をとらえて広報・啓発を進めていくことが重要です。

#### ■養育支援訪問事業の実施状況（健康推進課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	件		95	169	171	171

■児童虐待相談対応件数（特定妊婦を含む）（子ども福祉課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	件	196	214	216	255	311
（うち）身体的虐待	件	43	55	70	68	71
（うち）ネグレクト	件	97	102	84	124	131
（うち）性的虐待	件	1	2	2	2	4
（うち）心理的虐待	件	47	47	52	53	83
（うち）特定妊婦	件	8	8	8	8	22

② 人権尊重のための取組み

市内小・中学校、高校の人権学習の受け入れ、及び講師の派遣に積極的に応え、人権教育の啓発に努め、同和問題などへの理解を深めています。引き続き小・中学校、高校での人権学習を進め、児童生徒の人権意識の向上を図ることが必要です。

また、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな媒体を活用して市民の意識啓発に努めるとともに、小・中学校における男女共生教育の充実を図るため、人権教育担当者会議等の機会に情報提供を行っています。

教育研究センターでは、教職員の人権尊重の意識向上のため、「人権教育研修」を企画・実施しました。また、幼児教育・保育現場では、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するとともに、教職員・保育教諭等に対する研修に努め、資質の向上を図っています。

さらに、人権擁護委員活動との協力連携により、人権相談や人権啓発セミナーの開催など、子どもの権利を守るための取組みや、主任児童委員と学校・関係機関との連携を強化し民生委員・児童委員の相談支援体制の充実などを進めています。そのほか、子育て支援センターの栄養相談・育児相談、要支援児童対策事業やひとり親家庭等生活支援事業の相談業務などにおいても子どもの権利を守る視点に立って支援を行っています。

(2) ひとり親家庭や障害のある児童に対する支援の充実

① ひとり親家庭への自立支援

再就職を希望するひとり親の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座への案内など、職業能力開発への支援を推進しています。そのほか、「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金事業」による職業能力開発に関する講座受講料の一部支給を行うなど、就労に必要な技能取得の支援を行っています。

しかし、正規雇用を希望しても子どもの生活時間が優先されるため、パート勤務になり十分な所得を得にくいなどの問題があります。

また、相談者ごとの母子・父子自立支援プログラムを策定し自立支援に努めています。初回相談後、連絡がつかない相談者も多く、アプローチ方法の検討が必要となっています。

■ひとり親家庭の就労相談の実施状況（子ども福祉課）

実施内容	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就労相談件数 （ひとり親家庭の父または母）	件	100	72	72	90	99

ひとり親家庭に対する経済的支援として、「ひとり親家庭医療助成事業」による医療費一部助成や「児童扶養手当」の支給、「大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度」の受付、「水道料金の福祉減免」などを行っています。

ひとり親家庭からの相談に応じるために、「母子・父子自立支援員」を配置し、自立に必要な情報提供及び指導、助言などを行っています。

■母子・父子自立支援員への相談状況（子ども福祉課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談対応件数（延べ）	件	229	556	517	468	361

児童扶養手当受給世帯等の児童で、放課後留守家庭となる小学3・4年生を対象に、学習習慣の定着と基本的な生活習慣の習得支援を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施しています。平成29年度に小学3年生を対象にスタートした事業で、平成30年度からは小学4年生にも対象を拡充しました。

■子どもの生活・学習支援事業の利用状況（子ども福祉課）

	単位	平成29年度	平成30年度
利用者数（延べ）	人	392	994

② 障害のある子どもへの支援

特別支援教育に関する教職員の研修の機会を設け、巡回相談員が特別支援に関わる教育相談活動を行っています。また、発達検査を実施し、児童生徒が適切な支援を受けられるように対応を図っています。教育相談へのニーズの増大を踏まえ、相談体制の充実に努めています。

障害のある児童生徒が円滑な学校生活を行うことができるように「障害児介助員設置事業」を実施しています。また、保育所や幼稚園、認定こども園で適切な保育を受けることができるように「障害児加配講師設置事業」「障害児保育事業」を実施し、教育・保育環境を整えています。

■障害児介助員設置事業の状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配置人数	人	43	40	42	55	59
（うち）小学校	人	40	35	37	48	53
（うち）中学校	人	3	5	5	7	6

■障害児加配講師設置事業の状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入れ障害児数	人	40	33	41	32	32
配置人数（公立幼稚園）	人	16	14	14	13	13

障害のある子ども等の自立した日常生活を援助するため、ホームヘルプやショートステイ、日中一時支援、ガイドヘルプなどのさまざまな障害福祉サービスを提供しています。

「福祉タクシー」「補装具・日常生活用具」「重度障害者紙おむつ」などの利用・給付にかかる費用の一部を助成または支給しています。そのほか、障害のある子ども等がいる世帯の経済的負担の軽減策として、「障害児福祉手当」「重度障害者介護支援給付金」「特別児童扶養手当」の支給や「重度障害者医療費助成制度」による医療費の一部助成、「水道料金の福祉減免」などを行っています。

早期発見・早期療育の観点から、児童発達支援センター（こどもデイケアいずみ）や貝塚市幼児教室等による、児童発達支援・医療型児童発達支援を実施しています。また、就学後の療育・居場所機能を果たす放課後等デイサービスの利用者が増えています。

#### ■療育の状況（子育て支援課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童発達支援利用者数	人	52	57	58	60	68
医療型児童発達支援利用者数	人	1	2	2	1	0
放課後等デイサービス利用者数	人	71	93	110	151	178

\*各年度4月1日現在サービス利用者

「通級指導教室」は、現在東・西・木島・中央・永寿小学校、第二・第四中学校に設置されています。そこでは、個々の児童生徒のニーズに応じた指導・支援（発音・発語指導、ソーシャルスキルトレーニング、教科指導の補充等）を推進しています。

#### ■通級指導教室の受講状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置校数(小学校)	校	4	4	4	5	5
受講人数(延べ)	人	83	84	89	81	89
設置校数(中学校)	校	1	1	1	2	2
受講人数(延べ)	人	13	12	17	23	14

## 〔5〕子どもが安心・安全にらせるまちをつくります（基本目標V）

### （1）子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実

#### ① 子育てにやさしい生活環境の整備

市営住宅のバリアフリー化は、構造的制約からバリアフリー化が難しい中層住宅で、階段昇降が困難な入居者に対し、低層階への住宅替え制度を進めました。また、貝塚駅周辺地区では視覚障害者誘導用ブロック・シートの設置を進めるとともに、既存施設の補修を行い特定経路等の維持保全に努めました。引き続き障害のある人や高齢者、子ども連れにもやさしいまちづくりが求められます。

さらに、通学路におけるグリーンベルト整備のほか、危険箇所を点検・把握することで転落防止柵等の設置を行い、安全な道路環境の整備に努めました。

乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取組みとして、外出中に授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録する制度を導入しています。登録施設は33か所になり、公共施設だけでなく、商業施設などにも登録が広がっています。イベント開催時に、授乳やおむつ替えができる車両「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行っています。引き続き「赤ちゃんの駅」の登録施設を拡大し、子ども連れでも安心して外出できる環境づくりが求められます。



## ② 犯罪や交通事故のない安全なまちづくり

子どもの交通安全対策として、交通安全教室や安全あんしん教室等を実施しました。

また、地域で子どもたちを見守る「子どもの安全見まもり隊」の活動を支援し、スクールガードリーダーによる登下校の見守りや青色パトロールでの巡回を実施しています。市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、府立高校等では、歩行及び自転車に関する交通安全教育を実施しています。

### ■交通安全教室の実施状況（道路公園課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	回	45	45	45	41	42

### ■子どもの安全見まもり隊の実施状況（学校教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	人	2,514	2,689	2,746	2,919	2,815

子どもを犯罪などから守る取組みについては、市PTA協議会が主体となって取り組んでいる「子ども110番」運動の推進を支援しています。また、青色パトロール車による幼稚園、認定こども園、小・中学校などのパトロールや不審者情報を配信する「こ・あ・らメール配信事業」により子どもの安全を守る取組みを行っています。地区福祉委員会では、交通安全フェスティバルなどのイベントの開催や登下校時の見守り、あいさつ運動の推進などを行っています。

### ■子ども110番の家の登録状況（社会教育課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録数	箇所	2,403	807	870	759	749

### ■こ・あ・らメール配信事業の登録状況（危機管理課）

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配信登録者数	人	1,224	2,147	2,066	2,021	1,990

青少年健全育成については、市PTA協議会のほか、青少年指導員連絡協議会やこども会育成連合会等の活動を支援し、社会環境浄化活動をはじめ、非行防止やインターネットの危険性を訴える啓発活動などを推進しています。

## 第6節 第2期計画における取組み課題

### 1. 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実

国勢調査の結果では、25～39歳の子育て世代にあたる女性の労働力は上昇傾向にあります。

また、ニーズ調査の結果では、現在無職で「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」という母親は、就学前児童では4人に1人、就学児童では3人に1人となっており、子育てと両立しながら働く女性が増えることが見込まれます。

平日に定期的に利用したい保育サービスをみると、「認定こども園」や「幼稚園+幼稚園の預かり保育」「認可保育所」など、比較的長時間預けることができる施設の利用ニーズが高くなっています。令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償化が導入されたことから、特に3歳以降の利用を見込む上では、無償化による保育需要の増大に備えた提供体制を整えることが必要です。

### 2. 地域における子育て支援の充実

ニーズ調査の結果では、子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答している保護者の割合は、就学前児童・就学児童とも約6割を占める一方、何らかの不安を抱えている保護者も3割を超えています。また、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」や「子育てにかかる出費がかさむこと」などに悩む保護者が多くなっていますが、他方、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」と回答する保護者が2～3割にのぼるなど、虐待につながると思われる行為を行っている保護者は少なくありません。

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の不安、孤立感の解消を図るため、本市では、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場や機会の提供を行っています。しかし、子育て支援サービスの認知状況をみると、母親・父親学級、両親学級・育児学級や保健センターの情報・相談サービス、保育所や幼稚園・認定こども園の園庭開放など、交流したり相談したりできる場の認知率は7割以上を占め高くなっていますが、これらを利用したことがある割合は3～4割台と減り、サービスの周知とともに、利便性やニーズに合ったサービス提供ができているかなど問題点を把握し充実を図ることが必要です。

### 3. 地域ぐるみで支える子育ての推進

地域のつながりの希薄化、身近なところで子育てについて相談できる相手がいないなどの状況により孤立すると、養育力の低下や児童虐待の要因となると考えられます。地域住民の多くが子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができる環境づくりを引き続き進めていく必要があります。

ニーズ調査の結果では、地域の人に自身の子育てを支えてもらっている実感があると回答した保護者は、就学前児童で7割を占め、地域とかかわりながら子育てをしている様子がうかがえます。子育てのつらさを軽減したり悩みを解消したりするためにも、地域で子育て家庭を見守り、支えることができるコミュニティの推進が引き続き重要となっています。

#### 4. 幼児期から就学期にわたる切れ目のない教育・保育環境の充実

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えます。そのため、就学前からの家庭や地域における教育は重要な意味をもちます。

国では、保育所や幼稚園、認定こども園において育みたい資質・能力を明確化し、その考え方が小学校入学後にも引き継がれるように設定しています。国の動きを踏まえ、幼児期からの教育・保育を一層充実し、保育所や幼稚園・認定こども園から小・中学校まで一貫した教育・保育を行うとともに、子どもの年代に応じた学び環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

#### 5. 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年(2015年)の日本の相対的貧困率は15.7%で、18歳未満の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と半数を超えている状況です。

ニーズ調査の「世帯収入」及び「世帯人員」をもとに、「大阪府子どもの生活に関する実態調査」の計算方法を参考に算出した結果では、本市の貧困率は12.0%（ひとり親家庭は53.3%）となっており、貧困家庭は決して少なくありません。

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

#### 6. 子どものインターネット依存等の防止対策

近年、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）が大人、子どもを問わず普及し、それを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれたり、SNSを通じたいじめにより精神的な苦痛を受けたりする子どもたちは少なくありません。

ニーズ調査の結果では、就寝時刻は、就学前児童に比べ小学生のほうが遅い傾向がみられますが、5年前の調査結果に比べると、就学前児童でもやや遅くなっている状況がうかがえます。また、小学生では、学年が上がるとともに就寝時間が遅くなっており、塾や習い事などのほか、スマートフォンの長時間利用などの影響が背景にあるものと考えられます。

小学校低学年の段階から、学校においてインターネットの正しい使い方について教育を進め、インターネット利用にあたってセルフコントロールができる能力を習得させることが必要です。



## 第3章 計画の基本構想

### 第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援法第2条（基本理念）は、第1項に「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」、第2項に「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」、第3項に「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。」と規定しています。

本市においても、少子化が進んでいるなか、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりの希望が叶えられる社会を実現していくためには、ニーズに沿った子育て支援を充実していくことが大切です。そして、子どもたちが、将来社会の一員として自己実現できるように、子ども一人ひとりの個性を大切にされた教育の提供や、地域の様々な人たちとの交流の中で、社会性やコミュニケーション力、自立心を身につけ、心が豊かに育つための支援を行います。

本市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念を設定するにあたり、国が示す理念との調和を図るとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や、昨年度実施したニーズ調査結果から読み取れる課題、本市の地域特性などを踏まえ、本市における第2期計画での理念を次のように定めることとし、本市が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

#### 【基本理念】

子どもがすこやかに育ち  
子育てに喜びを感じるまち かいづか  
～ 地域とともに子育て・親育ち ～

## 第2節 計画推進にあたっての基本的視点

計画の推進にあたっては、次にあげる視点を踏まえながら、基本目標の達成に向け、各種施策を推進します。

### ■ 子どもの視点

子どもにとって市の子育て支援サービスはどのように映り、また、有意義なものであるかどうかを考える必要があります。子ども・子育て支援のあるべき姿として、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるよう配慮した環境づくりを進めます。

### ■ 次代の親づくりという視点

子どもはやがて親となり、貝塚市の未来をけん引していく原動力となっていきます。  
やがて、貝塚市のまちづくりを担う存在であることを十分認識し、その役割を担う子どもを産み育てることに夢や希望、喜びを与えるような施策の推進を図ります。

### ■ サービス利用者の視点

保護者が働いているかどうかではなく、日ごろからの利用や社会参加を行うための利用など、子育てをするすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができ、安心感をもって子育てができるよう、利用者の立場にたった身近な子育て支援施策の推進を図り、サービス提供基盤の充実、サービスの質の向上、サービスの質の確保及び維持等、子育ての環境整備の推進を図ります。

### ■ 市民協働による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び府・市はもとより、企業を含む市民が協働して地域全体で包括的に取り組む視点が必要となっています。

### ■ 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みのひとつとして行政や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要で、地域の実情に応じた展開を図ります。

## ■ サービスの質の視点

仕事と家庭の両立支援という観点からの支援だけではなく、広くすべての子どもと家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策を推進するとともに、そのためのサービス提供基盤の充実、サービスの質の向上、サービスの質の確保及び維持等、子育ての環境整備の推進を図ります。

## ■ すべての子どもと家庭への支援の視点

少子化や核家族化など社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題が生じています。これらさまざまな問題に対応できるように、すべての子どもとその家庭に対する支援という観点から推進を図ります。

## ■ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保育所や幼稚園、認定こども園などの公的な子育て支援の充実に加え、地域住民が協働して子どもを見守り育てる子育て支援を推進し、地域の子育て機能や教育力の向上を図ります。

## 第3節 子ども・子育て支援に向けた基本目標

基本理念の実現に向け、指針や子育て支援施策を取り巻く環境変化や課題などを踏まえ、子ども・子育て支援の取組みに向けた基本目標及びその目標達成に向けた主要課題を次のとおり定めることとします。

### 基本目標Ⅰ 親と子の健やかな成長を支援します

#### 主要課題1 親と子への切れ目のない健康支援

子育てをはじめ、仕事や家庭・地域などさまざまな活動を営む上で、健康への配慮はとりわけ重要です。特に、女性にとって短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産期に、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスの安定や、児童虐待を防ぐことにつながります。妊娠・出産期の女性が、安心感もてる健康支援に取り組みます。

一方、子どもの心身の発達については、一番身近な養育者である母親の心の状態と深く関係していることから、母親が育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることが大切です。多くの母親は、子どもが泣き止まなかったり、言うことを聞かなかったりした時などに困ったという経験をしています。母親同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場の充実とともに、育児不安が強い親に対して、きめ細かな個別の支援を行うなど、家庭や地域・関係機関が連携して切れ目なく支援するための体制を充実します。

また、食生活・運動・睡眠等の生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が大きな健康問題となっています。生活習慣は、乳幼児期からきちんと身に付けることが大切だということを保護者が正しく理解し、親子で実践することができるよう、食を通じた子どもの心身の健康づくりを推進します。さらに、本市で安心して子どもを産み育てることができるよう、出産や育児に対する心理的・経済的負担の軽減のほか、子どもが生まれにくい夫婦への支援、子どもが産まれても安心して養育できる小児保健医療体制の充実などを図ります。

#### 主要課題2 人間性を輝かせる教育の充実

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、集団生活や遊び等の主体的な活動を通して就学前の子どもの教育・保育を充実することが重要です。また、就学後の子どもが一日の多くを過ごす学校においては、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、自らたくましく育つ力をはぐくむなど、子どもの発達段階に応じた教育環境を整備・充実することが大切です。就学前期から育まれることが期待される資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つを柱に据えた学びを実践し、就学前から小学校へと円滑につながる教育体制を充実します。

また、子ども自身が「自分のよさ」に気づき、自己肯定感・自己有用感を高め、互いを尊重し認め合いながら、自立的に自己の未来を切り拓く力を育てることができる学校教育を推進します。



さらに、学校・家庭・地域が連携し、さまざまな体験活動や遊びを通じて、子どもの学びと成長を支え、次代の担い手として子どもの育成を支援するとともに、教育に関わる大人とともに成長する教育を推進します。

## **基本目標Ⅱ 家庭や地域における子育てを支援します**

### **主要課題1 家庭における子育て支援**

核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとのふれあいを通じて母性や父性を育てるといった環境の減少をもたらし、家庭での養育機能を低下させ、子どもの健全な育ちにも影響が及ぶことが懸念されます。子育て家庭が地域で孤立することを防ぐため、地域の子育てに関するさまざまな支援や相談・情報提供体制の充実を図るとともに、社会や地域とのつながりの中で、親としての自信と責任を持ち、子どもを生き育てることに喜びや楽しさを実感できるよう「親育ち」を支援します。

一方、家庭内での役割分担は、子育てや家事など家庭生活において女性への負担を強いるものであり、また子どもの健全な育ちにとって、父親である男性の役割も大きいことが言われているにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が依然根強く残っているのが現状です。男女が共同して家庭責任を果たすことの重要性への認識を深め、子育てや家事などに男女共同して取り組む環境づくりの推進を図ります。

### **主要課題2 地域で支えあう子育ての推進**

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要」とし、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支えていくための環境づくりが一層求められています。

保護者が子育てについて第一義的責任を持つことを前提に、地域ぐるみで「子育て」と「親育ち」を支援し、保護者が子どもと向き合い、親子の絆を深めながら子育て力を向上させるための支援を充実します。

また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談援助や情報提供などが受けられるよう、地域の関係団体・機関が連携した子育て支援のネットワークの充実を図るとともに、子育ての支援者の確保・育成を図り、安心して子育てができる環境を整備・充実します。

## **基本目標Ⅲ 子育てと多様な活動の両立を支援します**

### **主要課題1 多様なニーズに応じた保育サービスの提供**

子育て支援を地域全体で推進するにあたり、保育所や幼稚園・認定こども園の保育機能の専門性を生かし、地域に開かれた施設として活用することが重要です。また、就労・非就労に関わらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応できるサービス内容の充実を図ることが必要です。

多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応し、仕事だけでなく、学習活動や社会貢献活動等にも参加でき、子育てとの両立がしやすくなるよう、引き続き多様な子育て支援サービスの整備・充実に努めるとともに、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援を推進します。

また、昼間、就労する保護者がいる小学生の放課後の安全・安心な居場所として放課後児童対策を充実します。

### **主要課題2 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実**

男性が家事や子育てなどに参加しやすくするためには、昨今、常態化している長時間労働を見直し、日常生活と職業生活がバランスのとれたものにすることが重要です。

そのため、男性の仕事中心の生き方など、従来の働き方を見直し、男女ともが互いに家庭責任を果たすための支援を図ることが必要です。

家庭と仕事の両立支援を図るための保育サービスの充実が求められる一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくり、または仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、事業主の理解促進が求められます。仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるワーク・ライフ・バランスについて、市民をはじめ、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。また、育児休業など子育て支援のための制度を有効に活用してもらうための普及・啓発、活用できる職場の雰囲気づくりを図るための支援に努めます。

## **基本目標Ⅳ 子どもの権利を守り、安全・安心にらせるまちをつくります**

### **主要課題1 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進**

平成6年(1994年)発効の「児童の権利に関する条約」では、子どもを保護の対象とみるだけでなく、権利の主体として尊重されるよう、子どもの最善の利益の保障などがうたわれています。しかし、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化しています。子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携した取組みを推進します。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

### **主要課題2 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進**

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

子どもの視点に立って、生活に困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における各段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、また経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困解消に向けた取組みを推進します。

### **主要課題3 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実**

子どもや子ども連れでも安全・安心に外出でき利用しやすいバリアフリー化された施設・設備など、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境づくりが必要です。また、子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで子どもの安全を守るとともに、子どもを取り巻く社会環境の点検・見直しも必要です。

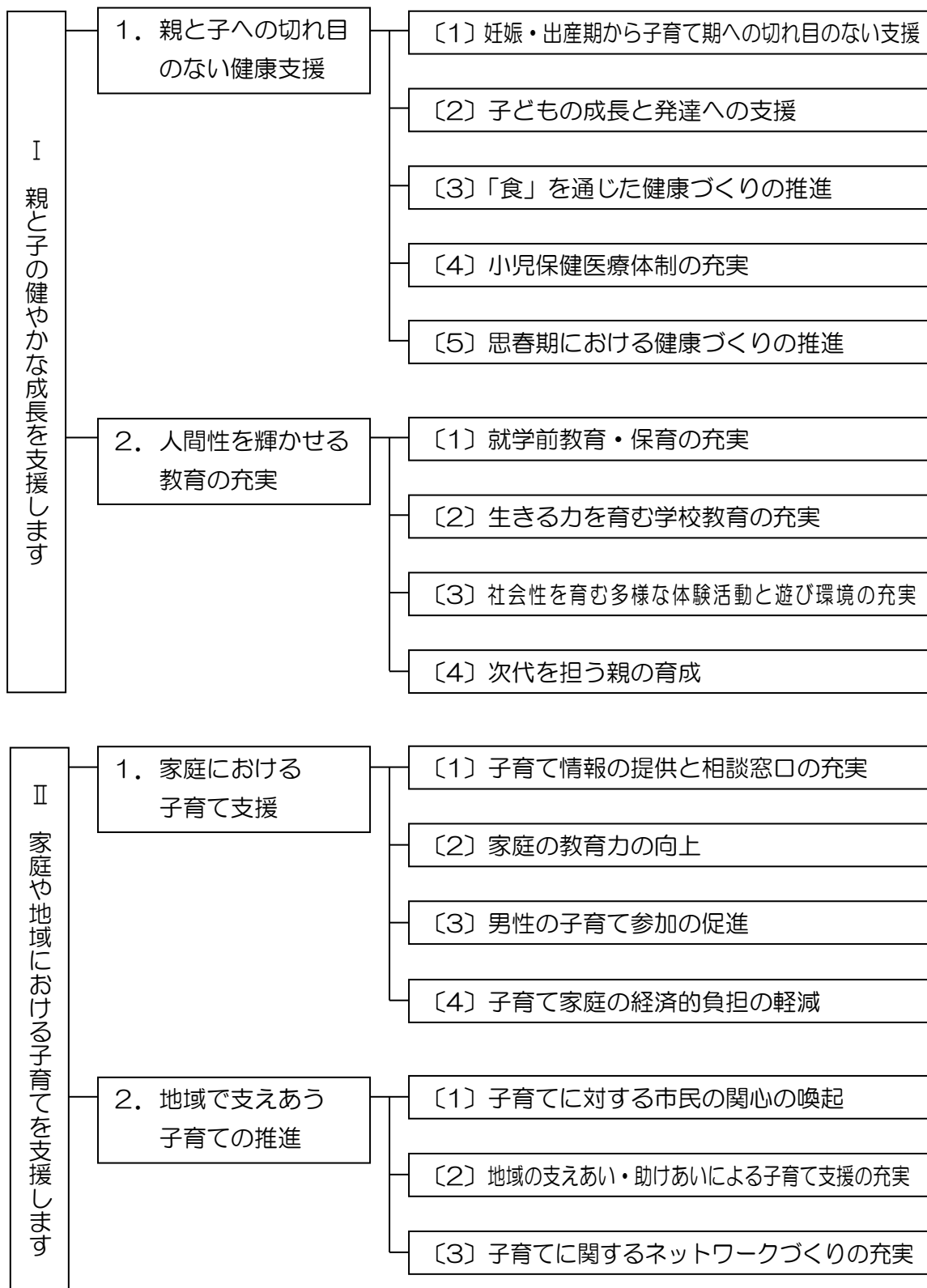
住民同士の協力・連携関係を強化し、交通安全対策や防犯対策に取り組み、地域社会の中で子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

## 第5節 施策の体系

【基本目標】

【主要課題】

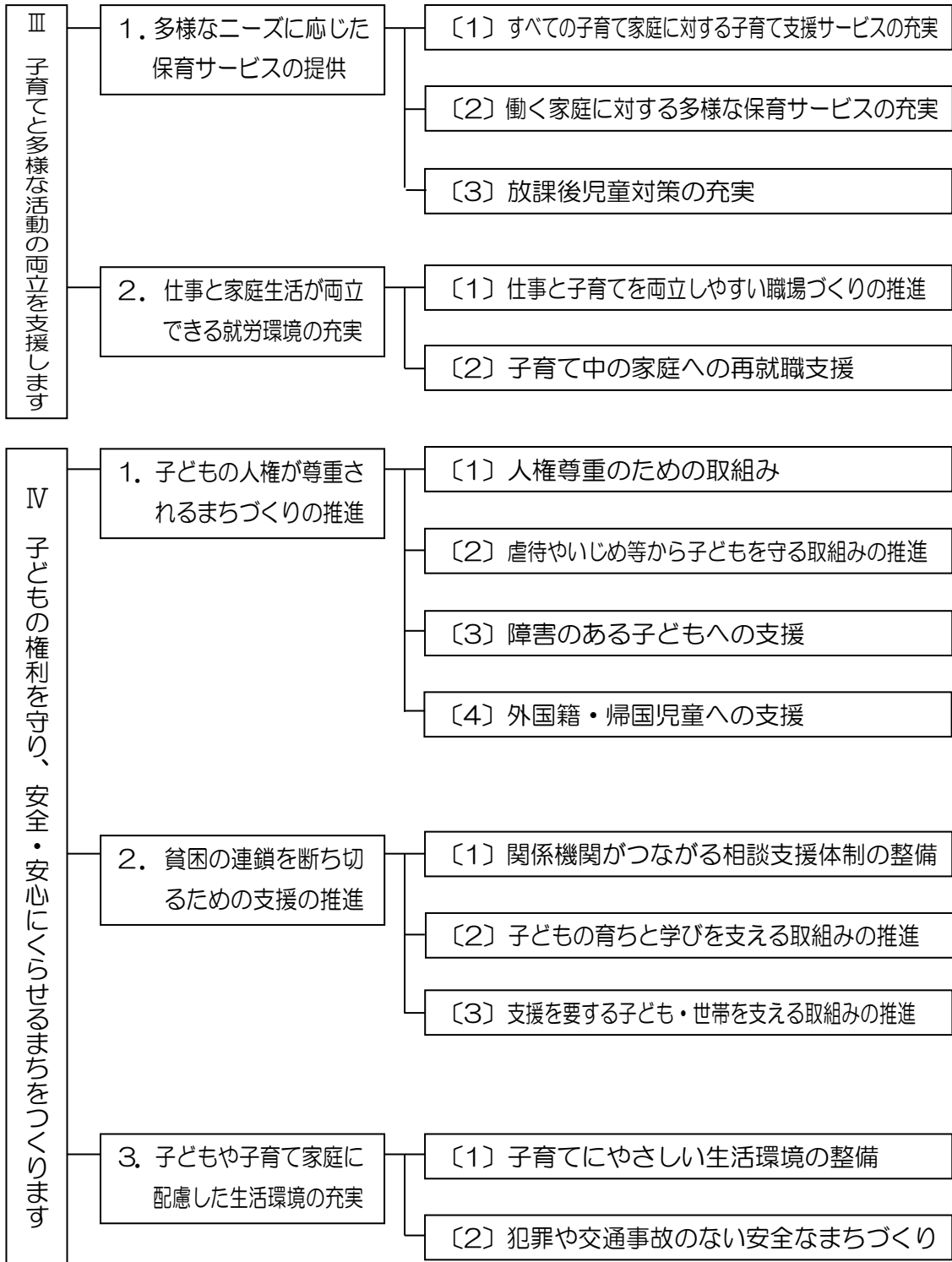
【施策の方向】



【基本目標】

【主要課題】

【施策の方向】



## 第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

### 第1節 親と子の健やかな成長を支援します

#### 1. 親と子への切れ目のない健康支援

##### 施策の方向〔1〕妊娠・出産期から子育て期への切れ目のない支援

少子化の進展を背景とした子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育まれるよう、子育て家庭が抱える健康上のさまざまな課題に応える母子保健サービスの提供とともに、妊娠、出産、子育てのライフサイクルを通じて、関係機関と連携した切れ目のない体制による健康支援を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
1	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠から出産及び育児に関する情報提供をあわせて行います。また、保健師等が全ての妊婦と面接することで支援の必要な妊婦を早期に把握します。	健康推進課	継続
2	ママパパ教室	妊婦とその家族を対象に、絵本の紹介やおもちゃの紹介・作成、先輩ママとの交流、沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話をします。開催日時等を工夫し、父親を含めた参加が促進されるよう取り組みます。	健康推進課	継続
3	すくすくママ訪問	保健師等が、妊娠中期の妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産の不安や悩みの相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子育て支援課 ※令和2年4月からは健康推進課	継続
4	妊婦訪問指導	医療機関と連携し、早期から支援の必要な妊婦の把握に努めます。また、すくすくママ訪問と連携し、妊婦が不安なく出産、育児ができるよう、保健師等が訪問し、妊娠・出産、育児に関して必要な保健指導や相談を行うなど切れ目のない支援を提供します。	健康推進課	継続
5	妊婦健診	妊婦の健康管理を図り、疾病の早期把握及び健康状態の把握のための健康診査を行います。健診受診の大切さを啓発し、健診結果を踏まえて継続的な支援につなげます。	健康推進課	継続
6	すくすくベビー訪問	保健師等が、生後3週間～2か月ごろの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、計測を通して発育相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子育て支援課 ※令和2年4月からは健康推進課	継続
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、育児不安の解消や孤立化の防止を図り、必要な支援を行います。	健康推進課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
8	産婦・新生児訪問指導	保健師等が、産婦・新生児のいる家庭を対象に、すくすくベビー訪問と連携しながら、必要な育児手技、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行います。早期の訪問により、育児困難家庭等を把握し、必要に応じて養育支援訪問につなげるなど継続した支援を行います。	健康推進課	継続
9	赤ちゃん相談	乳児の保護者に対して、育児・栄養・母乳相談、歯科相談などを行うことで、育児不安の解消に努めます。	健康推進課	継続
10	特定不妊治療助成	子どもを望み特定不妊治療を行っているかたに対し、保険外診療に要した治療費のうち、府の助成金を控除した自己負担額の一部について助成し、経済的負担の軽減を図り、次世代の育成を支援します。	健康推進課	継続
11	妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯周組織の健康状態の検査及び検査結果に基づいた保健指導を行い、妊娠中に悪くなりやすい歯周病やむし歯の早期発見と予防につなげます。	健康推進課	継続

## 施策の方向〔2〕子どもの成長と発達への支援

子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るなど、子どもの健やかな成長と親の子育て不安が軽減されるよう支援します。

また、子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などを行い、虐待予防にも努め、子どもの健やかな成長・発達とゆとりをもって子育てができる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
12	乳幼児健診	保健センターにて乳幼児健診を行います。その際、子どもの心身の健康状態だけでなく、親の保育状況や生活状況等を確認し、適切な機関につなげるなど継続した支援を行います。さらに、各健診等でフォローが必要とされた乳幼児を対象に、「すこやか健診」で経過観察、事後相談を行います。	健康推進課	継続
13	予防接種	感染症予防を図るため、乳幼児、学童を対象とした各種予防接種の正しい知識を啓発し、定期接種の接種勧奨に努めます。	健康推進課	継続
14	歯科保健事業の充実	歯科疾患予防事業として1歳7か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象に、歯科健診・歯科相談を実施します。	健康推進課	継続

### 施策の方向〔3〕「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、母性の健康の確保に向けて、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

また、食生活改善推進員とともに「食」に関する取組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
15	離乳食講習会	離乳期の乳幼児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方を実習、試食する講習会を開催し、離乳食に関する正しい知識の習得を支援します。	健康推進課	継続
16	幼児食講習会	幼児とその保護者を対象に、幼児食の調理実習を行い、望ましい食習慣の習得を支援します。	健康推進課	継続
17	学校給食	給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣や食に関する人々への感謝の気持ちの育成、食品ロスへの理解促進などに努めます。また、食物アレルギーのある児童生徒の情報を共有し、安全・安心な給食の提供に努めます。	教育総務課	継続
18	教育・保育要領の「食育」の推進	公立認定こども園において、給食の提供や保護者に対し給食メニューの配布を行うとともに、菜園やクッキング等を通して、食の大切さを啓発します。	保育こども園課	継続
19	キッズキッチン	小学生を対象に調理実習を実施し、食の大切さを学ぶとともに、協力し合って調理する楽しさを体験する機会を提供します。	中央公民館 青少年教育課 健康推進課	継続

### 施策の方向〔4〕小児保健医療体制の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるように、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を持つことを推進するための啓発を行います。

また、大阪府をはじめ、医師会や近隣市町との連携を深め、小児の初期救急医療体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
20	小児救急医療体制の確保	土曜日・日曜日・祝日・年末年始においても適切な医療が受けられるよう、小児救急医療体制の確保に努めます。	健康推進課	継続
21	子ども医療の助成	中学校修了前までの児童のいる家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続



## 施策の方向〔5〕思春期における健康づくりの推進

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期のこころとからだの健康づくりに向けて、学校と保健センター、関係機関が連携を図り、性の問題や喫煙、飲酒、薬物などの子どもの健康を脅かす問題に対する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、不登校などのこころの問題に対しては、専門相談員による相談体制の充実や、未然防止、問題解決に向けての取組みを強化します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
22	薬物乱用防止	学校相談員（警察OB）や、薬物に関する関係機関と連携し、児童生徒への正しい知識の普及に努めます。	学校教育課	継続
23	性教育	病院や保健センター等と連携し、こころとからだの健康を啓発し、児童生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課	継続
24	教育相談員配置	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続
25	青少年育成関係機関・団体との連携	青少年指導員の資質向上と、青少年を犯罪や非行から守るため関係機関・団体等との連携を図ります。	青少年教育課	継続

## 2. 人間性を輝かせる教育の充実

### 施策の方向〔1〕就学前教育・保育の充実

保育所や幼稚園・認定こども園などでは、協調性や自立心の育成など、乳幼児期の子どもの育ちを重視する就学前教育・保育を充実するとともに、小学校への円滑なつながりに配慮した取組みを図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
26	3～5歳児の就学前教育・保育の充実	保育所や幼稚園・認定こども園など多様化する保育ニーズに対応した受皿の整備を行うとともに、教育・保育従事者向け研修等を実施し、教育・保育の質の確保に努めます。	学校教育課 子育て支援課 保育こども園課	継続
27	公立幼稚園での預かり保育事業	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課	継続

## 施策の方向〔2〕生きる力を育む学校教育の充実

新学習指導要領が育成を目指す資質・能力を踏まえた、確かな学力の向上をめざすとともに、人権・道徳などの心の教育や、スポーツ活動をはじめとする健康教育を充実するなど、「生きる力」を育む教育を推進します。

また、不登校やいじめなどの問題への支援体制の強化、学校教育施設の整備など、子どもたちが安心して過ごせる教育環境の充実に努めます。さらに、家庭・学校・地域との連携をより一層深め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

### (1) 確かな学力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
28	英語指導助手配置	全小・中学校に配置した英語指導助手により、小学校外国語科や外国語活動、中学校英語科の授業において、聞く・話す等のコミュニケーション能力を高めるとともに、担任や外国語指導担当者と英語指導助手との連携を深め、語学授業の改善を図っていきます。	学校教育課	継続
29	研究学校支援事業	新学習指導要領に則った授業づくり、学習評価を指導に生かした授業づくりを推進するための実践的研究を進め、全校で研究成果を共有し実践できるよう支援します。	学校教育課	継続
30	まなび舎事業	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。	学校教育課	継続

### (2) 豊かな心の育成

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
31	人権教育推進事業	市内小・中学校、高校の人権学習の受け入れ、及び出前講師の派遣に積極的に応え、人権教育の啓発を進めます。また、各学校に対し、人権教育に係る情報提供とともに、研究授業や研修会において指導助言を行います。	青少年人権教育交流館 学校教育課	継続
32	特別支援教育の推進	教育支援委員会や就学相談等により、適切な就学を支援していきます。また、特別支援教育、障害者理解教育が推進されるよう、全教職員を対象に研修を行います。	学校教育課	継続
33	児童生徒健全育成	児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校が一体となった生徒指導・支援体制を整備・充実します。	学校教育課	継続
34	教育相談	教育相談室で悩みの電話相談や不登校カウンセリングを行うなど、教育相談を充実します。	学校教育課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
35	教育支援センター事業	不登校生に学校の指導以外の場で指導援助する教育支援センターにおいて、個に応じた対応を図ることにより、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援します。	学校教育課	継続
36	教育相談員配置 〔No. 24 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続
37	子どものインターネット依存の防止対策	児童生徒に対して、授業等においてインターネットとの付き合い方を指導するとともに、保護者に対して講演会等においてインターネット依存防止について啓発を行います。	学校教育課	継続
38	小学校国際親善交流事業	毎年カルバーシティ市エルマリノ小学校の児童を市内小学校が受け入れ、交流を進めます。	学校教育課	継続

### (3) 児童生徒の健康・体力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
39	中学校クラブ活動助成	全中学校のクラブ活動の活性化に努めます。	学校教育課	継続

### (4) 地域・保護者から信頼される学校づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
40	教職員研修事業	教育研究センターにおいて、学校現場での多様な課題に対応できるよう、教職員に対し様々な研修を企画・実施し、教職員の資質向上を推進します。	学校教育課	継続
41	市PTA協議会育成事業	子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長のための教育環境醸成のため、公立幼稚園、小・中学校のPTA代表者と学校園長代表で構成する協議会について、将来にわたって活動が持続できるように育成・支援を行います。	社会教育課	継続

## 施策の方向〔3〕社会性を育む多様な体験活動と遊び環境の充実

市内の保育所や幼稚園、認定こども園をはじめ、青少年センター、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動を推進します。

また、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもが地域において主体的に活動できる機会や場の提供に努めます。

(1) 地域での居場所づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
42	地域の公園や広場の活用促進	地域に整備されている公園や広場が、地域子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民とのふれあいがもてるような遊び場、憩いの場として活用されるよう促すとともに、子どもが安全にのびのびと遊べる環境づくりに努めます。	道路公園課	継続
43	レッツTRY	中高生を中心に、青少年世代の様々な表現活動や、グループ活動を支援するために施設の開放や活動の相談を行います。	各公民館	継続
44	プレイパーク支援事業	貝塚子育てネットワークの会による、子どもたちの冒険遊びの場づくりを支援します。	中央公民館	継続
45	放課後子ども教室	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課	継続
46	家庭文庫	図書館以外で身近に本とふれあう場所としての文庫活動の活性化に努めます。	図書館	継続

(2) 地域活動・体験活動の機会の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
47	低学年育成事業	小学校低学年を対象に集団遊びやスポーツ、工作等さまざまな活動を実施します。	青少年権教育交流館	継続
48	高学年向け活動	小学校高学年向けの自主活動やボランティア活動を支援します。	青少年権教育交流館	継続
49	土曜日等事業	交流・創作・親子のふれあい・人権・文化・スポーツ等、多様なテーマを取り上げ、土曜日を活用した参加型、体験型活動を実施します。	青少年権教育交流館	継続
50	子ども環境美化活動	カン・ペットボトル等のポイ捨てゴミを、仲間とともに回収することにより、町をきれいにする心を育み、海洋プラスチックごみ問題等への環境美化意識を高めてもらうことを目的として実施します。	環境衛生課	継続
51	環境教育の推進	「総合的な学習の時間」をはじめ、学校での各教科等での取組みを通して、身近な環境に対する理解と認識を深め、環境を大切にすることを育てます。また、家庭や地域との関わりの中で、よりよい環境の創造に向けて、自然愛護や環境保全に積極的に関わろうとする実践的態度の育成に努めます。	自然遊学館 学校教育課 環境衛生課	継続
52	少年の主張大会	小・中学生が発表する思いを通して、より多くの大人たちに青少年健全育成への理解を深めます。	青少年教育課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
53	昔あそび出前事業	遊び隊(昔あそび隊・折り紙隊)が学校などに出向き、昔あそびを通して子どもや地域の人と交流します。また遊び隊を担う後継者の育成を図ります。	中央公民館	継続
54	生涯学習支援事業	子どもが主体的に活動できるよう各施設の特徴を生かした取組みを進めます。	善兵衛ランド 自然遊学館 各公民館 図書館 青少年権教育交流館 青少年教育課	継続

### (3) スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
55	子ども対象スポーツ教室事業	幼児に必要な運動機能の発育を促したり、小学生にスポーツの楽しさを体験してもらうことなどを目的とした教室を開催します。	スポーツ振興課	継続
56	スポーツ少年団活動の充実	地域社会の中で、スポーツによる交流や文化・学習活動、社会活動を通じて青少年の健全育成を行うスポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課	継続
57	スポーツ交流事業	日本生命の野球部及び女子卓球部の指導者・選手と本市の小学生、園児とのスポーツ交流を実施します。	スポーツ振興課	継続

### (4) 子どもの健全育成に向けた環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
58	青少年団体の育成及び青少年育成者組織活動の振興	青少年健全育成に取り組む各種団体・指導者の育成を図ります。また、各種団体と連携した様々な体験・交流活動を通じ、子どもの健全育成を図ります。	自然遊学館 青少年教育課 各公民館	継続

### 施策の方向〔4〕次代を担う親の育成

中・高校生などこれから親となる世代が将来家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思えるように、確かな勤労観・職業観を育て、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
59	中学生の保育体験	中学2年生の職業体験学習の一環として実施する、幼稚園、認定こども園等での保育体験などを通して、中学生と乳幼児とのふれあいの機会を図ります。	学校教育課	継続
60	キャリア教育推進事業	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てるとともに、生きる力を身につけさせ、自立できる子どもたちを育てる教育を推進します。	学校教育課	継続
61	体験学習	中学生に確かな勤労観を身につけさせるために、職業体験学習を実施します。	学校教育課	継続

## 第2節 家庭や地域における子育てを支援します

### 1. 家庭における子育て支援

#### 施策の方向〔1〕子育て情報の提供と相談窓口の充実

すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てすることができるよう保健・福祉・教育などの各主体が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図ります。

また、さまざまな媒体を活用し、子育てに関するサービスや相談窓口等の積極的な情報提供を行い、子育て家庭がそれぞれの状況やニーズに応じ、適切なサービスを利用できるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
62	家庭児童相談室	就学前から就学後の切れ目ない対応、相談種別全般への対応が行えるよう、必要に応じ迅速に関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。また相談員の資質向上に努めるなど相談体制の充実を図ります。	子ども福祉課	継続
63	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターでは、親子教室、出前保育、育児サークルの育児支援、子育て学習会、子育てに関する相談を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
64	家庭支援推進保育事業	家庭環境に支援を要する園児及び在宅児童への家庭訪問・育児相談などを行い、保育の専門性を生かした支援を行います。	子育て支援課	継続
65	子育て情報の発信	市の子育て支援サービスをホームページに掲載し、公民館や子育て支援センター、その他子育て支援に関わる地域の機関との協働で「子育てナビゲーション」を発行します。また、市内公園、各施設の地図や、子育て支援事業などを記載した「子育てガイドブック」を発行します。	各公民館 子育て支援課	継続
66	すくすく子育て応援隊	地域の子育て家庭において、子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、訪問等により必要な情報提供及び助言等を行います。	保育こども園課	継続
67	赤ちゃんルーム まめっ子ルーム かばさんルーム 子育てサロン すくすくサロン	0歳児及び多胎児（就園前）を持つ親・妊婦に保育室を開放し、居場所の提供を行います。	各公民館	継続
68	教育相談	相談員による子育て教育相談を行い、子育て・学校生活の悩みに対応します。	青少年権教育交流館	継続
69	進路選択支援相談	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年権教育交流館	継続

## 施策の方向〔2〕家庭の教育力の向上

子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報や相談、学習のための機会を提供するとともに、親子のきずなや家庭の大切さへの理解を深める取組みを充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
70	ブックスタート	「こんにちは赤ちゃん事業」による訪問時に、乳幼児に適した絵本を手渡し、保護者が絵本を介して子どもと時間を共有できるよう支援します。	図書館 健康推進課	継続
71	えほんファーストステップ	4か月児健診時に司書による「あかちゃん絵本」の紹介と読み聞かせを行い、赤ちゃんとともに絵本を楽しんでもらえるよう啓発します。	図書館	継続
72	子育て講座 (保育つき)	保育つき講座「おや子教室」など、親に対して、様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会を提供します。また、学習内容の見直しや親同士の交流などが図られるよう講座の内容を充実します。	各公民館 青少年権教育交流館 子育て支援センター	継続
73	家庭教育学級	子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長を願う親たちの自主的な学習活動の場として、全小学校に開設している家庭教育学級の充実に努めます。	社会教育課	継続
74	「かいづか家族の日」 事業	毎年11月第3日曜の「かいづか家族の日」を中心として、家族や家庭をとりまく地域の大切さについて理解を深め、子育てを応援する取組みを進めます。	社会教育課	継続

## 施策の方向〔3〕男性の子育て参加の促進

男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を推進します。

また、男性が子育てに関する知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実するとともに、男性が参加しやすい事業の実施に努め、子育てへの参加・参画に対する男性の抵抗感や役割分担意識の払拭を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
75	ママパパ教室 〔No.2 拡充〕	沐浴体験やパパの妊婦体験、先輩ママや乳児との交流を通じて、子どもが生まれる前から父性が育まれるよう支援します。また、開催日時等を工夫し、父親の参加が促進されるよう取り組みます。	健康推進課	継続
76	男女共同参画意識の普及	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実に努めます。	人権政策課 学校教育課	継続
77	父親の子育て交流の場づくり	父子のふれあい遊び・手作りおもちゃなどを通じて父親の子育て参加・交流を図ります。	浜手地区公民館 山手地区公民館	継続

#### 施策の方向〔4〕子育て家庭の経済的負担の軽減

児童手当をはじめ、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化など出産・子育てに関する経済的支援のための制度や各種福祉施策の周知を図り、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
78	幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用	令和元年(2019年)10月から始まった幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう施設と連携し適切に運用します。	子育て支援課 保育こども園課	新規
79	実費徴収に係る補足給付費交付事業	新制度未移行幼稚園に通う子どもの世帯で、低所得世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。	子育て支援課	新規
80	利用者負担額の軽減	保護者負担に配慮した適正な保育料設定を行います。	保育こども園課	継続
81	就学援助事業	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課	継続
82	児童手当	中学校修了前の児童を養育している世帯に支給します。	子ども福祉課	継続
83	児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当てを支給します。	子ども福祉課	継続
84	子ども医療の助成 〔No. 21 再掲〕	中学校修了前までの児童のいる家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
85	ひとり親家庭医療の助成	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
86	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。	子ども福祉課	継続
87	重度障害者医療の助成	重度の障害児(者)に対し、医療費の一部を助成します。(子ども医療の助成対象者を除く)	障害福祉課	継続
88	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課	継続
89	特別児童扶養手当	重度または中度の障害がある20歳未満のかたを養育している人に支給します。	障害福祉課	継続
90	出産費用の助成	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課	継続



## 2. 地域で支えあう子育ての推進

### 施策の方向〔1〕子育てに対する市民の関心の喚起

地域全体で子育てを見守り支えるため、子育て支援の重要性についての理解を深め関心を高めるための意識啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
91	市民への子育て意識の啓発	地域社会全体で子どもを育み、見守る環境の重要性について市民一人ひとりの理解や認識が深められるよう、様々な機会を通じて市民に対する広報、啓発を進めます。また、子どもたちが安心して活動できる地域づくりに取り組みます。	社会教育課 青少年教育課	継続
92	子ども作品展の開催	子どもポスターコンクールなどを通じて、次代を担う子どもの環境意識向上につなげるための啓発活動や体験活動の充実に努めます。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)	継続

### 施策の方向〔2〕地域の支えあい・助けあいによる子育て支援の充実

地域における子育て支援サービスを充実するとともに、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援の取り組みや、子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
93	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。	子育て支援課	継続
94	民生委員・児童委員活動	こんにちは赤ちゃん訪問を通じ、児童や子育てに関する身近な相談相手であることを周知するとともに、子育て世帯の孤立化を防ぎ、子育てを支援する役割を果たせるよう、活動を推進します。	福祉総務課	継続
95	地域コミュニティ支援	小学校区の子ども広場、中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）及び、学校支援地域本部の取り組みを支援します。	学校教育課	継続
96	出前事業	まちなすぐれものの登録者を活用した出前講座や、地域の町会館・公共施設に出向いて相談に応じる出前保育など、地域のニーズに応じた出前事業を開催し、子育て支援や世代間交流を促進します。	各公民館 子育て支援センター	継続
97	保育ボランティア養成	保育付き講座開催において、保育ボランティアの確保・養成のための講座を実施し、子育て支援者として、受講後の活動場所の確保、拡大に努めます。	各公民館	継続
98	子どもを見守り支えあう地域づくり	地域で子どもたちを見守り育てる環境を形成するため、町会や地域団体と連携して乳幼児をもつ親子や地域の人が交流できる場づくりに努めます。	各公民館	継続
99	子ども食堂支援事業	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。	子ども福祉課	継続

### 施策の方向〔3〕子育てに関するネットワークづくりの充実

子育て中の親などによる子育てサークルやそのネットワークがさらに発展するように支援します。また、子育て支援に取り組む関係団体・機関が協力・連携した活動を促進し、その活動を通じ、地域の教育力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え助け合えるネットワークを充実します。

さらに、子育てネットワークの団体等と行政が協働し、安心して子どもを産み育てていくための事業や環境整備に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
100	貝塚子育てネットワークの会との共催事業	仲間とともに学びながら子育てができる環境づくりを目指して、貝塚子育てネットワークの会と共催する事業を充実します。	中央公民館	継続
101	子育てサークル、ネットワークづくり	子育てサークル、子育てネットワークの会からの相談に応じるとともに、自主運営を促し、共同作業、共同学習の中で親の社会性、子どもの育ち、地域での関係性を豊かに形成する支援を行います。	各公民館 子育て支援課 図書館	継続

## 第3節 子育てと多様な活動の両立を支援します

### 1. 多様なニーズに応じた保育サービスの提供

#### 施策の方向〔1〕すべての子育て家庭に対する子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭の保育ニーズに応えられるよう、事業者・関係機関・団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを充実します。

また、親子同士の交流や情報交換の場の提供のほか、保護者の病気や緊急時、子育てのリフレッシュなど、身近なところで子育てをサポートするサービスを充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
102	公立幼稚園での預かり保育事業 〔No. 27 再掲〕	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課	継続
103	一時預かり事業	保護者の仕事や病気などの緊急時、子育てのリフレッシュなどの際に、一時的に乳幼児を預かる事業を実施します。	子育て支援課	継続
104	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至らず、当面の症状が急変する恐れのない児童、もしくは、病気の回復期にあつて集団保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課	継続
105	認定こども園での地域交流、地域支援、園庭開放	園庭開放などを通して、地域に開かれた場として、地域の子育て世帯への支援と入所児童との交流の機会を提供します。また、すすく子育て応援隊が、入所児童以外の地域の家庭に支援を行います。	保育こども園課	継続
106	地域子育て支援拠点事業 〔No. 63 再掲〕	子育て支援センターでは、親子教室、出前保育、育児サークルの育児支援、子育て学習会、子育てに関する相談を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
107	ファミリー・サポート・センター事業 〔No. 93 再掲〕	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。	子育て支援課	継続
108	子育て応援券	保護者の育児負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるように、一時預かりや家事援助などに利用できる子育て応援券を給付し、個々のニーズに合った支援を行います。	子育て支援課	継続

#### 施策の方向〔2〕働く家庭に対する多様な保育サービスの充実

弾力的できめ細かな保育サービスを提供し、子育て家庭の多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するとともに、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
109	通常保育	保護者の就労または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合、保護者に代わり、保育所・認定こども園等での保育を実施します。	保育こども園課 子育て支援課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
110	時間外保育 (延長保育)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増大による長時間保育のニーズに応えるため、通常の保育時間を超えた延長保育を実施します。	保育こども園課 子育て支援課	継続
111	障害児保育	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。	保育こども園課 子育て支援課	継続
112	休日保育	保護者の就労形態の多様化に応えるために、保育所・認定こども園に通所している児童のうち、保護者が日曜、祝日に就労していて、保育が受けられないときに、休日保育を実施します。	子育て支援課	継続

### 施策の方向〔3〕放課後児童対策の充実

学校終了後、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を地域との連携のもと確保します。また、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
113	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、全小学校で開設します。	保育こども園課	継続
114	放課後子ども教室 〔No. 45 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課 各公民館	継続

## 2. 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

### 施策の方向〔1〕仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの推進

男女が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し、育児休業や介護休業などの各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
115	仕事と子育ての両立や職場環境改善の啓発事業	市広報紙やチラシの配架、労働問題講座の開催等を通じて、改正育児・介護休業法など労働関係法制度を周知し、仕事と子育ての両立に関する啓発を推進します。	商工観光課	継続

### 施策の方向〔2〕子育て中の家庭への再就職支援

結婚や出産・子育てで会社をいったん退職し、再就職を希望する女性に対して、就労支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
116	就労支援事業	再就職を希望する女性等の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	市民相談室	継続

## 第4節 子どもの権利を守り、安全・安心にらせるまちをつくります

### 1. 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

#### 施策の方向〔1〕人権尊重のための取組み

家庭・地域・学校などさまざまな場面において、子どもの権利など人権に対する理解を深め、人権意識を高めるための取組みを推進します。

大人は常に子どもの視点に立ち、子どもの権利条約に規定されている生存・保護・発達などの権利を十分保障し、子ども一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
117	人権啓発交流事業	人権（同和問題を含む）教育などの啓発を推進します。	青少年人権教育交流館	継続
118	男女共同参画意識の普及 〔No. 76 再掲〕	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実を図ります。	人権政策課 学校教育課	継続
119	教職員・保育教諭の資質の向上	教育・保育現場においては、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するとともに、教職員等に対する研修に努め、資質の向上を図ります。	学校教育課 保育こども園課	継続
120	子どもの権利を守る相談機能の充実	子育て支援センターにおける相談・指導体制の充実とともに、母子保健事業における子育て相談、主任児童委員や人権擁護委員などの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援機能の充実に努めます。	人権政策課 健康推進課 福祉総務課 子育て支援課	継続

#### 施策の方向〔2〕虐待やいじめ等から子どもを守る取組みの推進

児童虐待を防止するため、出産前から子育て家庭が孤立しないよう、関係機関の連携による地域のネットワークの充実や虐待に陥らない親子関係の構築支援に取り組みます。

また、子どもや若者に対するいのちの大切さの学びを深めるとともに、いじめや暴力行為などを防止するため、学校や地域における取組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
121	子ども家庭総合支援拠点の整備	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭全てを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室を支援拠点と位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。	子ども福祉課	新規

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
122	子育て世代包括支援センターの整備と連携	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目ない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	健康推進課	新規
123	要保護児童対策地域協議会	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。	子ども福祉課	継続
124	養育支援訪問事業	地域・学校及び保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、子育て不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、指導助言を行います。	健康推進課	継続
125	児童虐待予防啓発の推進	児童虐待もしくは虐待と疑われる行為を発見した場合の通報義務などについて、様々な機会・場を活用し、広く市民に向けた啓発に取り組み、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	子ども福祉課	継続
126	教育相談員配置 〔No. 24 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続

### 施策の方向〔3〕障害のある子どもへの支援

子どもの発達・障害に応じた適切なりハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、福祉、教育等の相互の連携を深め、障害のある子どもの健全な発達のための総合的な支援を推進します。

#### （1）教育・保育に対する支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
127	特別支援教育の推進	特別支援教育に関する教職員の研修の機会を充実します。また、巡回教育相談員による特別支援に関わる教育相談活動を充実するとともに、発達検査を実施し、児童生徒に対し適切な支援ができるように助言を行います。	学校教育課	継続
128	障害児介助員設置	障害のある児童生徒が、円滑な学校生活を行うことができるように、障害の程度に応じて介助員を配置することで、教育環境の充実に努めます。	学校教育課	継続
129	障害児加配講師設置	公立幼稚園では、障害のある園児が、安全で楽しく幼稚園生活を送ることができるように、園児の障害に応じて加配講師を配置するなど望ましい保育環境の充実に努めます。	学校教育課	継続
130	障害児保育 〔No. 111 再掲〕	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。	保育こども園課 子育て支援課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
131	障害のある青少年等の生活自立支援と居場所づくり	障害のある青少年が取り組める活動を充実します。また活動を支援するボランティアグループと連携し、障害のある青少年の居場所づくりや社会参加の促進を支援します。	各公民館	継続
132	発達障害を理解するための事業	発達障害の子どもの交流および居場所づくり、また発達障害への理解とその子どもをもつ親同士の交流を深めるための取組みを充実します。	山手地区公民館	継続
133	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	障害のある児童が安全に過ごすことができるよう、加配指導員を配置することで、望ましい保育環境の充実に努めます。	保育こども園課	継続

## （２）障害のある子どもがいる世帯の生活自立支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
134	障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業	障害児に対し、ホームヘルプ、ショートステイ、日中一時支援、ガイドヘルプ、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）の費用の一部を市が負担します。	障害福祉課 子育て支援課	継続
135	福祉タクシー	重度の障害児（者）に対し、タクシー運賃の一部を助成します。	障害福祉課	継続
136	重度障害者医療の助成 〔No. 87 再掲〕	重度の障害児（者）に対し、医療費の一部を助成します。（子ども医療の助成対象者を除く）	障害福祉課	継続
137	障害児福祉手当 〔No. 88 再掲〕	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課	継続
138	重度障害者介護支援 給付金	重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害児（者）の介護者に支給します。	障害福祉課	継続
139	特別児童扶養手当 〔No. 89 再掲〕	重度または中度の障害がある 20歳未満のかたを養育している人に支給します。	障害福祉課	継続
140	補装具・日常生活用具 給付事業	障害児（者）に対し、障害を補うための用具の購入費の一部を助成します。	障害福祉課	継続
141	重度障害者紙おむつ 給付事業	学齢児以上の居宅生活をされている重度の障害児（者）で、寝たきりなどの状態にあり常時紙おむつをする必要があるかたに対し、紙おむつ給付券を支給します。	障害福祉課	継続
142	水道料金の福祉減免	特別児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金の減免を行います。	水道サービス課	継続

### (3) 療育・相談体制

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
143	早期療育体制の充実	障害のある、または、その可能性のある子どもの早期発見・療育を図るため、障害児通所施設の充実を図ります。また、発達障害など保護者の気づきや受容、周囲の理解が必要な場合にも、個々に応じた相談支援を進めます。	子育て支援課	継続
144	通級指導教室の充実	通級指導教室において、個々の児童生徒のニーズに応じた指導・支援（発音・発語指導、ソーシャルスキルトレーニング、教科指導の補充等）の充実に努めます。	学校教育課	継続
145	肢体不自由児者訓練委託事業	障害児者の健康管理を目的とした機能訓練指導や療育指導を行います。	障害福祉課	継続

### 施策の方向〔4〕外国籍・帰国児童への支援

言語も文化も習慣も異なる外国籍の子どもや家庭が地域で安心して生活できるよう、多文化共生に理解を深める教育・啓発に取り組みます。

また、外国籍の子どもや帰国児童が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように必要な支援を実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
146	多文化共生に関する理解の促進	国籍や民族等の違いによる多様な文化・価値観に対し寛容な心を持ち、日本人と外国人がともに生活できる社会をつくるため、日本人・外国人双方に対し異文化の積極的な理解を促す取組みを推進します。	広報交流課 人権政策課	継続
147	在日外国人及び帰国・渡日の児童生徒に対する指導	在日外国人や帰国・渡日者の増加を踏まえ、学校生活や就学・進路選択のための指導や支援を実施します。	学校教育課	継続
148	帰国・渡日の児童生徒への支援	帰国・渡日の児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むために小学校1校に日本語指導担当教員を配置し、個別に日本語指導を実施します。他校の対象児童に対しても巡回指導を行い、日本語の理解が困難な児童生徒に通訳者などの支援員を派遣します。	学校教育課	継続
149	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	学校教育課	継続



## 2. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進

### 施策の方向〔1〕関係機関がつながる相談支援体制の整備

地域をはじめ、教育、福祉等の関係機関との連携を図り、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で発見し支援につなぐなど、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。

また、地域や教育、福祉等の関係機関の支援やネットワークを活用し、包括的な相談支援体制を整備します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
150	子ども家庭総合支援拠点の整備 【No. 121 再掲】	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭全てを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室を支援拠点と位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。	子ども福祉課	新規
151	子育て世代包括支援センターの整備と連携 【No. 122 再掲】	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目ない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	健康推進課	新規
152	要保護児童対策地域協議会 【No. 123 再掲】	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。	子ども福祉課	継続
153	拡大地域ケア会議	地域で支援を必要とする人を発見し支援へつなげる取組みとして、各町会で開催するコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、民生委員・児童委員が参加する拡大地域ケア会議を支援します。	福祉総務課	継続
154	自立相談支援機関と他機関との連携	生活に困難を抱える人が自立した生活を送ることができるよう、大阪府社会福祉協議会、貝塚市社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援・相談ができる体制づくりに努めます。	市民相談室	継続
155	学校との連携強化	小・中学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと、子ども・子育て支援に関わる課や児童相談所等関係機関との連携を強化します。	学校教育課	継続

## 施策の方向〔2〕子どもの育ちと学びを支える取組みの推進

子どもたちが家庭環境や世帯の所得に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた支援を推進します。

また、子どもそれぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育むための活動や子どもが孤立しないような居場所の提供を地域と連携して推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
156	教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業	中央小学校に家庭教育支援チームを設置し、幼稚園や福祉機関と協働し子育て支援や相談を行う体制をつくります。この支援・相談体制の運営から得られる知見を各小学校区で活用します。	学校教育課	新規
157	まなび舎事業 〔No. 30 再掲〕	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。	学校教育課	継続
158	子どもの生活・学習支援事業	児童扶養手当受給世帯等の児童で、放課後留守家庭となる小学3・4年生を対象に学習習慣の定着のための学習支援と基本的な生活習慣の習得支援を実施します。	子ども福祉課	継続
159	進路選択支援相談 〔No. 69 再掲〕	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年権教育交流館	継続
160	子ども食堂支援事業 〔No. 99 再掲〕	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。	子ども福祉課	継続
161	放課後子ども教室 〔No. 45 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課	継続

## 施策の方向〔3〕支援を要する子ども・世帯を支える取組みの推進

生活に困窮する家庭の保護者に対し、就労相談や資格取得等、就労に向けた支援を行うとともに、各種手当などを活用し経済的負担の軽減を図るなど、安定的な生活に必要な基盤の確保を支援します。

ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、さまざまな悩みや不安の解消と自立を促す取組みを推進します。

### (1) 生活自立支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
162	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・住居確保給付金等）や児童関係機関等と連携した包括的な支援を実施します。	福祉総務課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
163	生活保護制度	生活に困窮している世帯に対して最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援します。	生活福祉課	継続
164	児童扶養手当 〔No. 83 再掲〕	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に支給します。	子ども福祉課	継続
165	ひとり親家庭医療の助成 〔No. 85 再掲〕	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
166	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度 〔No. 86 再掲〕	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。	子ども福祉課	継続
167	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、助言を行います。	子ども福祉課	継続
168	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において父または母・子の病気や父または母の出張などにより、一時的な生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども福祉課	継続
169	就学援助事業 〔No. 81 再掲〕	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課	継続
170	奨学金制度	向上心に富みながら、経済的な理由により修学が困難な場合に、教育の機会均等を図るため、奨学金の貸付けを行います。	学校教育課	継続
171	出産費用の助成 〔No. 90 再掲〕	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
172	水道料金の福祉減免	児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金の減免を行います。	水道サービス課	継続

## (2) 就労支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
173	ひとり親に対する就労支援事業	ひとり親家庭の父または母の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	子ども福祉課	継続
174	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の就労支援を行うために、相談者ごとのプログラムを策定し自立支援を図ります。	子ども福祉課	継続
175	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給します。	子ども福祉課	継続
176	高等職業訓練促進給付金事業	経済的自立に効果的な資格を取得するために修業する場合、生活費の一部を給付します。	子ども福祉課	継続
177	就労支援事業	就職を希望する就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	市民相談室	継続

### (3) 子育て支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
178	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童を預かります。	子ども福祉課	継続
179	夜間養護等事業 (トワイライト)	平日の夜間または休日において、仕事等の事由により児童の保護者が不在となった場合に施設において当該児童を保護し食事や入浴など生活援助を行います。	子ども福祉課	継続
180	ひとり親家庭等日常生活支援事業 [No. 168 再掲]	ひとり親家庭において父または母・子の病気や父または母の出張などにより、一時的な生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども福祉課	継続

## 3. 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実

### 施策の方向〔1〕子育てにやさしい生活環境の整備

良好な住宅環境の確保をはじめ、道路や公共施設における「子育てバリアフリー」を推進し、子育て家庭の豊かな生活環境づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
181	福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路や公共施設等のバリアフリー化をすすめ、民間施設の整備について指導を行います。	障害福祉課 建築住宅課 道路公園課 都市計画課	継続
182	安全な道路環境の整備	通学路交差点の歩行者が待機する歩道部において、危険箇所を把握し防護柵の設置など、安全な通行環境の整備に努めます。	道路公園課	継続
183	施設における生活環境の整備	小・中学校をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、その他保育施設について、児童生徒のみならず、地域の子育て世帯が集え安全・安心に過ごせる環境の充実を図ります。	保育こども園課 子育て支援課 教育総務課	継続
184	赤ちゃんの駅	外出中に、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、安心して外出できる環境を整えます。また、授乳やおむつ替えができる車両「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します。	子育て支援課	継続

## 施策の方向〔2〕犯罪や交通事故のない安全なまちづくり

子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取組みを推進します。

### (1) 防犯・交通安全対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
185	学校安全教育の推進	児童生徒の安全教育及び安全を守る活動として、子どもの安全見まもり隊、青色パトロールの巡回、スクールガードリーダーによる登下校見守りを行います。	学校教育課	継続
186	交通安全教育	子どもを交通事故等から守るため、春・秋の2回、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の児童生徒を対象に貝塚警察署交通課と連携し、交通安全指導（教育）と歩行・自転車の実技指導を実施します。	道路公園課	継続
187	「子ども110番の家」運動	地域における子どもの安全確保を図るため、市PTA協議会が主体となって取り組んでいる「子ども110番の家」運動を支援します。	社会教育課	継続
188	地域と連携した見守り活動	交通安全フェスティバルなどのイベント開催や登下校時の見守り、あいさつ運動の推進など、地域全体で子どもの安全、交通事故防止に関する啓発や取組みを推進します。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)	継続
189	市内巡回パトロール事業	子どもを犯罪から守る取組みとして、青色パトロール車で、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校などを中心に、市内一円のパトロールを実施します。	危機管理課	継続
190	こ・あ・らメール配信事業	子どもの安全を守るために、希望する保護者等に、貝塚市内で発生した子どもに危害の及ぶおそれのある情報をメールで発信します。	危機管理課	継続
191	防犯灯・防犯カメラ設置事業	町会・自治会からの要望に基づき、防犯上不安のある場所への防犯灯の新設・取替えを行います。また、犯罪抑止効果の高い場所に防犯カメラの設置を行い、町会・自治会が防犯カメラを設置する場合、助成を行います。	危機管理課	継続

### (2) 子どもの健全な育ちを促進する環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
192	社会環境浄化活動の推進	青少年指導員連絡協議会とともに、非行防止やインターネットの危険性を訴える街頭啓発を行うなど、青少年の健全な育成を促進する環境づくりに取り組みます。	青少年教育課	継続
193	青少年健全育成啓発事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発を行うとともに、水間寺の餅まき、十日戎、夜店、お盆、夏・秋祭りなどにおいてパトロールを実施し、青少年の健全育成を促進します。	青少年教育課	継続
194	青少年問題協議会の充実	青少年問題協議会を通じて、関係機関や市民関係団体との連携を図り、青少年の健全育成に対する理解を促進するとともに、青少年にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年教育課	継続

## 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### 第1節 量の見込み算出及び確保方策の概要

#### 1. 趣旨

子ども・子育て支援法第61条では、市町村の事業計画において定める事項（量の見込み関係）を次のとおり規定しています。

教育・保育提供区域ごとの各年度の

- ① 教育・保育の必要量の見込み
- ② 教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの必要量の見込み
- ④ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供体制の確保の内容、実施時期

#### 2. 教育・保育提供区域の設定

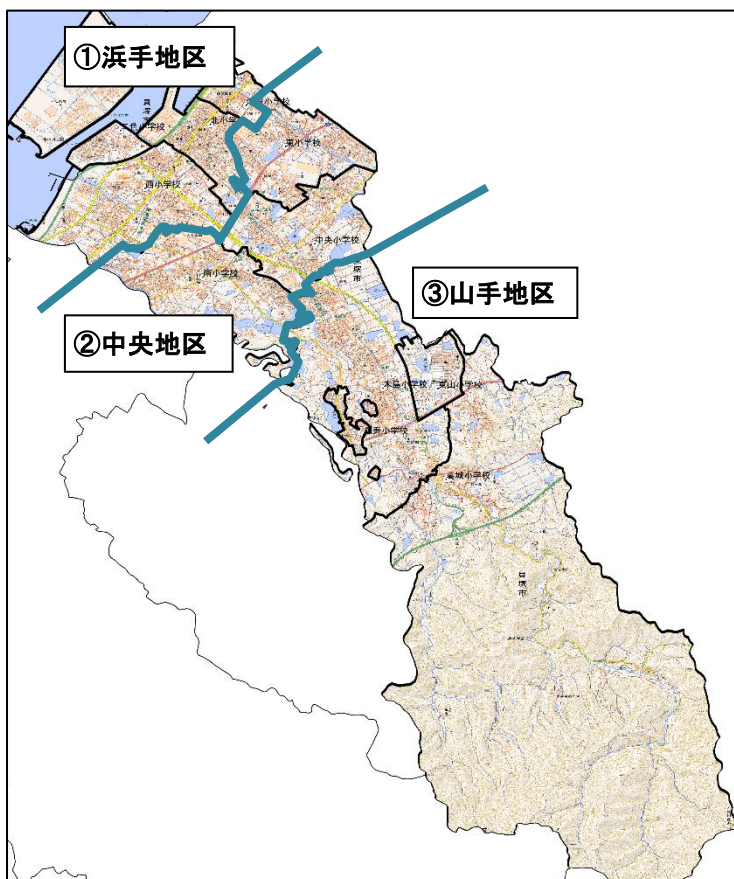
教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

本市では、第1期計画策定時に、「①浜手地区（二色小学校区、北小学校区、西小学校区、津田小学校区）」「②中央地区（東小学校区、中央小学校区、南小学校区）」「③山手地区（木島小学校区、永寿小学校区、葛城小学校区、東山小学校区）」の3つの提供区域を設定しています。

各提供区域では、児童人口は減少傾向にあるものの、子育て家庭や社会資源等を取り巻く状況には大きな変化はないことから、第2期計画においても現行の3つの提供区域を継承するものとします。

ただし、量の見込み及び確保方策については、現在の保育所や幼稚園、認定こども園等の通園状況を鑑み、3地区合計での表記とします。

■ 提供区域図



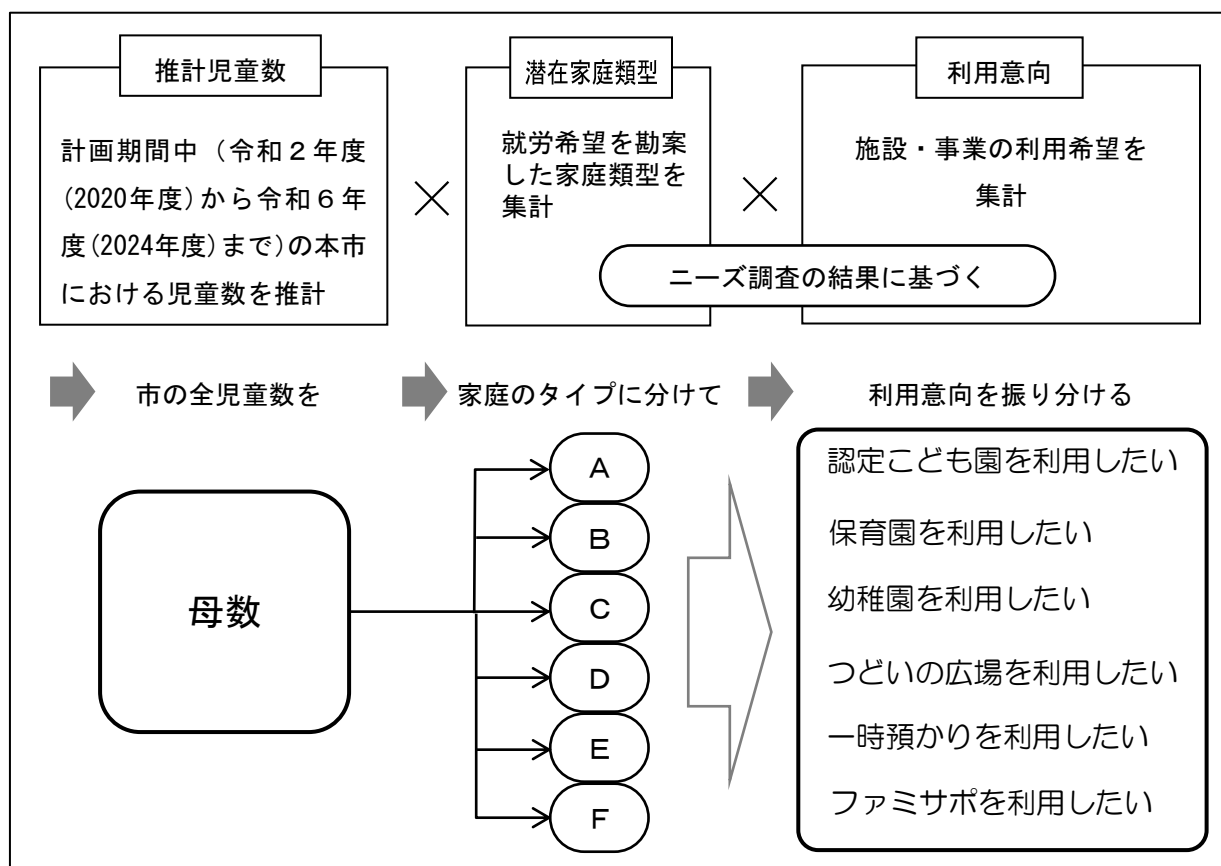
### 3. 量の見込み算出手順

内閣府から、平成26年(2014年)1月20日に、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を解説した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き)が示されています。

大阪府では、国の手引きを踏まえ、大阪府が作成した「市町村ニーズ調査票」(モデル調査票)を使用した場合の量の見込み等の算出のための手引きを作成し、平成26年(2014年)2月13日に示し、その後、平成30年(2018年)11月に修正版を府内市町村に示しています。

本計画で示す量の見込み等は、大阪府の修正版の手引きに示された手順に沿って算出したものです。

#### ■手引きで示された量の見込み等の算出イメージ



■ニーズ調査の回答に基づく「潜在家庭類型」の分類・集計について

ニーズ調査の設問のうち、「子どもとの同居者」（就学前児童調査、就学児童調査）と「父母の就労形態、就労日数・時間等、フルタイムへの転換意向、無職者の今後の就労希望、就労希望日数・時間等」（就学前児童調査、就学児童調査）の回答をクロス集計し、“今後の潜在的な就労希望を含む”家庭類型を作成します。

家庭類型は、次の8区分に分類されます。

※貝塚市では保育の必要性の下限時間は64時間に設定しています。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+64時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月64時間未満+64時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

父親	母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

※タイプA（ひとり親家庭）は、「子どもとの同居者」の回答の組み合わせで集計



#### 4. 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

##### ■ 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

区分		対 象	内 容	
教育・保育	1	1号認定	3～5歳	保育が必要でなく、教育ニーズがある区分（幼稚園、認定こども園）
	2	2号認定	3～5歳	保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園）
	3	3号認定	0歳、1・2歳	保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園、地域型保育）
地域子ども・子育て支援事業	4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業
	5	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	小学生	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	0～15歳程度	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てのさまざまな相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
	8	一時預かり事業 ①幼稚園在園児を対象とした一時預かり ②2号認定による利用 ③その他	①②3～5歳 ③0～5歳	幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがある。幼稚園在園児を対象としたものは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業
	9	病児・病後児保育事業	0～5歳 小学生	病児・病後児を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳 小学生	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業
	※11	利用者支援事業	0～5歳 小学生	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、留守家庭児童会等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	※12	妊婦健診事業	妊婦	妊婦を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業
	※13	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に市の職員や地域の民生委員・児童委員が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	※14	養育支援訪問事業	養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

※11～14は、ニーズ調査の結果からは見込まない事業

## 第2節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策

### 1. 推計児童数

「量の見込み」の算出のベースとなる、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの本市の推計児童人口は次のとおりです。

推計方法は、コーホート変化率法によるもので、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)の各年4月1日時点の住民基本台帳(外国人含む)の男女別1歳階級別人口データを用いて推計を行っています。

#### ■市全体(推計値)

(単位：人)

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童	全体	3,846	3,717	3,570	3,474	3,379
	0歳	568	553	541	533	524
	1歳	574	578	563	551	543
	2歳	637	582	587	572	560
	3歳	656	644	588	593	578
	4歳	708	650	638	583	587
	5歳	703	710	653	642	587
就学児童	全体	4,736	4,541	4,444	4,286	4,141
	6歳	688	700	707	651	640
	7歳	786	687	699	706	651
	8歳	785	786	687	699	706
	9歳	803	780	781	682	694
	10歳	798	802	779	780	681
	11歳	876	786	791	768	769

(各年4月1日現在)

■提供区域別（推計値）

（単位：人）

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
浜手地区	就学前児童	全体	1,240	1,182	1,108	1,053	1,006
		0歳	196	187	178	172	165
		1歳	191	187	178	169	163
		2歳	194	182	178	169	160
		3歳	210	194	182	178	169
		4歳	232	207	191	179	175
		5歳	217	225	201	186	174
	就学児童	全体	1,440	1,353	1,315	1,253	1,198
		6歳	199	214	222	198	183
		7歳	226	193	208	216	193
		8歳	231	224	191	206	214
		9歳	250	229	222	189	204
		10歳	247	247	226	219	186
		11歳	287	246	246	225	218
中央地区	就学前児童	全体	1,618	1,611	1,599	1,610	1,619
		0歳	239	241	246	250	254
		1歳	257	257	259	264	268
		2歳	273	267	267	269	274
		3歳	270	276	270	270	272
		4歳	291	272	278	272	272
		5歳	288	298	279	285	279
	就学児童	全体	1,867	1,811	1,820	1,797	1,785
		6歳	279	292	302	283	289
		7歳	320	281	294	304	285
		8歳	307	324	285	298	308
		9歳	311	306	323	284	297
		10歳	300	313	308	325	286
		11歳	350	295	308	303	320
山手地区	就学前児童	全体	988	924	863	811	754
		0歳	133	125	117	111	105
		1歳	126	134	126	118	112
		2歳	170	133	142	134	126
		3歳	176	174	136	145	137
		4歳	185	171	169	132	140
		5歳	198	187	173	171	134
	就学児童	全体	1,429	1,377	1,309	1,236	1,158
		6歳	210	194	183	170	168
		7歳	240	213	197	186	173
		8歳	247	238	211	195	184
		9歳	242	245	236	209	193
		10歳	251	242	245	236	209
		11歳	239	245	237	240	231

（各年4月1日現在）

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容、実施時期

### 〔1〕第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	量の見込み	1,118	1,113	1,090	1,072	1,052
	確保の内容	1,388	1,477	1,501	1,451	1,451
	実績	956	962	1,015	950	821
	差	432	515	486	501	630
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	1,180	1,188	1,167	1,149	1,121
	確保の内容	1,269	1,264	1,264	1,314	1,314
	実績	1,297	1,289	1,225	1,228	1,237
	差	▲28	▲25	39	86	77
3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	211	207	201	195	188
	確保の内容	211	211	211	211	211
	実績	187	192	182	165	100
	差	24	19	29	46	111
3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	579	566	552	537	521
	確保の内容	662	667	667	667	667
	実績	652	662	705	708	710
	差	10	5	▲38	▲41	▲43

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※1号認定の公立幼稚園・私立幼稚園（旧制度）は各年度5/1現在の実績

※保育所・認定こども園・私立幼稚園（新制度）は各年度3/1現在の実績（令和元年度(2019年度)は5/1現在の実績）

#### 【評価】

1号認定については、子ども・子育て支援新制度の施行により、保育所から認定こども園に移行する園が増えたことや、公立幼稚園での3歳児保育が始まったことにより実績は増加しましたが、平成30年度以降は児童数の減少により実績も減少しています。

共働き家庭の増加により、2・3号認定の実績は見込みより多くなっています。

〔2〕第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

（1）1号認定（教育／2号認定の教育希望を含む）

①ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：1号認定（教育希望）＝C'・D・E'・F  
 2号認定（教育希望）＝A・B・C・E
- 対象年齢：3～5歳
- 利用施設：認定こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育

【ニーズ量】

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	824	797	744	717	689
浜手地区	311	296	271	256	245
中央地区	289	288	282	282	280
山手地区	224	213	191	179	164

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

②量の見込みと確保の方策

市全体では、2号認定を含む教育利用に関する令和2年度以降のニーズ量は、過去の利用実績や推計児童人口の減少傾向を反映しているため、量の見込みとして適当であると考え、調整は行わず、上記のニーズ量を確保に向けた量の見込みとしています。

量の見込みに対する確保の内容とその方策は次のとおりです。

■量の見込みと確保の内容（市全体）

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (必要利用定員総数)		824 注1(160)	797 (156)	744 (148)	717 (145)	689 (141)
② 確保 の 内容	認定こども園	548	549	549	549	549
	幼稚園	780	780	780	780	780
	計	1,328	1,329	1,329	1,329	1,329
②－①		504	532	585	612	640

注1 カッコ内の数値は2号認定(教育希望)の内数

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

■確保の方策

1号認定については、量の見込みを十分に充足できる施設が確保されています。

## (2) 2号認定（保育）

### ① ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：A・B・C・E
- 対象年齢：3～5歳
- 利用施設：認定こども園、保育所

#### 【ニーズ量】

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	1,051	1,022	961	932	901
浜手地区	299	284	260	246	235
中央地区	481	479	469	469	466
山手地区	272	259	232	218	200

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

### ② 量の見込みと確保の方策

浜手地区は増加傾向、中央地区は610～630人程度で推移しており、令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけても同様の傾向で、それ以降は児童人口に比例して減少するものと見込んでいます。全地区について、実績値で算出した各年度の利用率(利用児童数÷児童人口)の最大値に、過去の利用率の伸びの平均を加味した率を、令和2年度(2020年度)以降の各年度の推計児童数に乗じて求めた数値を確保に向けた量の見込みとしました。

#### ■ 量の見込みと確保の内容（市全体）

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み (必要利用定員総数)		1,219	1,188	1,122	1,093	1,059
②確保の内容	認定こども園	1,167	1,168	1,168	1,168	1,168
	保育所	189	189	189	189	189
	計	1,356	1,357	1,357	1,357	1,357
②-①		137	169	235	264	298

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

#### ■ 確保の方策

2号認定については、量の見込みを十分に充足できる施設が確保されています。

### (3) 3号認定

#### ① ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：A・B・C・E
- 対象年齢：0歳、1・2歳
- 利用施設：認定こども園、保育所、地域型保育

#### 【ニーズ量】

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体		302	293	285	280	274
0歳	浜手地区	116	111	105	102	98
	中央地区	108	109	111	113	115
	山手地区	78	73	69	65	62
市全体		629	604	599	586	576
1・2歳	浜手地区	194	185	179	170	162
	中央地区	291	288	289	293	298
	山手地区	144	130	131	123	116
市全体		932	897	884	866	851
計	浜手地区	309	296	284	272	260
	中央地区	400	397	401	406	413
	山手地区	222	204	199	188	178

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある

#### ③ 量の見込みと確保の方策

ニーズ調査結果に基づき算出した0歳児のニーズ量が過大となっておりますが、共働き家庭の増加により0歳児の保育需要、また1・2歳児において育休後の職場復帰などにより保育需要が過去の実績並みもしくはそれ以上に高まることが予想されます。そのため、実績値で算出した各年度の利用率（利用児童数÷児童人口）の最大値に、過去の利用率の伸びの平均を加味した率を、令和2年度(2020年度)以降の各年度の推計児童数に乗じて求めた数値を確保に向けた量の見込みとしました。

■ 量の見込みと確保の内容（市全体）

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
0歳	①量の見込み (必要利用定員総数)	172	169	168	166	165	
	②確保の 内容の	認定こども園	145	148	148	148	148
		保育所	27	27	27	27	27
		地域型保育	-	-	-	-	-
		計	172	175	175	175	175
②-①	0	6	7	9	10		
1・2歳	①量の見込み (必要利用定員総数)	702	674	671	659	651	
	②確保の 内容の	認定こども園	583	589	589	589	589
		保育所	84	84	84	84	84
		地域型保育	-	-	-	-	-
		計	667	673	673	673	673
②-①	▲35	▲1	2	14	22		
計	①量の見込み (必要利用定員総数)	874	844	838	825	816	
	②確保の 内容の	認定こども園	728	737	737	737	737
		保育所	111	111	111	111	111
		地域型保育	-	-	-	-	-
		計	839	848	848	848	848
②-①	▲35	4	10	23	32		

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある

■ 確保の方策

0歳児については、見込みと同程度の確保の内容となっていますが、今後も共働き家庭が増える中で、0歳児の需要量が増えることが考えられます。1・2歳児については、児童数の減少に伴い、量の見込みは減少傾向ですが、就園率は高くなることが考えられます。既存の施設で、定員の見直しも検討する必要があります。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容、実施時期

#### 〔1〕時間外保育事業（延長保育事業）

##### ① 第1期計画の量の見込みと確保の状況（現状）

（単位：人）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	990	979	960	942	915
確保の内容	990	979	960	942	915
実績	844	975	1,010	921	927
差	146	4	▲50	21	▲12

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

#### 【評価】

概ね、見込みと同程度の実績となっています。

##### ②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

###### （ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

○算出対象の潜在家庭類型：A・B・C・E

○対象年齢：0～5歳

#### 【ニーズ量】

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	935	905	872	851	830

###### （イ）量の見込みと確保の方策

令和2年度(2020年度)以降のニーズ量は、過去の実績値の傾向を反映していることから、調整は行わず、上記のニーズ量を確保に向けた量の見込みとします。

（単位：人）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	935	905	872	851	830
確保の内容	935	905	872	851	830

#### ■確保の方策

保育標準時間については、1日11時間、保育短時間については、1日8時間を超える利用について、延長保育を実施します。量の見込みに応じた事業量を確保します。

## 〔2〕放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

## ①第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
浜手地区	低学年	量の見込み	234	222	216	202	190
		確保の内容	234	222	216	202	190
		実績	253	226	245	236	241
		差	▲ 19	▲ 4	▲ 29	▲ 34	▲ 51
	高学年	量の見込み	52	49	47	46	44
		確保の内容	52	49	47	46	44
		実績	30	39	34	39	37
		差	22	10	13	7	7
中央地区	低学年	量の見込み	310	283	276	259	263
		確保の内容	310	283	276	259	263
		実績	301	294	270	296	315
		差	9	▲ 11	6	▲ 37	▲ 52
	高学年	量の見込み	65	62	57	56	52
		確保の内容	65	62	57	56	52
		実績	53	62	48	45	32
		差	12	0	9	11	20
山手地区	低学年	量の見込み	214	218	225	233	245
		確保の内容	214	218	225	233	245
		実績	246	266	267	264	264
		差	▲ 32	▲ 48	▲ 42	▲ 31	▲ 19
	高学年	量の見込み	36	36	36	38	39
		確保の内容	36	36	36	38	39
		実績	24	34	27	41	48
		差	12	2	9	▲ 3	▲ 9

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※各年度5/1現在の実績です。

## 【評価】

平成27年度(2015年度)から、小学6年生までの児童が利用対象となり、全体的に利用児童数は当初見込みより増加していますが、低学年の利用を優先して受け入れています。

山手地区では、東山小学校の児童数増加により、利用希望が確保の内容を大きく超えることとなったので、平成30年度(2018年度)に1クラス増設しています。

## ②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

### （ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：A・B・C・E
- 対象年齢：5歳児、小学生

#### 【ニーズ量】

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	低学年	1,021	982	945	928	902
	高学年	44	43	42	39	37
	計	1,065	1,025	987	967	939
浜手地区	低学年	263	253	249	249	237
	高学年	14	13	13	11	11
	計	277	266	262	260	248
中央地区	低学年	431	426	419	421	419
	高学年	0	0	0	0	0
	計	431	426	419	421	419
山手地区	低学年	327	303	277	258	246
	高学年	30	30	29	28	26
	計	357	332	306	286	272

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

### （イ）量の見込みと確保の方策

#### <低学年>

浜手・中央両地区のニーズ量が過去の実績値の最大値を上回り、ニーズが過大に算出されていると考えられます。就学前児童調査で「日常のご自身や配偶者の親、親戚にみてもらえる」に回答した人は利用見込みが低いと考えられるため、その回答した人を算出対象から除外し求めた数値を確保に向けた量の見込みとしました。

#### <高学年>

ニーズ調査の結果では、浜手・中央両地区のニーズ量が実績と大きくかい離しているため、この2地区については、実績値で算出した各年度の利用率（利用児童数÷児童人口）の最大値を、令和2年度(2019年度)以降の高学年の推計児童数に乗じて算出した数値を確保に向けた量の見込みとしました。

(単位:人)

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み①	低学年	855	819	785	767	743
		高学年	114	109	109	103	99
		合計	969	928	893	870	843
	確保の内容②		1,039	1,039	1,039	1,039	1,039
	②-①		70	111	146	169	196
浜手地区	量の見込み①	低学年	226	217	214	213	203
		高学年	35	33	31	29	27
		合計	261	250	245	242	231
	確保の内容②		300	300	300	300	300
	②-①		39	50	55	58	69
中央地区	量の見込み①	低学年	302	299	294	295	294
		高学年	49	47	48	47	46
		合計	351	346	342	342	340
	確保の内容②		350	350	350	350	350
	②-①		▲1	4	8	8	10
山手地区	量の見込み①	低学年	327	303	277	258	246
		高学年	30	30	29	28	26
		合計	357	332	306	286	272
	確保の内容②		389	389	389	389	389
	②-①		32	57	83	103	117

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

#### ■ 確保の方策

小学校児童数の減少に伴い、利用希望は減少傾向にあり、待機児童は徐々に解消される見込みです。中央地区については、量の見込みに対して一部確保不足となっていますが、低学年は優先的に受け入れ、待機とならないように努めていきます。

〔3〕子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

① 第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人日）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	7	6	5	4	3
確保の内容	7	6	5	4	3
実績	20(0)	33(0)	15(0)	16(0)	0(0)
差	▲13	▲27	▲10	▲12	3

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※（ ）内は、トワイライト事業の実績です

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

（ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

○算出対象の潜在家庭類型：全家庭類型  
○対象年齢：0～5歳

【ニーズ量】

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	0	0	0	0	0

（イ）量の見込みと確保の方策

ニーズ調査の結果では、本事業のニーズがゼロでニーズ量を見込めなかったため、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間の利用実績の平均値を令和2年度(2020年度)以降の確保に向けた量の見込みとしました。

□ショートステイ

（単位：人日）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	21	21	21	21	21
確保の内容	21	21	21	21	21

□トワイライト

（単位：人日）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	7	7	7	7	7

■確保の方策

ショートステイは5か所で、トワイライトは3か所で実施しており、量の見込みに対する確保はできています。今後も希望があれば、実施していきます。

#### 〔4〕地域子育て支援拠点事業

##### ①第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人回）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	25,488	24,768	24,048	23,544	22,896
確保の内容	25,488	24,768	24,048	23,544	22,896
実績	18,768	20,784	17,592	17,004	15,897
差	6,720	3,984	6,456	6,540	6,999

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

##### 【評価】

現在市内3か所で実施しています。平成29年度(2017年度)から利用者数は減少しています。その要因として、公立幼稚園の3歳児保育が始まったことが考えられます。引き続き、乳幼児とその保護者の交流の場としての充実を図ります。

##### ②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

###### （ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：全家庭類型
- 対象年齢：0～2歳

###### 【ニーズ量】

（単位：人回）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	51,743	49,678	48,739	47,423	46,284

###### （イ）量の見込みと確保の方策

市全体において、令和2年度(2020年度)以降のニーズ量は、過去の実績値を大きく上回っています。国の手引きでは、ニーズ量の算出の対象に、フルタイムの共働き家庭(タイプB)またはフルタイムと長時間のパートタイムの共働き家庭(タイプC)を含んでおり、それによりニーズが過大になっているものと考えられます。これらの家庭は定期的な保育サービスを利用していると考えられることから、本事業の利用対象から除き、フルタイムと短時間のパートタイムの共働き家庭(タイプC')及び専業主婦(夫)(タイプD)の各ニーズ量の合計を量の見込みとしました。なお、ひとり親(タイプA)、パートタイムの共働き(タイプE・E')、夫婦とも無職(タイプF)に該当する家庭はありません。

(単位：人回)

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	31,751	30,493	29,918	29,117	28,424
確保の内容	31,751	30,493	29,918	29,117	28,424

### ■確保の方策

乳幼児とその保護者が交流を行い、子育てについての相談や情報提供を行う子育て支援センターの運営に加え、新しく、乳幼児親子に限らず、就学児童も含めた幅広い交流ができる施設を設置し、子育てを楽しみ、心理的に安心できる環境づくりに取り組めます。

## 〔5〕一時預かり事業

### ①第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

#### □1号認定による利用

(単位：人日)

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	4,985	4,848	4,708	4,610	4,484
確保の内容	4,985	4,848	4,708	4,610	4,484
実績	3,188	4,029	5,502	5,625	4,987
差	1,797	819	▲794	▲1,015	▲503

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

#### □2号認定による利用

「2号認定による利用」(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)は、幼稚園+幼稚園の一時預かりを利用している、上記の「1号認定による利用」に含まれるため、「2号認定による利用」の実績は記載していません。

(単位：人日)

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	1,023	994	965	945	919
確保の内容	1,023	994	965	945	919
実績	—	—	—	—	—
差	—	—	—	—	—

□幼稚園以外の一時預かり

(単位：人日)

市全体	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
量の見込み	694	674	654	640	622
確保の内容	694	674	654	640	622
実績	399	806	650	886	834
差	295	▲132	4	▲246	▲212

※差(過不足)＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

【評価】

「1号認定による利用」については、平成29年度から公立幼稚園で預かり保育が始まったことなどにより、実績は増加傾向です。

幼稚園以外の一時預かりは、平成28年度(2016年度)から社会福祉協議会の一時預かりが開始されました。そのほか保育所・認定こども園で、市の自主事業として運営しています。

②第2期計画期間におけるニーズ量(量の見込み)と確保方策(計画)

(ア) ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

○算出対象の潜在家庭類型：1号認定利用＝C'・D・E'・F

2号認定利用＝A・B・C・E

幼稚園以外＝全家庭類型

○対象年齢：1号または2号利用＝3～5歳／幼稚園以外＝0～5歳

【ニーズ量】

(単位：人日)

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号利用	4,562	4,406	4,120	3,973	3,831
2号利用	37,360	36,532	34,700	33,932	33,036
幼稚園以外	7,696	7,495	7,312	7,179	7,060

(イ) 量の見込みと確保の方策

1号認定の利用について、令和2年度以降のニーズ量は、過去の実績の傾向を反映していることから、調整は行わず、このニーズ量を確保に向けた量の見込みとします。

幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定の児童は、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、利用者数が把握できるようになったため、その見込み人数から算出した数値を確保に向けた量の見込みとします。

幼稚園以外の利用について、過去の実績値に比べ、ニーズが過大に算出されているため、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの実績値に基づく利用率(利用児童数÷児童人口)を各年度算出し、その最大値を令和2年度(2020年度)以降の各年の推計児童数に乗じて算出した数値を確保に向けた量の見込みとしました。



□ 1号認定による利用

(単位：人日)

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4,562	4,406	4,120	3,973	3,831
確保の内容	4,562	4,406	4,120	3,973	3,831

□ 2号認定による利用

(単位：人日)

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	13,200	12,870	12,210	11,962	11,632
確保の内容	13,200	12,870	12,210	11,962	11,632

□ 幼稚園以外の一時的預かり

(単位：人日)

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	820	793	761	741	721
確保の内容	820	793	761	741	721

■ 確保の方策

「1号認定による利用」、「2号認定による利用」「幼稚園以外の一時的預かり」とも現施設で受入れが確保されます。

## 〔6〕病児・病後児保育事業

### ①第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人日）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	500	486	472	462	449
確保の内容	500	486	472	462	449
実績	322	352	241	302	382
差	178	134	231	160	67

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

#### 【評価】

病児保育室1か所を実施しています。

### ②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

#### （ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

- 算出対象の潜在家庭類型：A・B・C・E
- 対象年齢：0～5歳

#### 【ニーズ量】

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	4,038	3,923	3,790	3,711	3,632

#### （イ）量の見込みと確保の方策

過去の実績値に比べニーズが過大となっていることから、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)の実績値から各年度の利用率（病児・病後児事業利用者÷0～5歳児人口）を算出し、その最大値を令和2年度以降の0～5歳児の推計児童数に乗じて算出した数値を量の見込みとしました。

（単位：人回）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	372	360	345	336	327
確保の内容	372	360	345	336	327

#### ■確保の方策

量の見込みは、現在の施設で確保できると考えています。

〔7〕子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

① 第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：人日）

市全体	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	918	892	866	848	824
確保の内容	918	892	866	848	824
実績	827	647	520	664	700
差	91	245	346	184	124

※差（過不足）＝確保の内容－実績

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

【評価】

利用会員・協力会員合わせて600人を超え、こんにちは赤ちゃん事業での紹介など、周知に努めています。

②第2期計画期間におけるニーズ量（量の見込み）と確保方策（計画）

（ア）ニーズ調査結果に基づき算出したニーズ量

○算出対象の潜在家庭類型：全家庭類型

○対象年齢：5歳、小学生

【ニーズ量】

（単位：人日）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
低学年	108	106	105	105	105
高学年	114	108	111	108	107
計	222	215	216	213	212

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

（イ）量の見込みと確保の方策

手引きに沿って、5歳児のニーズ調査の結果を使用して量の見込みを算出すると、過去の利用実績値とかい離が生じています。そのため、本市の利用形態により近いニーズ量を算出するため、ニーズ調査の結果に基づく算出条件を次の内容に変更の上、就学前児童及び就学児童の各ニーズ量（利用意向率×利用意向日数×家庭類型別推計児童数）を算出し、両者のニーズ量を合わせた数値を本事業の量の見込みとしました。

<利用意向率、利用意向日数の算出方法>

- ・【就学前児童】私用や不規則な仕事などの時、子どもを預かるサービスとして不定期に「ファミリー・サポート・センターを利用した」割合とその平均利用日数、また、私用や不規則の仕事の時に「ファミリー・サポート・センターを利用したい」人の割合とその平均利用希望日数で算出

・【就学児童】私用や不定期の仕事などで「ファミリー・サポート・センターを利用した」人の割合とその平均利用日数で算出

(単位：人日)

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	就学前児童	156	148	140	133	127
	小学生	484	460	450	433	417
	合計	640	609	590	566	544
確保の内容		640	609	590	566	544

※端数処理の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

#### ■ 確保の方策

確保の体制は整っているので、周知に努め、利用件数の増加へつなげます。

## 〔8〕利用者支援事業

### ①第1期計画の量の見込みの確保の状況（現状）

（単位：か所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
量の見込み	6	6	6	6	6
確保の内容	6	6	6	6	6
実績 (母子保健型)	1	1	1	1	1

#### 【評価】

第1期計画で、子育て支援事業に係る情報集約や提供、相談等を実施する施設を、各提供区域で2か所ずつを確保することとしていましたが、本市では、母子保健型を市直営で実施し保健師等が妊産婦の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するきめ細かい支援を実施しています。

### ②第2期計画期間における確保方策（計画）

手引きでは、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、本事業の量の見込みを算出することとしています。

また、「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられるとしています。

本市では、母子保健型をすでに設置しています。

（単位：か所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
母子保健型	1	1	1	1	1

#### ■確保の方策

第2期計画期間中に、子育て世代包括支援センターを設置し、引き続き妊娠期から子育て期の家庭の切れ目のない支援を行います。

## 〔9〕妊婦健診事業

### ①第1期計画期間の実績（現状）

（単位：人回）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
実績	8,242	7,790	7,670	6,470	7,896

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

### ②第2期計画期間における確保方策（計画）

<算出式>

- ・量の見込み（受診人数）＝0歳推計人口×受診率（妊婦全員が受診するものと仮定）

※令和2年度(2020年度)以降は「H31年度の受診率×各年の0歳推計人口」により算出

- ・量の見込み（受診延べ回数）＝受診人数×一人当たりの受診延べ回数（14回）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の 見込み (人)	受診人数(人)	568	553	541	533	524
	妊婦健康診査受診 延べ回数(人回)	7,952	7,742	7,574	7,462	7,336
確保の内容(人回)		7,952	7,742	7,574	7,462	7,336

#### ■確保の方策

妊婦の健康管理の充実を引き続き図ります。

## 〔10〕乳児家庭全戸訪問事業

### ①第1期計画期間の実績（現状）

（単位：人回）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
実績	717	654	636	527	572

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

### ②第2期計画期間における確保方策（計画）

<算出式>

- ・量の見込み＝0歳推計人口とする。

(単位：人回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	568	553	541	533	524
確保の内容	568	553	541	533	524

■ 確保の方策

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児不安の解消や孤立化の防止を図り、引き続き必要な支援を行います。

〔11〕 養育支援訪問事業

① 第1期計画期間の実績（現状）

(単位：人回)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
実績	95	169	171	171	114

※令和元年度(2019年度)の実績は見込み値です

② 第2期計画期間における確保方策（計画）

<算出式>

・ 訪問率 = 訪問実績人数 ÷ 0歳児人口

※令和2年度(2020年度)以降の各年の訪問率は、過去の訪問実績率の最大値とする。

・ 量の見込み = 各年の0歳児推計人口 × 最大訪問率

(単位：人回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	157	153	150	148	145
確保の内容	157	153	150	148	145

■ 確保の方策

引き続き、養育支援が必要な家庭を訪問し、指導助言を行います。

【目標事業量総括表】

■教育・保育の確保の内容

市全体	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	人	1,328	1,329	1,329	1,329	1,329
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	人	1,356	1,357	1,357	1,357	1,357
3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	人	172	175	175	175	175
3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	人	667	673	673	673	673

■地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

〔1〕時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人	935	905	872	851	830

〔2〕放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 浜手地区	人	300	300	300	300	300
② 中央地区	人	350	350	350	350	350
③ 山手地区	人	389	389	389	389	389

〔3〕子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

市全体	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	人日	21	21	21	21	21
トワイライト	人日	7	7	7	7	7

〔4〕地域子育て支援拠点事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人回	31,751	30,493	29,918	29,117	28,424

〔5〕一時預かり事業

市全体	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定による利用	人日	4,562	4,406	4,120	3,973	3,831
2号認定による利用	人日	13,200	12,870	12,210	11,962	11,632
幼稚園以外の一時的預かり	人日	820	793	761	741	721

〔6〕病児・病後児保育事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人日	372	360	345	336	327

〔7〕子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人日	640	609	590	566	544

〔8〕利用者支援事業

市全体	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	か所	1	1	1	1	1

〔9〕妊婦健診事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人回	7,952	7,742	7,574	7,462	7,336

〔10〕乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人回	568	553	541	533	524

〔11〕養育支援訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	人回	157	153	150	148	145



## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進方法

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、健康子ども部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携・調整を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに庁内の関係部局と連携し、計画の進捗状況や施策の充実、見直しについて協議を行い、本計画の円滑な推進に努めます。

### 第2節 市民、関係機関・団体との連携の推進

本計画に基づく事業・施策を計画的に推進するため、市民や関係機関などの意見・要望提案などの把握に努めます。

また、進行状況などの把握と点検・評価について、委員会等で検証するとともに、その結果をホームページなど多様な媒体を通じて広く市民に公表し進行管理の透明性を図ります。

# 参 考 資 料

## 1. 貝塚市子ども・子育て会議規則

平成25年6月24日

規則第25号

改正 平成27年3月30日規則第18号

平成29年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、貝塚市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の組織、運営その他会議について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、条例別表に定める当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(一部改正〔平成27年規則18号〕)

(組織)

第3条 会議は、委員27人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保育及び教育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、会議の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係職員に対して説明を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(一部改正〔平成27年規則18号・29年16号〕)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第18号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 2. 貝塚市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	大阪大谷大学教育学部教育学科	◎長瀬 美子
保育及び教育関係者	貝塚市私立幼稚園連合会	芽木 信樹
	貝塚市民間保育連絡会	高田 テルミ
	岸和田人権擁護委員協議会 (貝塚市地区委員会)	南 峯子
	貝塚市青少年指導員連絡協議会	戸江 健一
	貝塚市民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	梅原 直子
子どもの保護者	貝塚市公立幼稚園保護者会の代表	清水 瑞絵 平成30年12月14日～平成31年4月13日
		松本 美穂 平成31年4月14日～令和2年12月13日
	貝塚市私立幼稚園保護者会の代表	金目 京子
	貝塚市公立認定こども園保護者会の代表	山本 祐美子
	貝塚市民間認定こども園・保育園保護者の代表	泉 亮太
	貝塚市学童保育保護者の代表	川上 彰久
	貝塚市PTA協議会の代表	中野 俊彦
	貝塚市幼児教室親の会の代表	田中 愛
	貝塚市母子寡婦福祉連合会	南 敬子
	貝塚市子ども会育成連合会	朝倉 卓也
	子育てサークルの代表	田中 亜希子
その他市長が必要 があると認める者	貝塚市社会福祉協議会	○武本 正
	貝塚市町会連合会	和田 明宏
	貝塚市医師会	川崎 康寛
	貝塚商工会議所	西田 陽
関係行政機関 の職員	副市長	田中 利雄
	教育委員会教育長	鈴木 司郎
	健康子ども部長	南 百合子
	貝塚市公立認定こども園	塔筋 真紀
	教育委員会教育部長	坂本 修司 平成30年12月14日～平成31年3月31日
		樽谷 修一 平成31年4月1日～令和2年12月13日
	教育委員会教育部参与	和中 克仁 平成30年12月14日～平成31年3月31日
		浦川 英明 平成31年4月1日～令和2年12月13日
貝塚市校園長会	久保 美智子	

◎：会長      ○：会長職務代理者

### 3. 計画策定経過

年度	開催年月日	協議事項等
平成30年度	平成31年 2月12日(火)	<b>第1回 貝塚市子ども・子育て会議</b> (1) 会長の選任等について (2) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画の策定目的及び概要について (3) ニーズ調査(アンケート調査)の項目について (4) ニーズ調査対象者数について
	2月25日(月)～ 3月11日(月)	<b>子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施</b>
令和元年度	令和元年 7月8日(月)	<b>第2回 貝塚市子ども・子育て会議</b> (1) ニーズ調査結果報告 (2) 第1期計画の実施状況と評価について (3) 貝塚市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	10月10日(木)	<b>第3回 貝塚市子ども・子育て会議</b> (1) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について (3) パブリックコメントの実施について
	12月10日(火)～ 12月27日(金)	<b>第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施</b>
	令和2年 2月12日(木)	<b>第4回 貝塚市子ども・子育て会議</b> (1) パブリックコメント実施結果について (2) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画案(答申)について



---

第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月

発行 貝塚市

編集 貝塚市 健康子ども部 子育て支援課

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電話 072-433-7090

ファックス 072-433-7051

---